

宇土市史研究

第二号

宇土市史研究会
宇土市教育委員会

はじめに

私達が生まれ、育った郷土には、町、農村を問わず、今日を築いて来た住民の歴史が刻まれています。長老の話、村の入口に立つ大樹、小川にかかる石橋、辻地藏……などこれらは昔から村人の郷土愛と連帯の源であり、よりどころでした。

しかしながら今日、経済成長の大波は、人々の精神的荒廃を招き、これら祖先が営々と築いて来た精神的、文化的遺産を急速に破壊、消滅し続けています。

県が昭和五十年から提唱してきた「新しいふるさとづくり運動」もこれら失われつつある精神的価値観と地域連帯感の復活にあります。

今こそ私達は郷土社会に目を向け、郷土の歴史と伝統を学び、郷土愛に目覚める必要性を痛感します。

このような願いを込めて、本書は昨年に引き続き宇土市史研究会の皆さんの御協力により出版されたものであります。

今日の宇土市がどのように築かれてきたかを知る貴重な資料として学校教育はもとより多方面にわたり広く活用されることを念願いたします。

昭和五十六年二月

宇土市教育長 船田 至

例 言

- 一、本誌は宇土市史研究会の研究紀要であり、各論文は主に、昭和五五年度の市史研究会例会において発表された成果をもとに、執筆されたものである。
- 二、収録した論文及び、その中の挿図・写真等は、それぞれの会員の執筆・製作になるものである。従って、その文責は各執筆者にある。
- 三、各論文・報告は、原則的に時代順に掲載している。
- 四、題字は、松本敏雄会員による。
- 五、本誌の編集は高木恭二が行なった。

目次

宇土市松山町畑中遺跡出土の甕棺	北條暉幸	1
肥後南部の石棺資料(一)	高木恭二	11
向野田古墳出土の絹製品について	布目順郎	25
如来寺仏像胎内から出た絹製品について	布目順郎	29
善導寺の歴史と地理	井上正	31
八代日記と宇土	井上正	39
板碑ノート―高濱武蔵守逆修碑ほか―	富樫卯三郎	41
宇土における小西行長	一宗雄	45
宇土の文学碑	清見末喜	51
松花堂 光永眠鶴八十二年の生涯(二)	光永文熙	59
宇土市農業の歩み	田代捨己	65
宇土市上水道建設小史	井上典太	71
宇土の方言	立花貫一	81

資料

- 一、古代から近代までの遺跡について
- 二、名和武頭・宇土行興位牌銘
- 三、細川文庫
- 四、原泉社資料
- 五、細川家屋敷棟札銘
- 六、西岡神宮神殿棟札銘
- 七、肥後名家碑文集十三
- 八、網田神社々額裏書
- 九、宇土八水用水路竣工之碑

消息

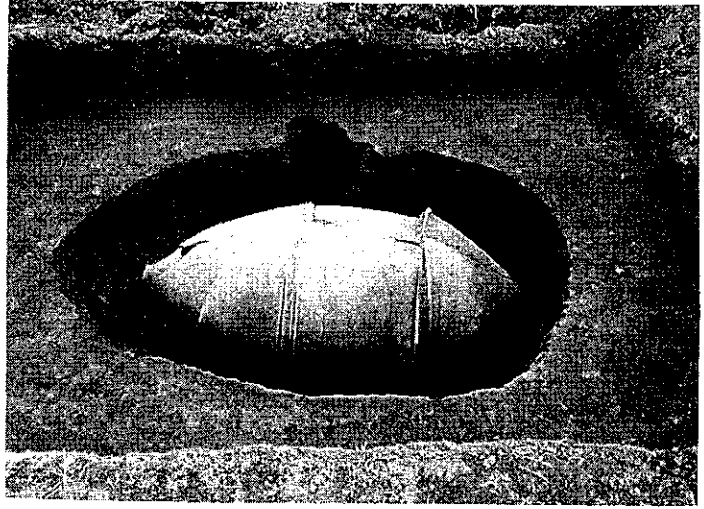
- 一、細川家古文書
- 二、山川青山の遺族

その他

- 一、執筆者一覧
- 二、刊行案内



鉄片出土状態



甕棺出土状態(北側から)

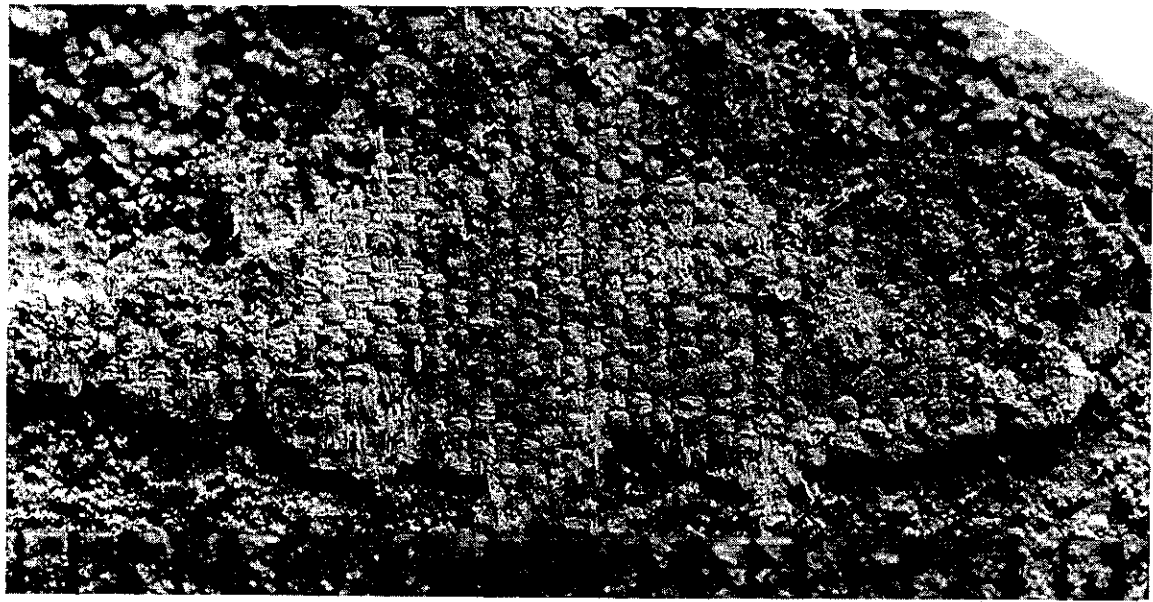


畑中遺跡出土の甕棺

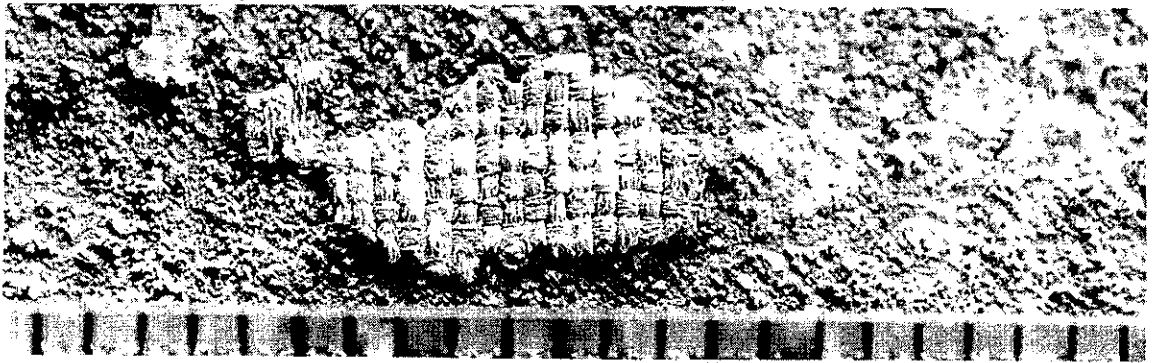


棺内人骨出土状態

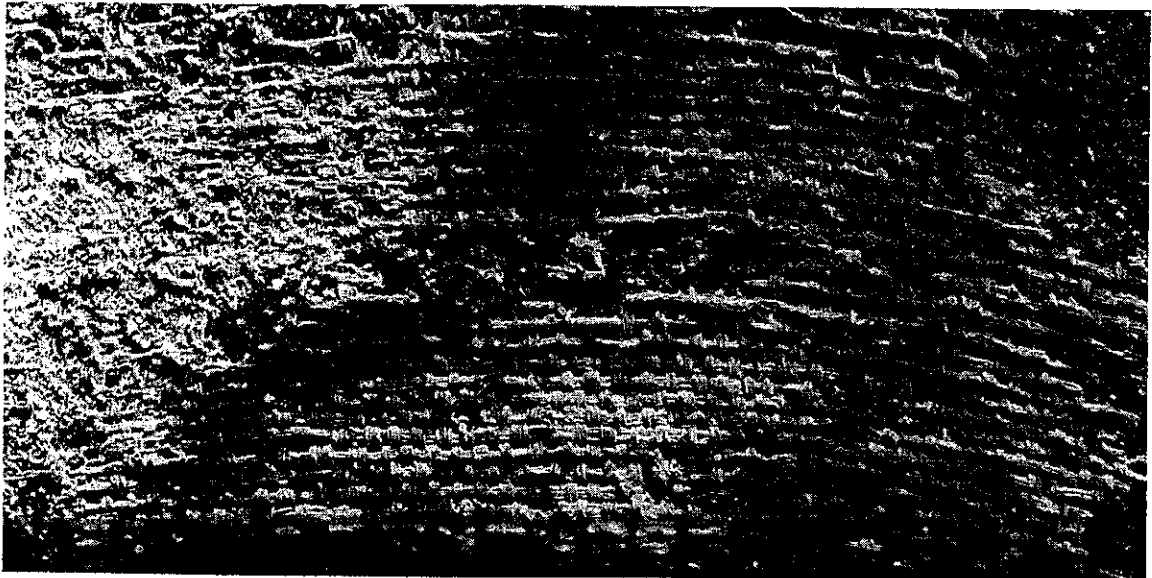
(巻頭図版1) 北條・平山・木下論文参照



A



B



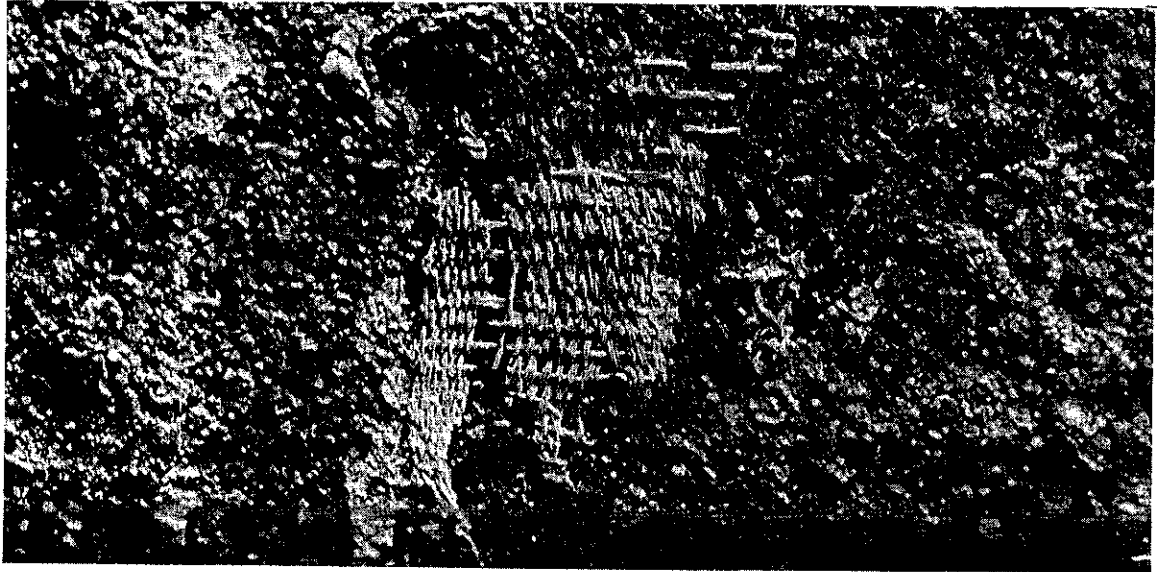
C

(巻頭図版 2) 布目①論文参照

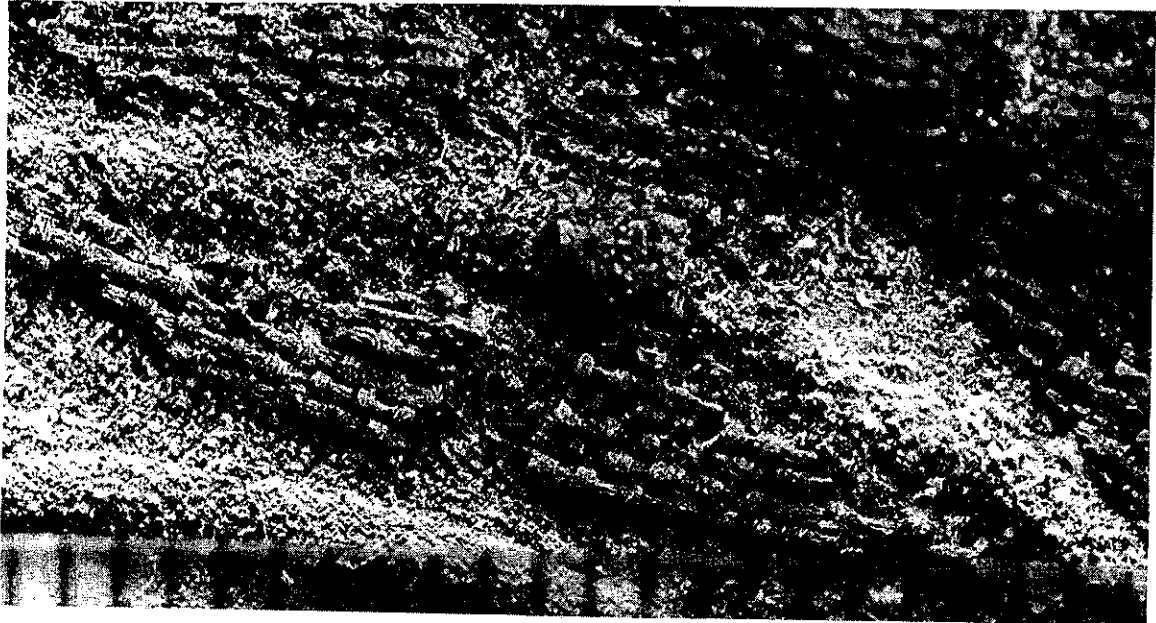
第1図 向野田古墳出土の絹製品

- A、内行花文鏡面の平絹(1) B、内行花文鏡面の平絹(2)
C、内行花文鏡面の平絹(3)

Scale : 1 目盛 1 mm



D



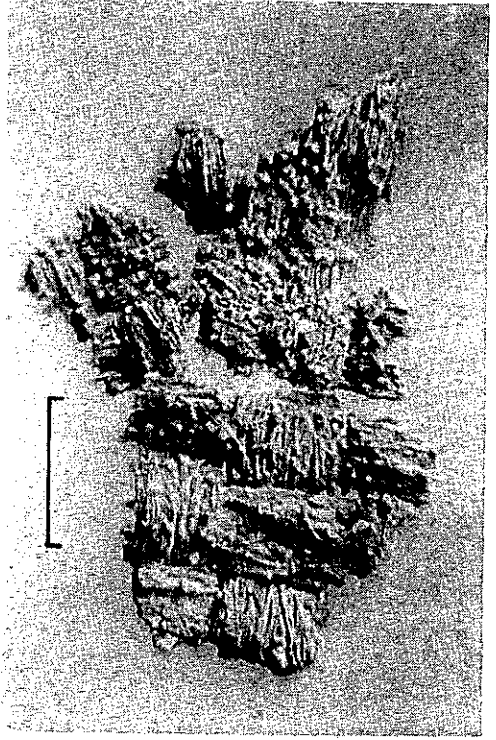
E



F

第1図 向野田古墳出土の絹製品 (巻頭図版3) 布目①論文参照

D、内行花文鏡面の平絹(4) E、鳥獸鏡背の平絹 F、鳥獸鏡面の平絹 Scale : 1目盛1mm



G



H



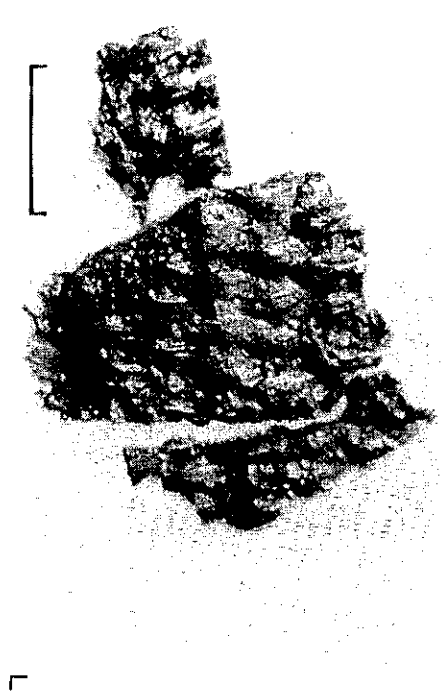
J

第1図 向野田古墳出土の絹製品

- G、内行花文鏡の下にあった平絹(1)
- I、内行花文鏡の下にあった織維束
- H、内行花文鏡の下にあった平絹(2)
- J、刀(2)の柄巻平絹紐

(巻頭図版4) 布目①論文参照

Scale : 1 mm

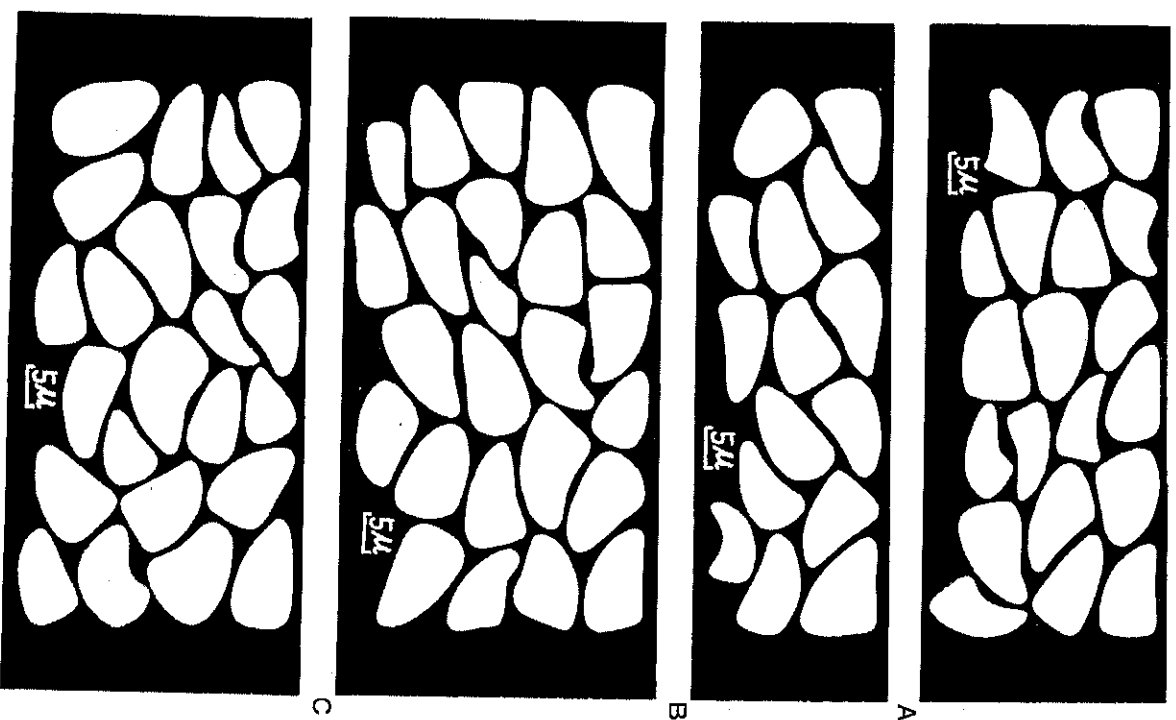


第1図 向野田古墳出土の絹製品

K、刀(2)の柄巻平絹紐に附着している平絹(1) L、刀(2)の柄巻平絹紐に附着している平絹(2)

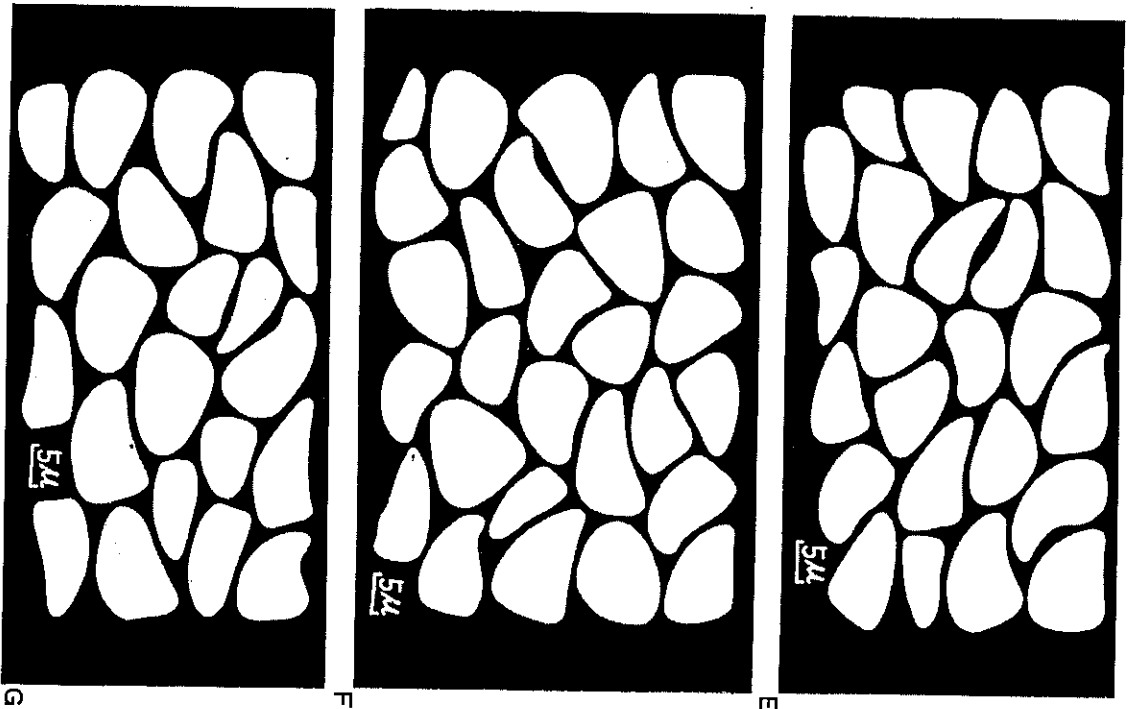
Scale : 1 mm

第2図 向野田古墳出土の絹製品の織維断面拡大転写図(個々の転写図を集めて無秩序に並べたもの。その数は任意)



A、内行花文鏡面の平絹(1)経 B、内行花文鏡面の平絹(1)緯 C、内行花文鏡面の平絹(2)経 D、内行花文鏡面の平絹(2)緯

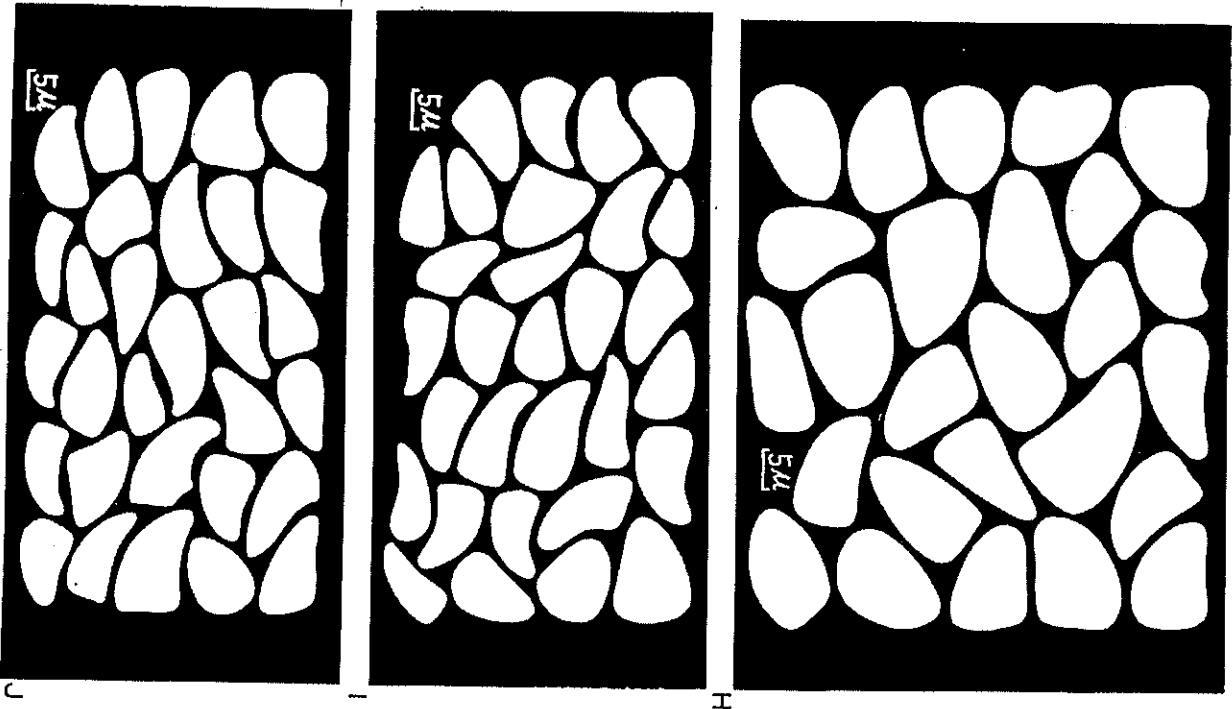
(巻頭図版5) 布目①論文参照



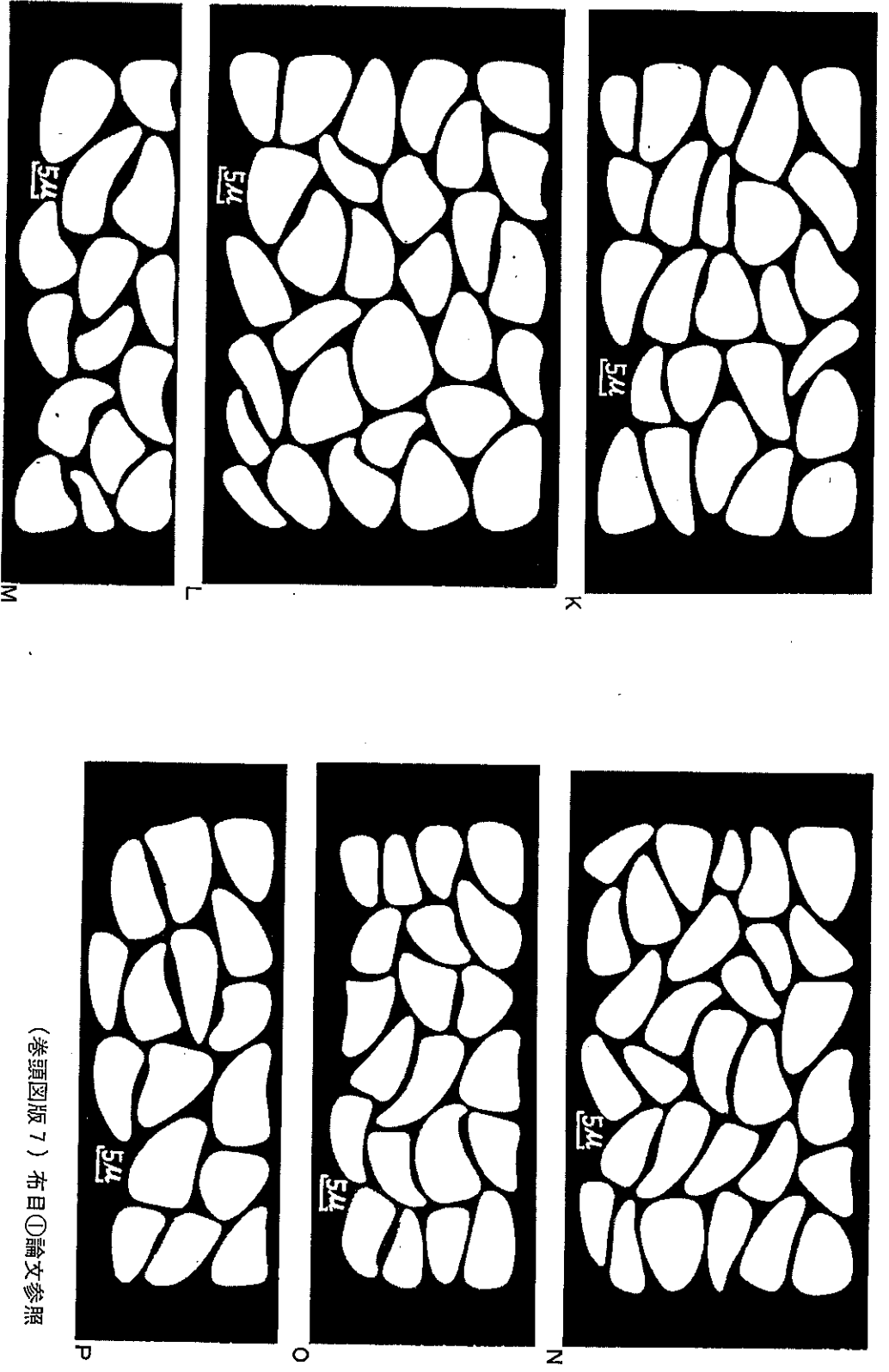
第2図

向野田古墳出土の絹製品の織維断面拡大転写図 (個々の転写図を集めて無秩序に並べたもの。その数は任意)

E、内行花文鏡面の平絹(3)経 F、内行花文鏡面の平絹(3)緯 G、内行花文鏡面の平絹(4)経 H、内行花文鏡面の平絹(4)緯 I、鳥獸鏡背の平絹、経 J、鳥獸鏡背の平絹、緯



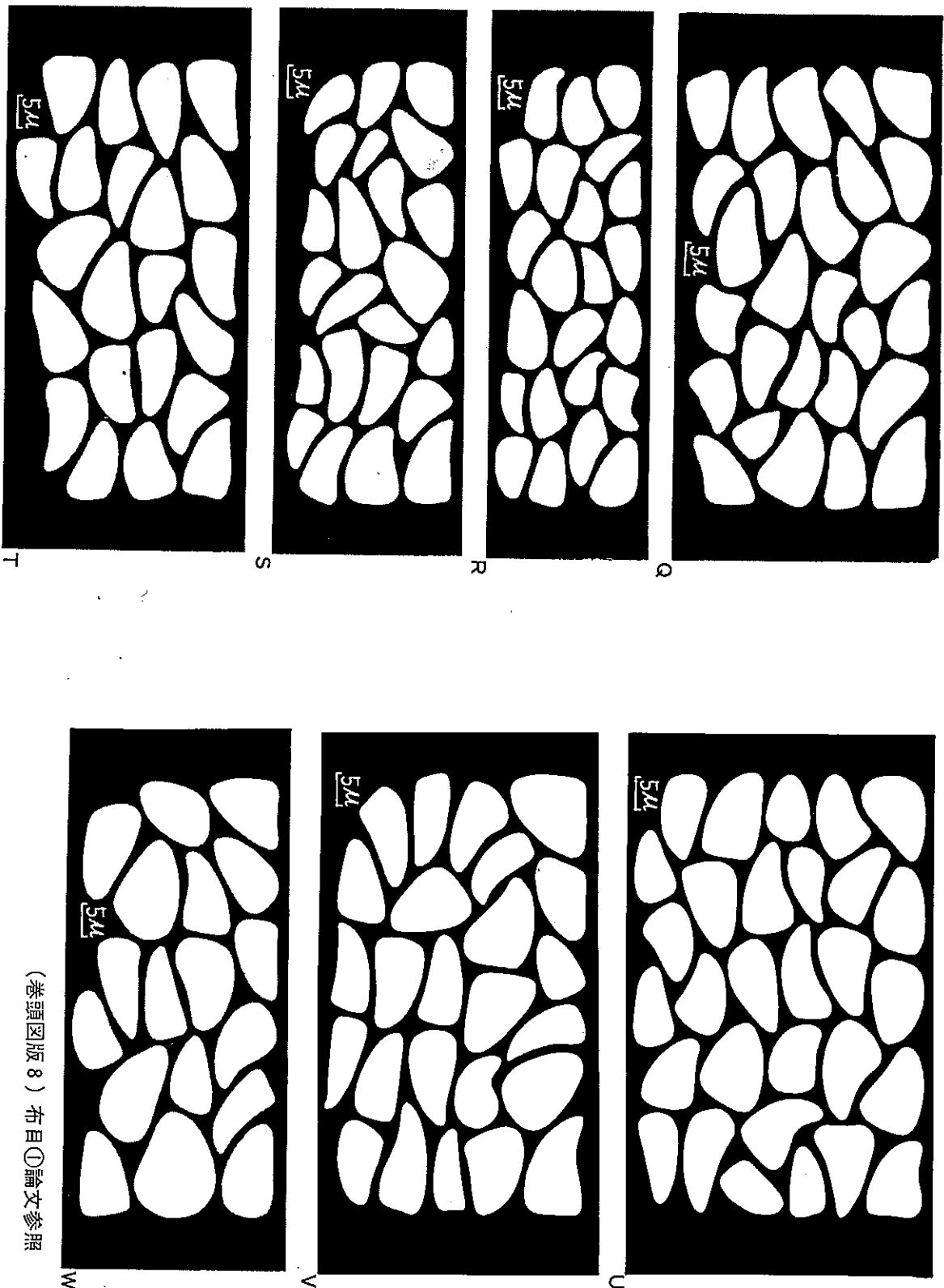
(巻頭図版6) 布目①論文参照



(巻頭図版 7) 布目①論文参照

第 2 図 向野田古墳出土の絹製品の繊維断面拡大転写図 (個々の転写図を集めて無秩序に並べたもの。その数は任意)

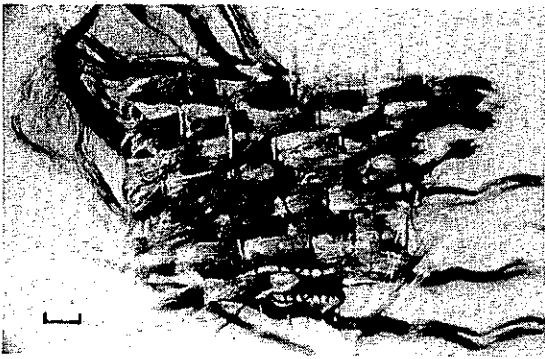
K、鳥獸鏡面の平絹、経 L、鳥獸鏡面の平絹、緯 M、内行花文鏡の下にあった平絹(1)緯 N、内行花文鏡の下にあった平絹(1)緯 O、内行花文鏡の下にあった平絹(2)緯 P、内行花文鏡の下にあった平絹(2)緯



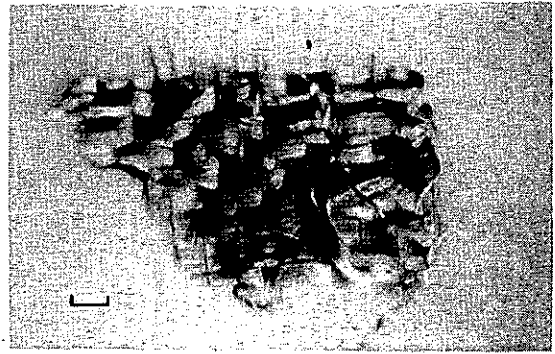
第2図 向野田古墳出土の絹製品の織維断面拡大転写図(個々の転写図を集めて無秩序に並べたもの。その数は任意)

Q、内行花文鏡の下にあった繊維束の中の絹繊維 R、刀(2)の柄巻平絹紐、経 S、刀(2)の柄巻平絹紐、緯 T、刀(2)の柄巻平絹紐に附着している平絹(1)経 U、刀(2)の柄巻平絹紐に附着している平絹(1)緯 V、刀(2)の柄巻平絹紐に附着している平絹(2)経 W、刀(2)の柄巻平絹紐に附着している平絹(2)緯

(巻頭図版8) 布目①論文参照



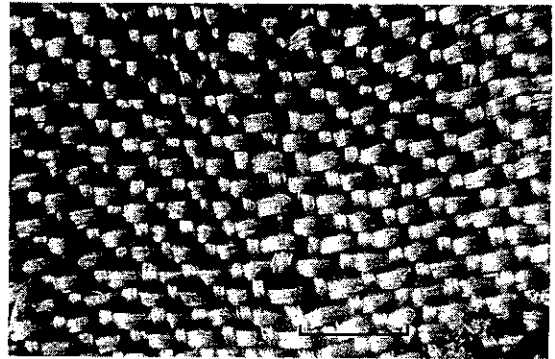
A



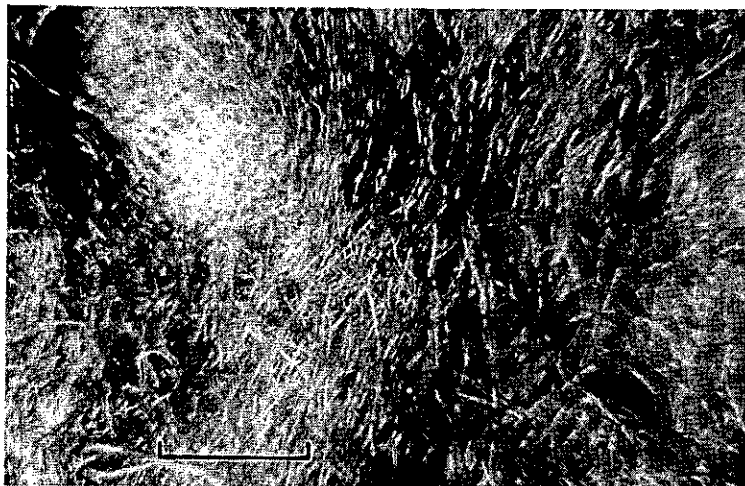
C



B



D



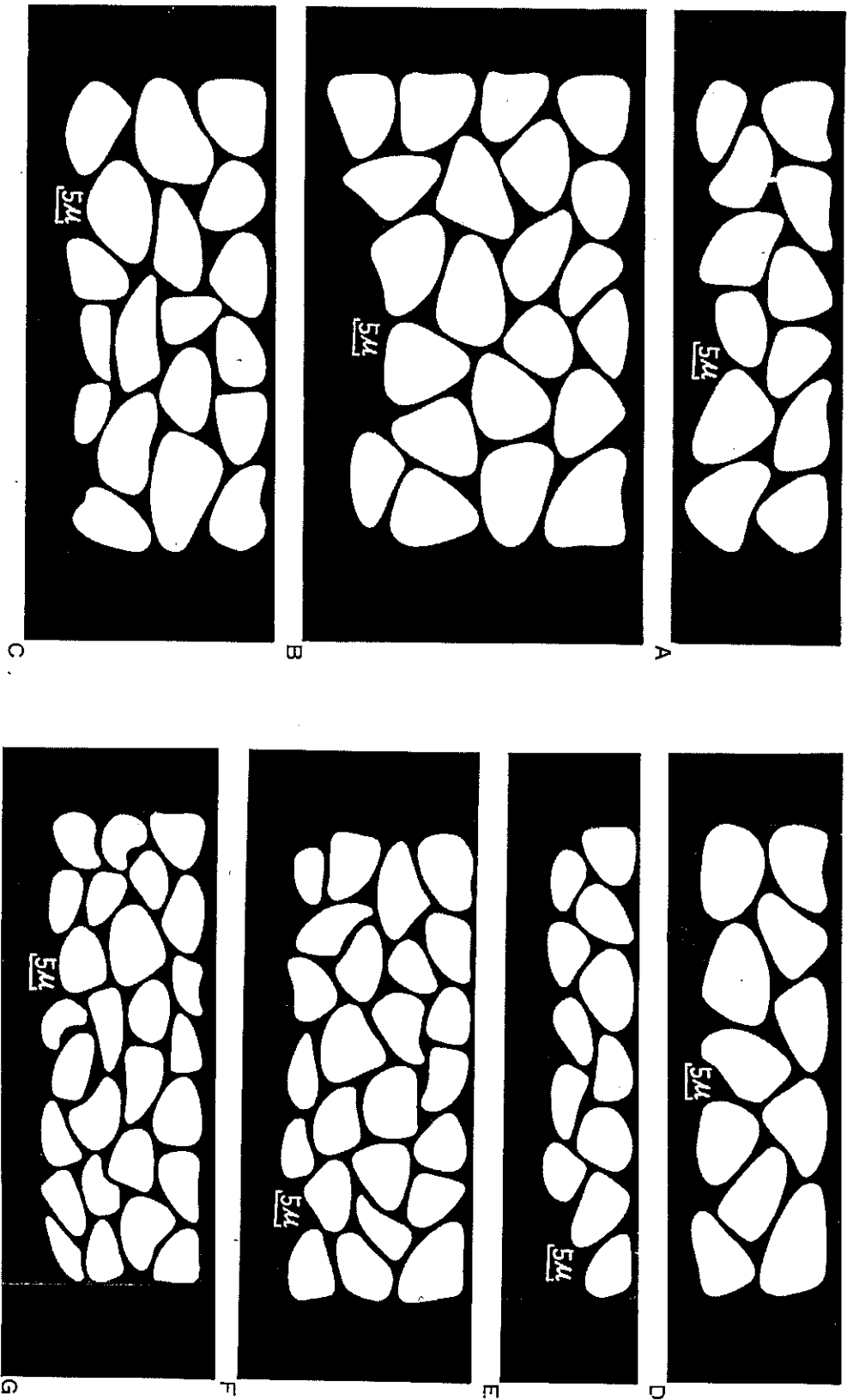
E

(巻頭図版9) 布目②論文参照

第1図 如来寺仏像胎内から出た絹製品

A、錦の一部 B、A図の部分拡大 C、A図の錦の側 D、平絹（法輪形梵字曼荼羅）の一部 E、綿（まわた）の一部

Scale : 1 mm



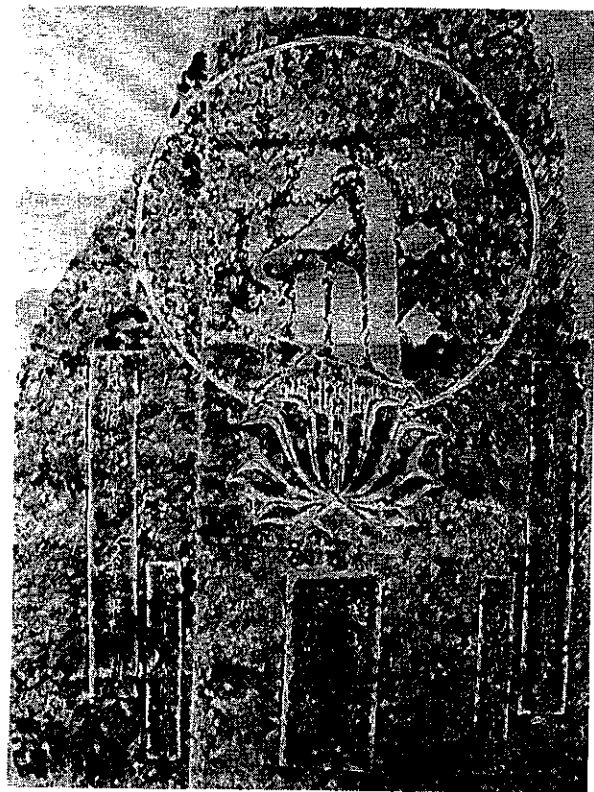
第2図 如来寺仏像胎内から出た絹製品の繊維断面拡大転写図(個々の転写図を集めて無秩序に並べたもの。その数は任意)

- A、錦、経
- B、同錦、緯(紺色)
- C、同錦、緯(鶯色)
- D、同錦、緯(柘黄色)
- E、平絹(法輪形梵字曼荼羅)
- F、同平絹、緯
- G、綿(まわた)

(巻頭図版10) 布目②論文参照



高濱武藏守逆修碑 撮影 1960

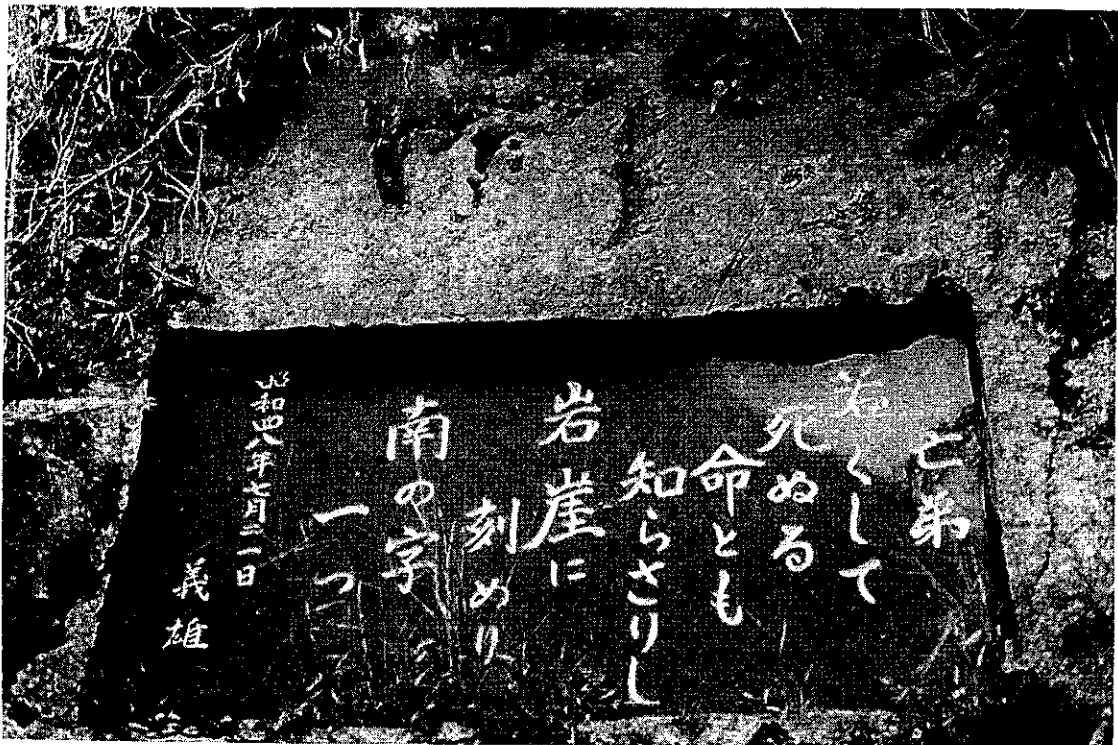


同左 拓影 1976

(巻頭図版11) 富樫論文参照

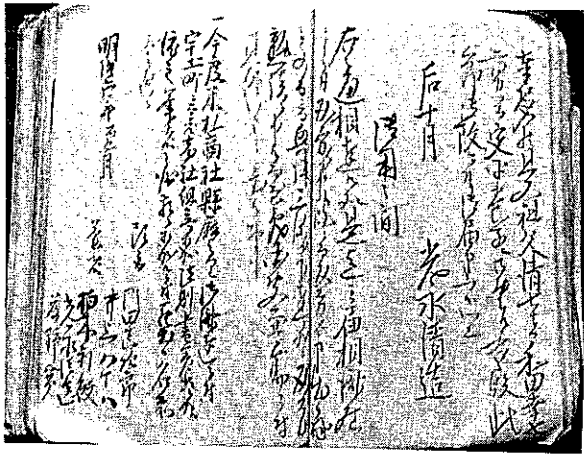


細川立則公句碑

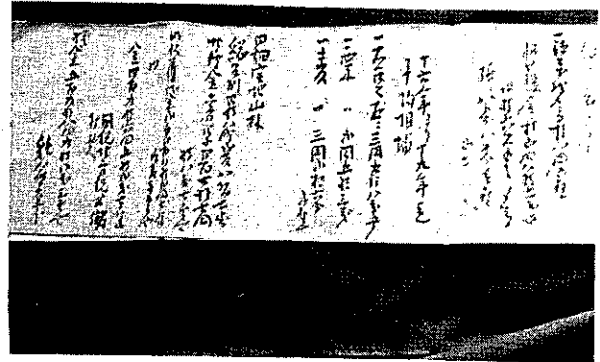


松本義雄歌碑

(巻頭図版12) 清見論文参照



1. 松花堂記の一部(明治6年9月米札商社関係)



4. 世襲財産調標的(文書末尾の部分)



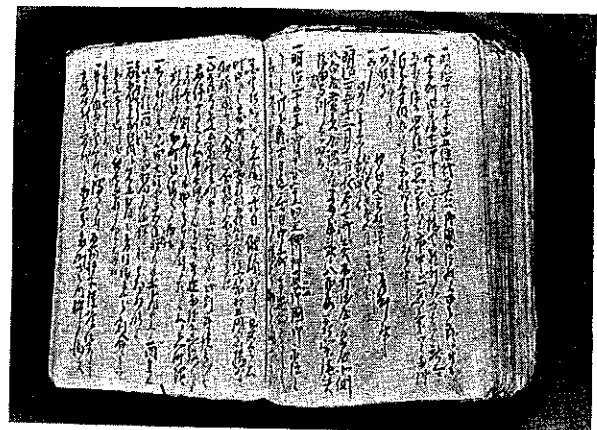
2. 松花堂記の一部(藩知事下命の経緯)



5. 華族世襲財産調に対する褒賞目録



3. 世襲財産調標的(文書の初めの部分)



6. 旧主行真公の御下県を奉迎の記録
(明治25年4月18日ほか)

(巻頭図版13) 光永論文参照

宇土市松山町畑中遺跡出土の甕棺

北條暉幸
平山修一
木下洋介

はじめに

熊本県における弥生時代の大型甕棺は、現在のところ宇土半島頸部付近に、その分布の南限を求めることができる。本市古城町の宇土城遺跡^(註一)、境目町境目遺跡^(註二)、その南限の遺跡として知られていたが、今回新たに畑中遺跡^(註四)からの出土により、これらに一例を加えたことになる。

調査のきっかけは、昭和五十四年十二月八日、本市松山町松下一四〇八一番地在住の関成行氏から、畑耕作中に甕が出土したとの連絡が平山にあり、翌日現場に赴いたところ、それは弥生時代の大型甕棺であった。そこで市教委では十二月十日から十八日までの間、今回報告にあたった三名で調査を行なった。

報告にあたり、地主関成行氏の発見後の適切な処置により、本甕棺を埋葬当初の状態で調査できたこと、また調査に協力頂いだいた宇土高校社会部の部員の方々に対し深謝致します。

一、遺跡の立地と環境

畑中遺跡は、宇土市街地の中心部から東南約三歳の地点宇土市松

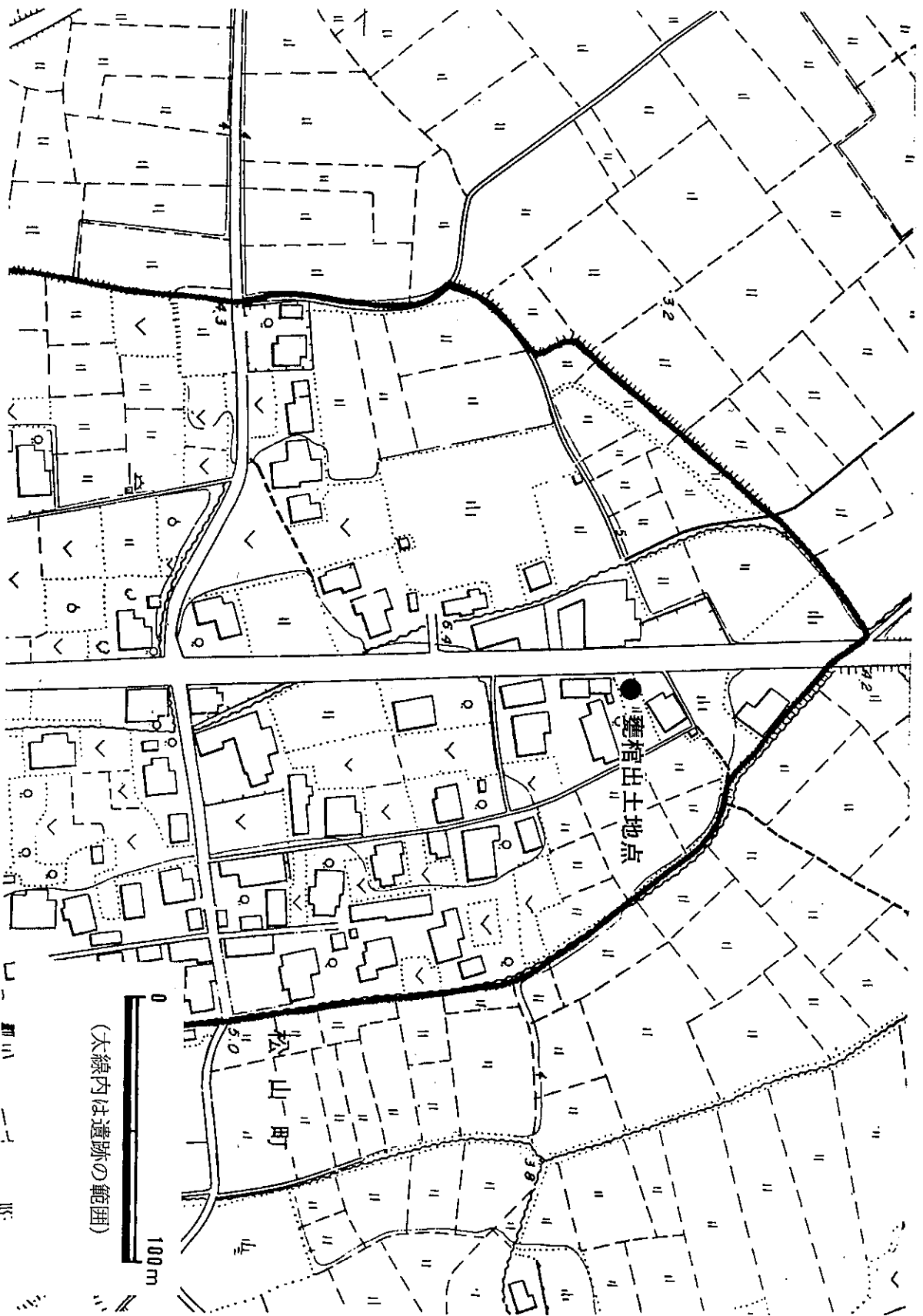
山町松下に所在する弥生時代から、歴史時代に亘る複合遺跡である。宇土半島基部を形成する平野の一面に、東西約三〇〇^{メートル}、南北四〇〇^{メートル}、標高六・五^{メートル}の微高地があり、この微高地全体が遺跡となっている。現在は遺跡の中央部を国道三号線が縦道したり、周辺部の宅地化が進み、独立した微高地としての様相を失いつつある。今回調査した甕棺は、この微高地の北端、国道三号線のすぐ脇の地点より出土した。

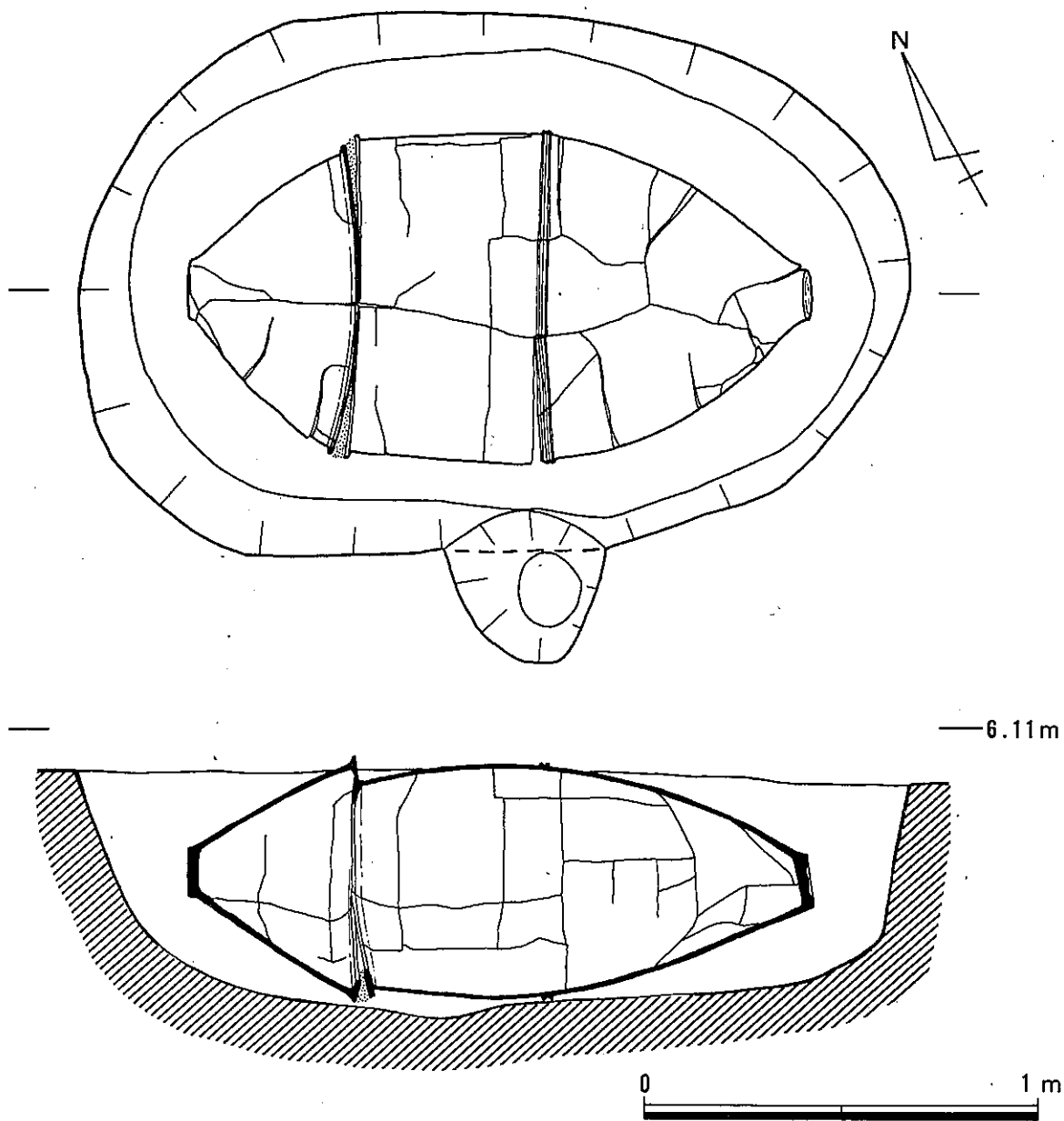
また周辺同時代の遺跡には、境目・石ノ瀬・宇土城・西岡台・北平・下松山・出町遺跡等があり、特にこれらは中期から後期にかけての遺跡である。宇土半島基部一帯は、古墳時代前期になると幾内タイプの古墳が出現する地帯であり、弥生時代から古墳時代への発展過程を知る上で重要な地域である。

二、甕棺の出土状態

本甕棺の墓壇は、平面形が楕円形を呈し、長径二・一^{メートル}、短径一・三五^{メートル}、深さ〇・六^{メートル}を測るもので、甕棺はこの中央部に主軸を

第2図 墓棺の出土地点及び遺跡の範囲

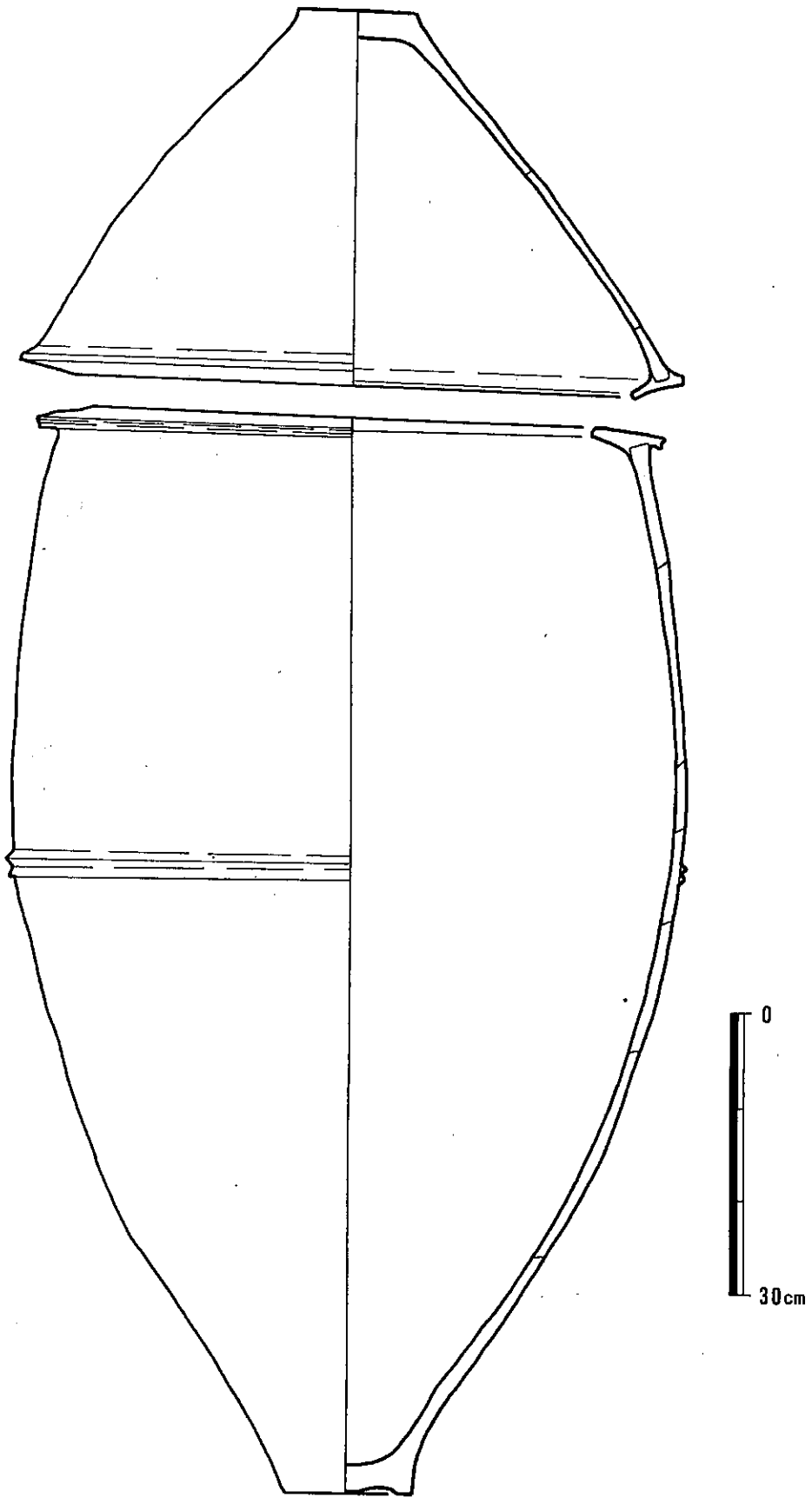




第3図 甕棺出土状態

N. 61°W に向け、ほぼ水平な状態で埋置されている。墓壙上面については、後世の耕作等で削平されたと思われる不明である。また墓壙の南西にある掘り込みは、この甕棺が発見される数日前、耕作のため掘られたものである。

棺に用いた上下棺は、それぞれ大形の鉢型と甕形の土器を用いた接口式の成人用甕棺で、接口部分は密着し粘土による目貼りを行なっている。棺内には下甕口縁部から頭部を挿入した成人女子の人骨が一体、抑臥屈葬で埋葬されていた。被葬者の足元部分、つまり上甕と下甕との接口部分から鉄片が検出された。しかし、これは錆化がひどく、その旧状をうかがい知ることはできない。なお甕棺内への丹の塗付及び、棺への穿孔はみられない。



第4图 甕棺实测图

三、甕 棺

本甕棺に用いた土器は、それぞれ大型の鉢型と甕型土器の組合わせである。

まず上甕は鉢型を呈するもので、器高三九・八センチ、口縁部径七〇・二センチ、同幅六センチを計る。口縁断面は「T」字状をなし、上面は外傾、内唇部は丸くおさめ、外唇部は少しくほみをもつ。胴部は底部に向かつてわずかに脹らみ、底部は径一二・九センチの平底である。断面には口縁部の他に二箇所に粘土の断ぎ目が確認できる。口縁部分は横撫で、内面は撫で、外面は荒れているが、部分的に縦方向の刷毛目調整がみられる。色調は赤褐色を呈し、胎土中には石英粒を多く含む。焼成は良好である。

つぎに下甕は、器高一四センチ、胴部最大径七二センチを計る大型の甕型土器で、砲弾型を呈する。口縁部は径六六・五センチ、幅八センチ、を計り断面は内側へ強く突出し外傾する。いわゆる「T」字型口縁で、内唇は丸くおさめ、外唇部には沈線をもつ。胴部上半は突帯に向かつてわずかに脹らみ、胴部中位には断面「M」字形の貼り付け突帯を巡らし、胴部下半もわずかに脹らみ、底部に至る。底部は径一三・六センチのやや上げ底である。口縁部を除き、七段の粘土断ぎ目による成型を行なっている。外面には細かい縦方向の刷毛目、内面は撫で、口縁部及び突帯部分は横撫でで調整を行なっている。色調は内外面とも黄褐色を呈し、一部外面には赤褐色、黒斑を有する。胎土には石英粒を含み、焼成は良好である。

四、畑中遺跡甕棺出土の人骨

本報告は、宇土市畑中遺跡の弥生時代中期に属する甕棺に、右膝

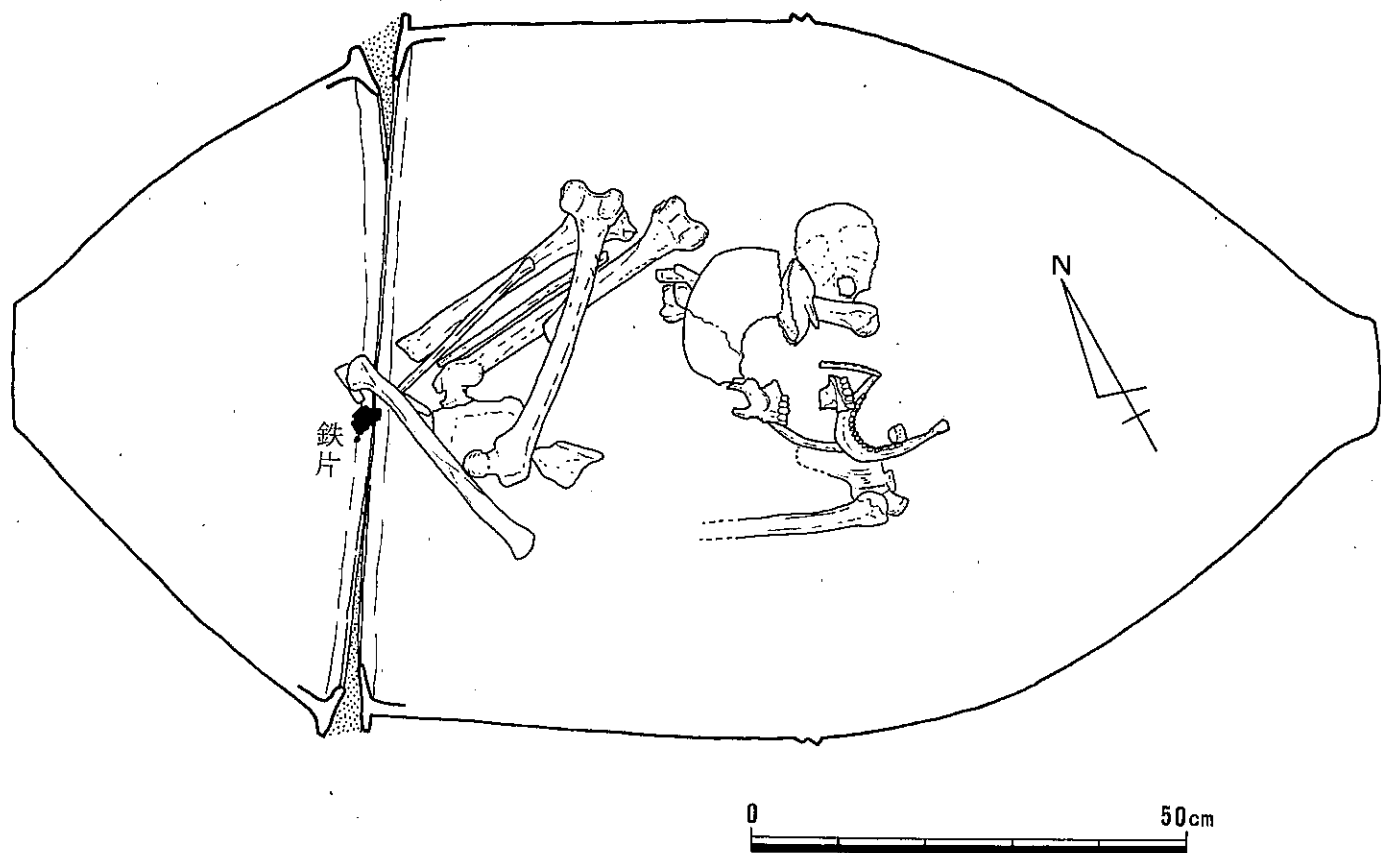
を下に両膝を屈した姿勢で埋葬された一体について行う。熊本県内から出土した弥生時代人骨に関しては、筆者がすでにその概略を報告しているように、その研究は極めて少なく、特に女性人骨については少ない。

本人骨の保存状態は全般的に良好であるが、下顎骨など個々についてみると脆い部分もあり、今回は本人骨の特徴についての概略の記載にとどめたい。

まず、性別についてみると、眉上隆起の形成は認められるが、乳様突起は細くて、大きくない。また前頭部は丸く膨隆しており、外後頭隆起の形成は認められないなどの女性の特徴を示しており、女性と推定される。年齢についてみると、頭蓋骨の各縫合のうち、冠状、矢状、人字の三主縫合は、いずれも内外板とも全く開離しているが、腸骨稜および大腿骨などの骨端については、完全に癒合したことが認められるから、すでに成人に達しているものと推定される。頭蓋骨の上面観は短い卵円形に近い。また下顎骨はぎやしゃであり、脆くて計測不能であった。下顎骨以外の計測値の大略を次表に示す。なお、比較のため、佐賀県三津遺跡出土弥生人骨および古墳時代人骨の計測値もあわせて記載した。

これら三津弥生時代人と古墳時代人と比較してみると、本人骨の頭蓋骨はその最大長はこれらとほぼ等しいが、最大幅はやや広いので、頭骨長幅指数はやや大きく、典型的な短頭型を示している。顔面部についてみると、本人骨の頬骨弓幅はかなり幅広いが、上顔高は著しく低いので、低上顔型となっている。一方、中顔幅はやや狭いこと、および眼窩高がやや高いこと、さらに側面観によると軽度の歯槽性の突顎であることなど注目すべき特徴もある。

本人骨の右側の大腿骨の最大長は三八一センチである。これを藤井



第5図 人骨出土状態

マルチン計測項目	畑中遺跡	三津弥生時代人骨(♀)mm		古墳時代人骨(♀)mm	
	弥生時代人骨(♀)mm	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
1 頭骨最大長	175.0	175.8	5.51	173.1	4.19
8 頭骨最大幅	145.0	142.3	5.98	136.6	4.58
8:1 頭骨長幅指数	82.9	80.7	4.18	79.1	3.51
45 頬骨弓幅	134.0	128.7	3.79	121.7	1.70
46 中顔幅	88.0	98.3	16.5	98.4	6.36
48 上顔高	60.0	72.0	2.60	65.1	3.49
48:45コルマン上顔指数	44.8	56.1	5.73	55.0	—
48:46ウィルヒョウ上顔指数	68.2	73.8	12.25	67.0	5.81
51 眼窩幅	—	40.7	5.17	41.7	2.09
52 眼窩高	36.0	35.8	1.52	33.5	1.65
52:51眼窩指数	—	88.5	13.82	80.8	4.64

表1 頭蓋骨計測表

による日本人の四肢長骨に基づく身長^の推定式にあてはめて本例の身長^の推定を行なつてみた。人類学では、よくピアソンによる身長推定式が用いられるが、藤井の指摘のように、ピアソンの推定式は外国人の身体比例に基づくものであるが、本例の場合、藤井の式によると一四六・六センチ、ピアソンの式では一四四・九センチと、兩推定値間に大差が認められなかった。これらの値はいずれにしても、昭和五十四年度文部省学校保健統計調査結果による十七歳の身長一五六・七センチと比較するとかなり低いようであるが、昭和十九年に調査した西^(註九)による同じく十七歳の日本人女子の身長一五一・三センチ(標準偏差、四・九六)に比べてやや低い程度であつて、本例の推定身長は現代日本女子よりもやや低いといふことができよう。

なお、本例の埋葬された甕棺の中に、小さな鉄片が発見された。鉄片は発掘時、左の下腿の骨の近くにあつたが、観察した限りでは下腿の骨などに異常なことは認められなかった。また、その詳細などについては、後日の詳しい研究にゆだねたい。

まとめ

最後に前述した要点をのべ、まとめにかえたい。

まず棺内からは成人女性の人骨が一体と、鉄片が出土したが、この鉄片はかなり腐蝕が進み、その原形については不明である。県内での弥生時代の甕棺に鉄器が副葬されていたのは初例であり、それも甕棺分布の周辺地である本遺跡からの出土例であることは重要である。ところでこの鉄片の旧状が何であつたかであるが、現存値でそれは、長さ三・八センチ、幅一・八センチ、厚さ、一・五センチで、さほど大きなものとは考えられず、鉄鏃か刀子・鉋あたりが、可能性として考えられるが確証はない。なおこの鉄片の出土位置であるが、こ

れは当初添えられた位置からは、転置していることが当然考えられる。なお鉄片が出土した箇所^の骨には異常は認められなかった。

つぎに埋葬法についてみれば、まず被葬者は下甕に遺体の下肢部を強く屈曲させた仰臥屈葬で埋葬し、ほぼ足元まで挿入した後、上甕で蓋をしている。出土した人骨は成人女性のもので、県内から出土した弥生時代の人骨そのものが少なく、特に女性人骨は少なく貴重な出土例である。本人骨は典型的な短頭型で、低上顔型である。

また大腿骨から出した推定身長は一四六・六センチから九センチと現代女子一七歳の身長と比べた場合やや低いといえよう。

棺にはそれぞれ大型の鉢・甕形土器を用いており、時期的には中期中葉の須玖式の特徴を具備している。これと同じ須玖式の甕棺を出土した境目遺跡出土の甕棺と比較した場合、上下棺の組み合わせ、また胎土・焼成もよく以ており、距離的にも近く、興味ある問題を孕んでいる。

畑中遺跡の周辺で弥生時代の甕棺の出土地をみれば、前述の境目遺跡と宇土城遺跡、それに北平遺跡が本市ではあげられる。境目遺跡は大規模な遺跡で、昭和二十八年以降、数基の須玖式甕棺が出土しているが散発的な出土後の調査であるため、墓域全体の把握はできていない。また宇土城遺跡出土の甕棺は今のところ石蓋単式の須玖式甕棺が一基出土している。付近には住居域も想定されるが、近世になり、この台地が城郭として利用されているため、かなりの変貌を受け詳細については不明である。一方北平遺跡は、宇土半島山塊の裾部に位置し、昭和三十四年に調査された遺跡で、ここの甕棺は立岩タイプに在地色の強い、いわゆる黒髪式との組み合わせで、境目、宇土城跡、畑中遺跡よりは後出の所産である。このように本市付近、つまり宇土半島頸部まで弥生時代中期の大型甕棺が分布し、

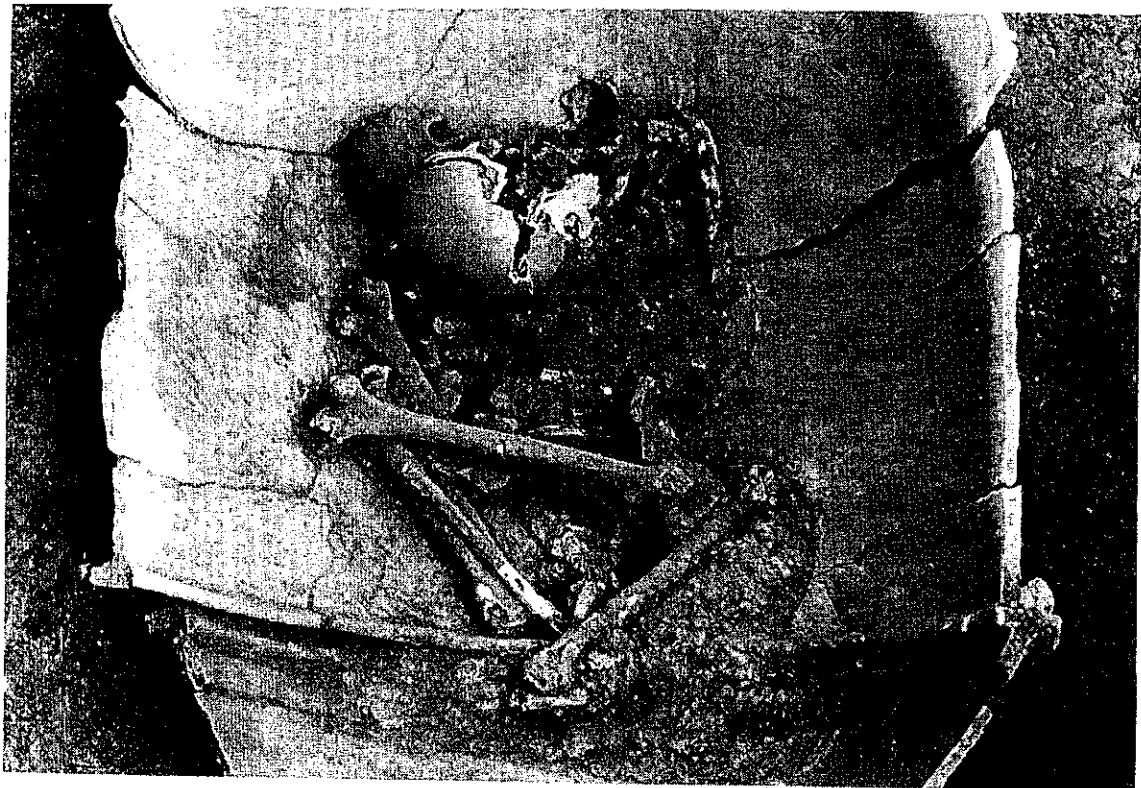
須玖式文化圏の南限となっている。このことは一つに地理的なことに起因していると思われ、古墳時代に宇土半島頸部一帯に畿内型式の古墳が出現する大きな要因となっている。

このように今回調査した畑中遺跡出土の甕棺は成人用の大型甕棺一基だけであったが、調査の意義は大きいものがあつた。今後は当遺跡における墓域と、住居域の究明など残された問題は多いが、これらは今後の研究を待ちたい。

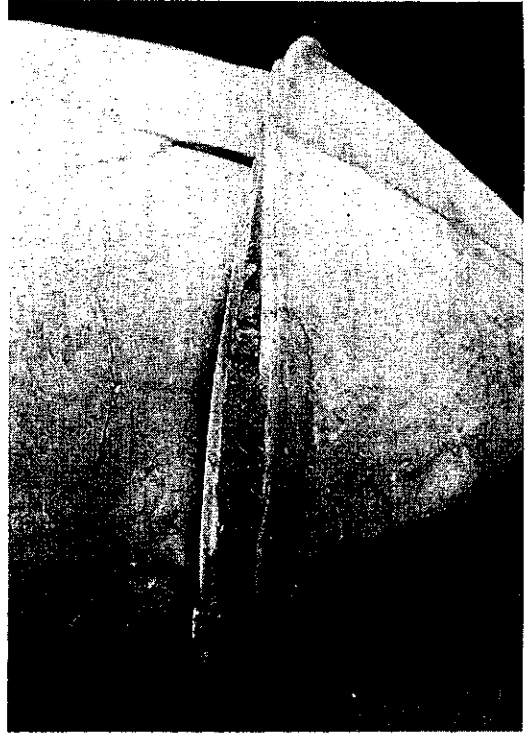
註

- 一、富樫卯三郎 「甕棺とその遺跡」 宇土市の文化財第一集、宇土市教育委員会、一九七二
- 二、註一に同じ
- 三、小林行雄ほか 「弥生式土器集成 本編1」 一九六八
- 四、遺跡一帯の集落を通称畑中（はたけなか）と呼ぶことから遺跡名は畑中遺跡とよぶ。
- 五、藤井明 「四肢長骨の長さとの身長との関係に就いて」 順天堂大学体育学部紀要3 一九六〇
- 六、北條暉幸 「熊本地方人頭形態の時代的变化の概観」 熊本県文化財調査報告第四十六集 一九八〇
- 七、城 一郎 「古墳時代日本人骨の人類学的研究」 人類学輯報1 一九三八
- 八、西 成甫 「日本人標準体格調査報告」 解剖学雑誌27 一九五二
- 九、牛島陽一 「佐賀県東背振村三津遺跡出土弥生式時代人骨の人類学的研究」 人類学研究1 一九五四

（本報告の執筆は四を北條、一、三を木下、その他は平山による。）



人骨出土状態



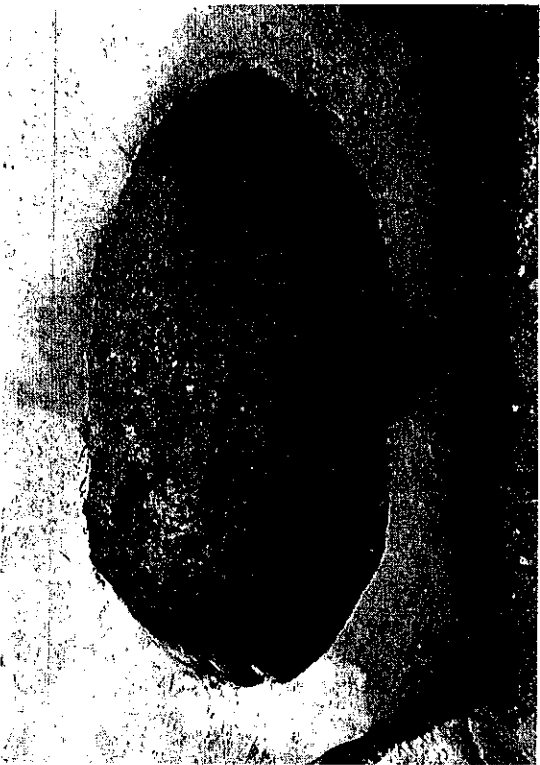
上壙と下壙の接合状態



棺内清掃後の状態



棺内の人骨出土状態と墓坑



壙棺撤去後の墓坑

肥後南部の石棺資料(一)

高木 恭 二

一、はじめに

古墳時代における葬制の一種に石棺墓がある。

それは、遺骸を納めるための柩ひつぎを石で造つたものであり、その形も割竹形・舟形・長持形・家形・箱式石棺等さまざまあつて、その分布も全国的にひろがる。

就中、箱式石棺を除いた前四者の形態には、各地域によつてかなりの相違がみられ、その多くは石棺の形態などから分布圏の設定や時期推定も可能であり、石材産地の推定ができる場合もある。

九州においては、前四者に用いられたものの殆どが阿蘇溶結凝灰岩製で、それは一部、箱式石棺にも用いる。

肥後においても例外ではなく、集中して分布するところが数箇所知られ、地域的な形態変化を窺うことができる。散発的なものを除いて、主な集中地域をあげれば次のごとくである。

- (1) 肥後北部菊池川流域
- (2) 肥後南部宇土周辺
- (3) 肥後南部竜北周辺

そこで小文では、これらのうち、特に(1)を除いた二つの地域の各石棺を整理しながら基礎資料を得ることにし、一部は今回新たに実測を行なつた。今後の研究の参考に資す。

地域的限定をするには、必ずしも行政区分では律しきれないことが多いので、その枠をこの広い肥後南部の地域に設定した。なおこれらの石棺も多数にのぼるため、紙数の都合もあつて三回程度に分けて収録することとし、特徴の顕著な阿蘇溶結凝灰岩を用いた石棺・石蓋土壙を恣意的に取りあげる。

一、熊本市の石棺

①熊本市小島町 高城山（註一）三号墳（舟形石棺）第二図①

直径約一五分の円墳に、舟形石棺と箱式石棺（安山岩板石組合せ）が平行に埋められる。

舟形石棺は蓋一石・身二石（精巧に噛み合わせてつくる）を割り抜いたもので、用材には第八期阿蘇溶結凝灰岩（註二）がつかわれる。蓋・身とも繩掛突起をつくらず、割竹形をなすが、共に舟べり状の突帯をめぐらす。

棺蓋現存長一八三センチ・幅七二センチ・高さ三二センチ、棺身現存長一八二センチ・幅七一センチ・高さ三八センチ。棺身内底の一方に枕をつくり出す。

棺内より壮年前期の女性人骨一体のほか、繊維製品の塊・方格規矩渦文鏡一面・刀子二本が検出されている。

②熊本市花園七丁目柿原 シブラ石棺参考品（註三）（家形石棺？）第二

第一表 石棺・石蓋土墳一覽表(1)

№	石棺・古墳名	出 土 地	現所在地	棺 種	石材種別
1	高城山三号墳	熊本市小島町	熊本市立博物館	舟形	8 期
2	シブラ石棺参考品	熊本市花園七丁目	現地	家形?	6 期
3	万日山古墳	熊本市長谷町	所在不明	家形	
4	中牧鶴石棺	熊本市竜田町	現地(埋)	箱式	
5	晩免古墳	宇土市立岡町	現地(埋)	家形	
6	潤野古墳	宇土市立岡町	現地(埋)	家形	
7	西潤野古墳	宇土市立岡町	現地	家形蓋	6 期
8	西潤野古墳(箱棺)	宇土市立岡町	現地	箱式土墳	6 期
9	榑崎一号棺	宇土市花園町	現地	家形	8 期
10	榑崎二号棺	宇土市花園町	現地	舟形	6 期
11	榑崎三号棺	宇土市花園町	現地	家形	6 期
12	榑崎四号棺	宇土市花園町	現地	石蓋	6 期
13	榑崎五号棺	宇土市花園町	現地	箱式土墳	8 期
14	神の山一号墳	宇土市松山町	熊本大学	家形	6 期
15	向野田古墳	宇土市松山町	現地(埋)	舟形	6 期
16	小部田石棺	宇土市住吉町	現地	箱式	8 期
17	キリギス山古墳	宇土郡不知火町嫁坂	所在不明	家形	
18	鴨籠古墳	宇土郡不知火町長崎	熊本県立美術館	家形	8 期
19	国越古墳	宇土郡不知火町長崎	現地(埋)	家形	
20	国越古墳排水溝内	宇土郡不知火町長崎	宇土高校	舟形?	
21	観音岬石棺	宇土郡不知火町大見	現地(埋)	箱式	8 期

図②

板碑の屋根として用いられ、石棺の二次転用品と考えられている。長さ一六八センチ・幅一二七センチ・高さ四六センチ、屋根形をなすが、石棺にしてはやや寸詰まりとなる。頂部に幅一五センチ・高さ約四センチの突出した棟がとおり、周縁部には若干の反りがみられる。
類形の板碑用石蓋は熊本市周辺には数例あつて、いずれも中世の大永から元龜年間までの限られた板碑にのみ共通する現象である。シブラ石棺を参考品としておく。

③熊本市長谷町 万日山古墳(家形石棺) 第五図③

長径約一八センチ・高さ約四センチの円墳で、阿蘇溶結凝灰岩の切石を用いた丁寧なつくりの横穴式石室を主体にもつ。通路には石敷を施し、玄室からの排水溝が前庭部にまでのび、末端の吸水墳に注ぐ。

この石室の奥壁に平行して、平入り横口式家形石棺がおかれる。蓋・身とも一石剥抜で、棺蓋長約二六〇センチ・幅約一七〇センチ・高さ約四五センチ、頂部の棟にあたる部分に幅約八五センチの広い平坦面をつくる。

棺身長約二六〇センチ・幅約一六〇センチ・高さ約一五五センチで、長辺の羨道側側壁に幅約一一〇センチ・高さ約七五センチの方形のくりこみをつくる。これを横口となす。

石棺の構造は、九州地方において異例に属し、むしろ畿内系家形石棺の系譜として捉えるべきであろう。眼下の熊本市春日町附近は「春日部屯倉」に比定されているところでもあり、示唆的である。

④熊本市竜田町上立田 中牧鶴石棺(箱式石棺)

白川河畔に位置し、墳丘は確認されていない。耕作中に大石(長さ一八六センチ・幅九〇センチ・厚さ五〇センチ)を掘りあて、それが石棺の蓋石であることが判明した。

棺身は、内法長九五〇一三〇センチ・同幅六〇〇七五センチの不整長方形、深さ五五センチ。粗雑なつくりの凝灰岩板石を用いる。

棺身周囲の円礫に混じって弥生式土器（黒髪式甕棺と思われる）や須恵器高坏の脚部片が発見されている。

三、宇土市の石棺

⑤宇土市立岡町 晩免古墳（家形石棺）第六図⑤

古く、明治三五年に学会に紹介された古墳である。石棺内壁に菊花文に似た装飾を有することや、伝承などによって安徳天皇の陵墓参考地に指定された。そのため石棺は埋めもどされ、現在では見ることはできない。

幸い、熊本縣廳に保管されていたという明治二〇年頃作成の「肥後國宇土郡立岡村字晩免古墳取調書」には図も添えられており、これを小杉楹邨氏が「雜錄 肥後國に埋蔵するめづらしき石棺」に転載。これによって石棺の詳細を知ることができる。

石棺は、いわゆる環状繩掛突起を有する家形石棺であり、棺蓋長辺の側縁にそれぞれ三箇所ずつ、計六箇所の環状繩掛突起（以下、環状突起と略す）がつくり出される。

棺蓋には、このほか小口に柱状繩掛突起も一箇所ずつ表現され、棺蓋斜面に刻線による長方形区画を表わす。頂部に平坦面を有し、側縁には平縁をめぐらしている。蓋は二石が用いられ、長さ約七尺・幅約三尺六寸。

棺身は板石組み合わせであり、内壁の長辺と小口に一對ずつの刃掛状突起がつくり出され、長辺の突起の脇に菊花文状の「浮彫り」がある。小口の突起の下に「満月形二個」の装飾をもつ。

石質は「鼠いろの緻密の質ながら、最も軟弱にもろい」といわれ、

阿蘇溶結凝灰岩であろう。

墳丘がどの範囲になるものかは明らかにし得ないが、富樫卯三郎氏作成の地形測量図によれば、かなり広くなる可能性がある。遺物は「刀剣二疑ハシキモノ数個」があったという。

棺蓋長側縁の環状突起は、後述する宇土市潤野古墳や八代郡竜北町高塚古墳・福岡県久留米市石櫃山古墳などの例に類似し、それらの古墳に近い、五世紀後半に位置づけられよう。

⑥宇土市立岡町 潤野古墳（家形石棺）第六図⑥

晩免古墳から約二〇〇メートルはなれた至近に位置し、それと同じく環状突起を有する家形石棺であるが、棺蓋の破損がひどく詳細を明らかにし得ない。

しかし棺蓋側縁の環状突起は二箇所ずつの、計四箇所であったようである。棺蓋は一石割抜で「長八尺を超え、幅又三尺内外なるが如し」という。

棺身は板石組み合わせであり、これにも棺身内壁の長辺に刃掛状突起が一對つくり出され、その上部には波文をほどこした長方形区画を線刻し、突起間と、その下部に円文。小口の内壁にも三個の円文がみられる。側壁長七尺四寸・幅二尺五寸・高さ三尺二寸。

以上、晩免古墳とかなり類似し、時期的にもさほどの隔たりを考える必要はなからう。

墳丘は、石棺を包む程度の小規模なものであったとみられる。現在、石棺は埋めもどされ、土饅頭状に貼石をほどこし、そのうえに「古墳」と彫った標石が建つ。

⑦宇土市立岡町 西潤野古墳（家形石蓋土墳）第三図⑦

通常の家形石棺の棺蓋と同じようなものを蓋とし、棺身にあたる部分が土墳になったものである。

蓋は、第六期阿蘇溶結凝灰岩の一石を削り抜いたもので、長辺に三箇所ずつの計六箇所、小口に一箇所ずつの計二箇所の繩掛突起がつくり出される。この繩掛突起は突出が少なく、やや退化したかのような感がある。

蓋頂部に平坦面をつくり、側縁に平縁をめぐらす。棺蓋長二〇五センチ（突起を含めれば二一五センチ）・幅八八センチ・高さ三四センチ。棺身に相当する土壇は粘土が敷かれ、船底状を呈する。長さ約一七〇センチ・幅約五五センチ・深さ約二三センチ。主軸は東西。

繩掛突起の形状は、神の山一号墳の石棺（後述⑭）に近似し、これらに穿孔がほどこされたものが晩免・潤野などの環状突起の石棺である。

墳丘については明確にし得ないが、この石蓋土壇から四角離れて小形の箱式石棺（西潤野箱式石棺―後述⑧）があり、両者は何らかのつながりがあったとみてよからう。

⑧宇土市立岡町 西潤野箱式石棺（箱式石棺）第二図⑧

前述の西潤野石蓋土壇の脇に位置するが、その主軸は異なり、ほぼ南北。小形で、内法長八七センチ・幅三八センチ・深さ四五センチをはかり、その被葬者は小人であったと考えるのが穏当であろう。

石材は第六期阿蘇溶結凝灰岩の切石を、長辺・小口にそれぞれ一枚ずつの、計四枚用いる。蓋の形状・枚数等は明らかでない。

⑨宇土市花園町 榑崎古墳一号石棺（家形石棺）第四図⑨

榑崎古墳は全長約四〇センチの小形の前方後円墳で、後円部に四基、前方部に一基の計五基の埋葬施設がみられる。後円部の四基は、ほぼ平行に規則的に並び、南から一号棺（家形石棺）・二号棺（舟形石棺？）・三号棺（家形石棺）・四号棺（石蓋土壇）となり、前方部の箱式石棺を五号棺と呼ぶ。

一号石棺は棺蓋二石・棺身六石でつくられ、第八期阿蘇溶結凝灰岩を用いる。棺蓋は一方のみが現存し、他の一方は大きく破損している。残存する蓋石は長さ七二センチ・幅一〇一センチ・高さ二八センチ、屋根形で頂部に、それほど明瞭ではないが幅七センチの平坦面をつくり、周縁に六〇一・五センチの平縁を残す。

県報告によれば、この蓋石には小口に一箇所の柱状繩掛突起がつくり出される。破損した方の蓋石は現存のものとはやや異質で、小口に一箇所、円柱状繩掛突起をつくり出し、長側辺の一方にのみ二箇所の小突起がつく。

棺身内法長一八七センチ・幅七二センチ・深さ七五センチ、棺底に円礫を敷く。発掘当時、二体の人骨・直刀二振・鉄鏃一点を検出している。

⑩宇土市花園町 榑崎古墳二号石棺（舟形石棺？）第四図⑩

一号石棺から六〇センチ離れて平行し、棺身・棺蓋とも第六期阿蘇溶結凝灰岩の一石を削り抜いたものである。

棺蓋は破損しているものの、現存長一八八センチ・幅八八・九〇センチ（突起を含めれば九六センチ）・高さ二八センチで、繩掛突起を含めた長さは一九三センチ、幅九六センチとなり、平面形は一端が窄まる形をなす。長辺に三箇所ずつ、小口に一箇所ずつの、計八箇所に円柱状繩掛突起（小口のもの一三×一四・五センチの楕円形、長側辺のもの径一〇センチ）がつくり出され、頂部には幅九センチの平坦面をつくり、側縁部に幅七・五×一〇センチの平縁が一周する。

棺身も削り抜きであり、内法長一七二センチ・同幅五七センチ・同深さ四五センチ、長辺内壁の一方に三箇所、他方に二箇所の刀掛状突起がつくり出される。外壁の、上端から一センチ下方に船べり状の突起（突出約一〇センチ）が一周し、棺身の長側辺に三箇所ずつ、小口

に一箇所ずつの、計八箇所に小繩掛突起がつく。

突起を含めた棺身の長さは二一六センチ・幅一〇三〜一〇五センチ、棺底は丸底を呈し、棺蓋斜面にもふくらみを残す。平面形は一端がすぼまる形態であり、舟形石棺とすべきであろう。^(註一四)発掘当時、人骨片が検出されている。

⑪宇土市花園町 檜崎古墳三号石棺(家形石棺) 第四図⑪

一号石棺と同じく、棺身は板石組みあわせであるが、棺蓋は二石を割り抜き、第六期阿蘇溶結凝灰岩が用いられる。

棺蓋小口の、それぞれ一箇所ずつ、計二箇所に繩掛突起(一四・五×一五センチ)の楕円形で、突出一一センチの円柱状)がつくり出される。頂部の棟にあたる部分に平坦面を残し、斜面はややふくらみきみではあるが直線に近い。下端の周縁部に平縁をつくる。

棺身は各辺とも一石の板石を組み合わせ、内法長一六四センチ・幅七五センチ・深さ八〇センチ、棺底に円礫を敷き、床面とする。

⑫宇土市花園町 檜崎古墳四号石棺(石蓋土壙) 第六図⑫

石蓋土壙の蓋石に、阿蘇溶結凝灰岩(第六期)の板石を用いたものである。破損が著しく、他の石棺材の集積地となっているため、現状では計測不可能。

一石だけがこの土壙の蓋石であることが判り、幅七八センチ・長さ九三センチ^α(破損)・厚さ七センチ。第六期阿蘇溶結凝灰岩。

大正十二年、梅原末治氏は『歴史と地理第十二巻第六號』^(註一五)に当時の調査状況を録しており、それによれば、この四号棺の蓋石は四尺と二尺二寸の二枚であったといい、共に幅二尺六寸・厚さ二寸五分。土壙の内法は縦五尺一寸・横一尺三寸・深さ一尺二三寸。

⑬宇土市花園町 檜崎古墳五号石棺(箱式石棺) 第三図⑬

前方部に、ただ一つ離れて存在。長側辺に各二石、小口に各一石

の板石を組みあわせた箱式石棺で、第八期阿蘇溶結凝灰岩を用いる。

内法長一七三センチ・同幅五六センチ・同深さ五四センチ・蓋は一石が残り、もともとは二石以上を用いていたとみられる。板石を立てた側壁の上面には、蓋石との間に割石を並べ、小口を内面に揃える。構造的に石棺系石室に似る。

二・三・四号棺の石材は六期、一・五号棺は八期であり、同一墳丘上におけるこのような相違は、これらの石棺が同時製作でない可能性を残す。石棺の形態変化とも考えあわせ、今後の課題といえる。檜崎古墳の埋葬施設五基は、いずれも平行し、大略において古墳の主軸に直交する。古墳の築造年代は五世紀後半頃に位置づけられるよう。

⑭宇土市松山町 神の山一号墳(家形石棺) 第三図⑭

小規模な墳丘に家形石棺を直葬する。石棺は蓋が二石を割り抜いたもので、棺身は板石組みあわせとなる。第六期阿蘇溶結凝灰岩。

棺蓋長辺の側縁部に各三箇所、計六箇所に半円形の繩掛突起がつくり出され、棺蓋斜面はややふくらみきみで蒲鉾形をなすが、頂部に幅九センチの不明瞭な平坦面をつくる。側縁部に平縁を残す。

棺蓋長二二三センチ・幅一〇五センチ・高さ三七センチ。繩掛突起には穿孔はみられず、前述した西潤野石蓋土壙の蓋石の突起に似る。しかし、穿孔がなされていないのを除けば、突起の形状は晩免・潤野・福岡県久留米市石櫃山などの石棺に類似し、それらと近い年代が推測できる。

棺身小口の一方の内壁に、一對の刀掛状突起をつくり出し、そこに剣が実際にかかっていた。この種の突起の用途を実証する好例にあげられる。

棺身内法長一六七センチ・幅八四センチ・深さ八三センチ、底に円礫を

敷き、床面となす。前記鉄剣一本のほか、直刀一振・鉾(銛?)一本・刀子一本・鉄鏃(腸扶柳葉式・異形腸扶柳葉式)三〇本以上などを検出。遺物などから五世紀後半に比定できよう。

⑮宇土市松山町 向野田古墳(舟形石棺)第五図⑮

全長八六センチの前方後円墳の後円部に竪穴式石室があり、その内部に長さ四八センチ(破損部分を加えれば、本来四・二センチ)の舟形石棺を納める。石棺の長さからいえば、佐賀市の熊本山石棺に次いで、全国第二位の長さを誇る。

棺蓋両小口に大きめの繩掛突起をつくり出し、これに水平方向から穿孔をほどこす。いわゆる環状突起である。蓋斜面は、やや丸味をもつが、頂部に幅七センチの平坦面をつくり出す。

長辺の側縁に幅九センチの平縁を残し、そこに矩形の穿孔が三箇所ずつ、計六箇所みられる。棺蓋長三五〇センチ・突起を含めた長さ四〇〇センチ・幅八七センチ・高さ四五センチ。

棺身は通常の舟形石棺と異なり、下端には幅一〇センチの平縁をつくり、棺台状をなす。長さ三九五センチ・幅九〇センチ・高さ五五センチ、内法長二八六センチ・同幅四五センチ・同深さ三三センチをはかり、一端に枕石(後頭部にあたる部分を円形に掘りくぼめる)を嵌めこむ。

石棺材には第六期阿蘇溶結凝灰岩を用い、石棺を造るとき細部加工によつて出た屑石と思われる小片が、竪穴式石室控積内に若干みられた。そのなかに混じつて枕石未製品一個も検出され、その幅は、石棺内にあつた枕石と同じであり、本来、そこに置かれるべきものであつたと考えてよからう。

棺内には内行花文鏡・方格規矩鳥文鏡・鳥獸鏡各一面のほか碧玉製車輪石一個・硬玉製勾玉四個・碧玉製管玉八二個・ガラス小玉多

数・具輪? 多数がみられ、石棺と石室の間の空間に鉄刀四振・鉄劍四本(うち一本は、木柄の残存から鎗とみられる)・鉄斧三個・刀子七八本が抜き身のままで置かれていた。なお鏡や鉄器類には、かなりの布帛が付着しており、それについては本誌に布目順郎氏が詳細にわたつた所見を述べられているので、それに譲る。

棺蓋長辺の矩形穿孔は、八代郡大王山三号墳・佐賀市熊本山古墳・京都府八幡茶白山古墳などの例と類似し、棺蓋小口の環状突起は佐賀熊本山古墳・岡山市鶴山丸山古墳・兵庫県御津町中島石棺に類例を求めることができよう。向野田古墳は、四世紀末〜五世紀初頭頃に位置づけできよう。

⑯宇土市住吉町 小部田箱式石棺(箱式石棺)

最近発見された石棺であり、詳細は明らかではない。

第八期阿蘇溶結凝灰岩の切石(厚さ六センチ)を組みあわせて造つた箱式石棺で、内法長一四四センチ・幅三一〜四三センチ。蓋石は失われ、その形状は知る由もない。

丘陵崖下の横穴(小部田横穴古墳群)は、阿蘇溶結凝灰岩を割り抜いたもので、その露頭は第六期に属す。

宇土半島北岸において、この種の石材を用いた石棺は他に知られておらず、極めて貴重な発見といえる。

四、宇土郡の石棺

⑰宇土郡不知火町嫁坂 キリギス山古墳(家形石棺)

詳細は明らかではないが、棺蓋長辺に二箇所ずつの繩掛突起をつくり、頂部の棟にあたる部分に平坦面をもち、下端に平縁をつくるという。

⑱宇土郡不知火町長崎 鴨籠古墳(家形石棺)第六図⑱

直径約二〇呎の円墳(?)で、内部主体は巨大な砂岩製切石四枚を箱状に組みあわせた一種の堅穴式石室で、内部に家形石棺を置く。石棺は第八期阿蘇溶結凝灰岩が用いられ、蓋・身ともそれぞれ一石を刳り抜く。

棺蓋の長さ一七五センチ・幅七七センチ・高さ四二センチで、頂部の棟にあたる部分に平坦面、下端に平縁を残す。斜面には全面にわたって直弧文が刻まれ、彩色をほどこす。

棺蓋はいくつかに割れており、現状では繩掛突起はみられないが、長辺の側縁部に繩掛突起が剝落したと考えられる部分があり、本来、そこには二箇所ずつの計四箇所に繩掛突起が作り出されていたとみてよい。その繩掛突起の形状や、環状であったか否かなどについては詳らかにし得ないが、神の山一号棺などの突起に似た形状であったのではなからうか。

五世紀後半の所産とみられる。

⑱宇土郡不知火町長崎 国越古墳(家形石棺)

全長六二・五呎の前方後円墳に、後円部側面へ開口する横穴式石室をもつ。石室奥壁には、それと平行する平入り横口式家形石棺をおく。

棺蓋は一石を刳り抜いたもので、斜面に方形区画を陰刻し、頂部に平坦面をもつ。棺蓋正面(側縁部)に、線刻による直弧文(?)を描き彩色をほどこす。繩掛突起はつくらない。

装飾は棺身内壁から正面の両袖石にも及び、色は赤・青・緑・白の四色がつかわれ、内壁の長辺、正面になる部分に刀掛状突起が二対つくり出される。

横穴式石室の閉塞石は阿蘇溶結凝灰岩の切石が用いられ、この板石の中央に把手状の環状突起が造り出される。この種の把手は、後

述の不知火町観音岬石棺にも共通したところがあり、横口式石棺の扉石につけられた久留米市浦山古墳、石室閉塞石の球磨郡多良木町赤坂古墳、横穴古墳閉塞石に大分市木の上峠二号・四号横穴(注三)などがあり、類似する。さらに、この把手を装飾的に刻出した例として山陰地方の四古墳があげられる。

石室内床面は石障で仕切り、中央に通路、両側に各一区の屍床、それらの奥に、奥壁と平行して副床を設ける。その副床の奥が、石棺となる。

家形石棺内に二体の人骨・画文帯環状乳神獸鏡一面・鹿角製飾玉付矛一本・ガラス勾玉一二個・ガラス小玉多数・ガラス粟玉多数・鉄鏃一括・帯金具二個・鏝一本。

西側屍床には人骨二体・半肉彫式獸帯鏡一面・金環二個・金銅製耳環二個・硬玉製大勾玉一個・碧玉製管玉四個・ガラス小玉多数・銀製空玉三個・ガラス丸玉一〇個・矛一本。

東側屍床に四獸鏡一面・金環一個・銀環一個・大刀一振・鉄鏃一括。

副床には銅鏡一個・鉄斧八個・鏝二本・刀子四本・鉈三本・矛二本・石突二個・鋤先一二個・鉄鏃六個・鉄鏃一括・雛形鉄斧三個・同鋤先?四個・同刀子二本・同鎌二個・同鋤先三個。

通路に脚付壺形土器一個・高坏一個などの須恵器がおかれる。墳丘からも須恵器・形象埴輪・円筒埴輪などが出土。时期的に六世紀前半〜中葉頃に比定できよう。

⑳宇土郡不知火町長崎 国越古墳石室排水溝内石棺残欠(?)

前記国越古墳の横穴式石室には、玄室内から羨道部を通じて排水溝が延びる。その排水溝内に、主体部の家形石棺とは異質の石棺材が入っていた。細片であるため、その詳細は明らかでないが、舟形

石棺の可能性があるという。記憶に留めておく必要がある。

②宇土郡不知火町大見 観音岬石棺(箱式石棺) 第二図②

箱式石棺とはいえ、通常のものとはやや異質で、蓋の中央部に環状突起をつくり出したものである。

即ち、棺身は通常の板石組みあわせの箱式石棺であるが、残存する蓋石の中央に把手状に環状突起をつくり出す。突起の長さ三三センチ・幅一九センチ・突出一三センチ。

伝承によれば、もともと「三つの取手」がみられたといい、同様のものがこの他にも二個あったことがわかる。この種の突起は、先の国越古墳閉塞石につくり出された突起に似たつくりであり、地域的にも共通性が伺われよう。

棺身は、内法長一八〇センチ・幅六八センチ。第八期阿蘇溶結凝灰岩を用いる。遺物は未検出。

(未完)

註

一、東光彦「高城山第三号墳・第四号墳」熊本市西山地区文化財調査報告書、熊本市教育委員会、一九六九、熊本。石棺の実測に、富田絃一氏の御高配と木下洋介氏の協力を得た。記して謝意を表す。

二、高木恭二「環状細掛突起を有する石棺について」(一)、「熊本市史學第五三号」・第五四号、熊本史學會、一九七九・一九八〇、熊本

阿蘇山の噴火によって流出した火砕流は八回に及ぶ。その火砕流が溶結してできた阿蘇溶結凝灰岩を第一期から第八期に識別可能であることに注目し、それらを石棺材に援用するものである。

なお、この八期に区分する方法は、従来の四期に分ける方法に対比させると次のごとくである。

Aso 1 ……第一期・Aso 2 ……第二期・第三期。

Aso 3 ……第四期・第五期・第六期。

Aso 4A ……第七期・Aso 4B ……第八期。

石材の観察は、熊本大学理学部教授松本幡郎先生によるものであり、阿蘇溶結凝灰岩についての詳細なる御教示を得た。厚くお礼申しあげる次第である。

三、森下功「家形石棺々蓋」註一書所収

石棺でないのではないかという疑問点を、富田絃一氏の教示によって得た。その取捨については筆者の責に帰す。富田氏の厚意に記して謝意を表す。

四、シブラ地蔵板碑(大永?)・大江町渡鹿積板碑(天文一六)・花園七丁目成道寺地蔵板碑(享祿三)・上南部町上南部板碑(元龜二)・鮑託郡北部町釜尾野口屋敷板碑(享祿二)ほか

五、乙益重隆「万日山古墳」註一書所収。(第五図③は本書より作成)

六、井上辰雄「大化前代の肥後」法文論叢第一四号文科篇、一九六二、熊本

七、富田絃一「龍田町中牧鶴石棺」熊本市文化財調査報告書(II、北部地区)、熊本市文化財調査会、一九七一、熊本

八、濱田耕作・梅原末治・島田貞彦「肥後國宇土郡花園村の古墳」京都帝國大學文學部考古學研究報告第三冊、一九一九、京都

九、小杉楓都「雜錄 肥後國に埋蔵するめづらしき石棺」帝國古蹟取調會々報

第三號、一九〇二、東京。(第六図⑤は本書より作成)

一〇、註八書に同じ。(第六図⑥は本書より作成)

一一、富樫卯三郎「宇土市大字立岡西潤野古墳」ともしび第五号、一九六〇、宇土

一二、梅原末治「肥後國檜崎の古墳に就て」歴史と地理第十二卷第六號、史學地理學同致會、一九二三、京都。(第六図⑫は本書より作成)

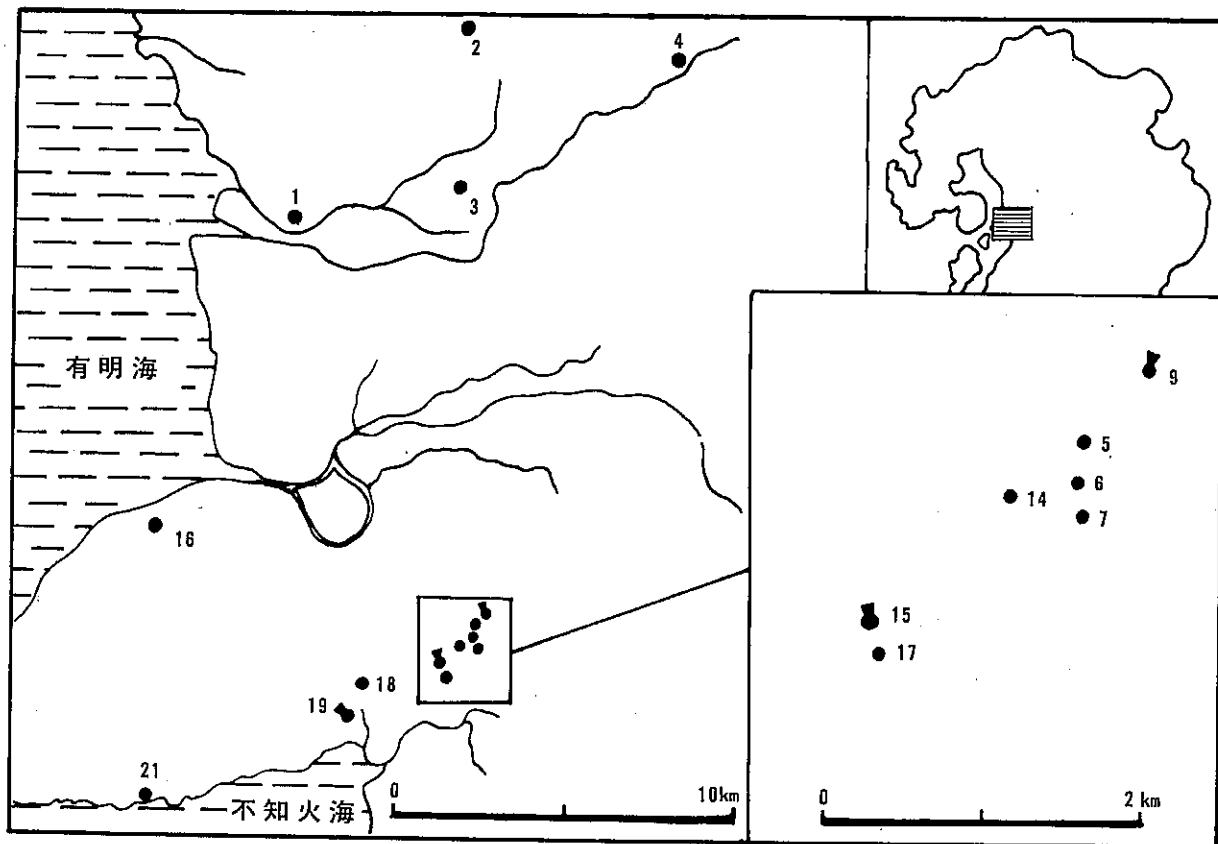
一三、熊本縣「宇土郡檜崎の古墳」熊本縣史蹟名勝天然記念物調査報告第二冊、一九二五、熊本

一四、檜崎二号棺は、棺蓋側縁部に平坦面を一周させる点、棺身内壁の刀掛状突起(典型的な舟形石棺にこの種の突起をつくり出したものはない)など、明らかに家形石棺的といえよう。しかるに、棺身の要素(船べり状の突帯・棺底丸底・内法の浅さ・一端が窄まる)は舟形石棺に近い。単純に家形・舟形と区分けする現代的な方法の問題がある。屋根形棺蓋を有する舟形石棺。

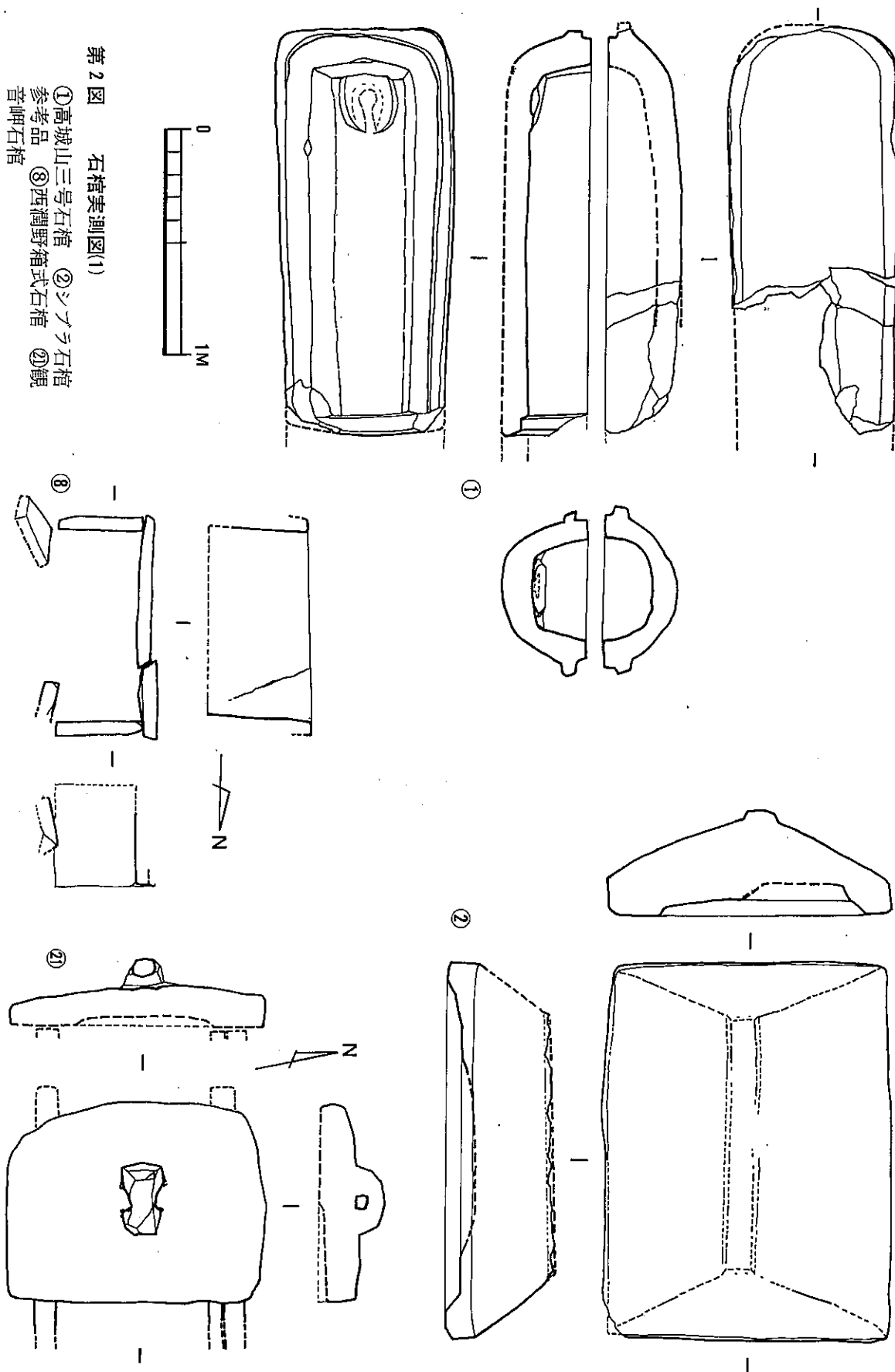
石棺実測図(第三図⑬、第四図⑨・⑩・⑪、第六図⑫)は、今回、熊本大學考古学研究室の永田次郎氏を中心とするメンバーが作成したものを引用。記して謝意を表す。

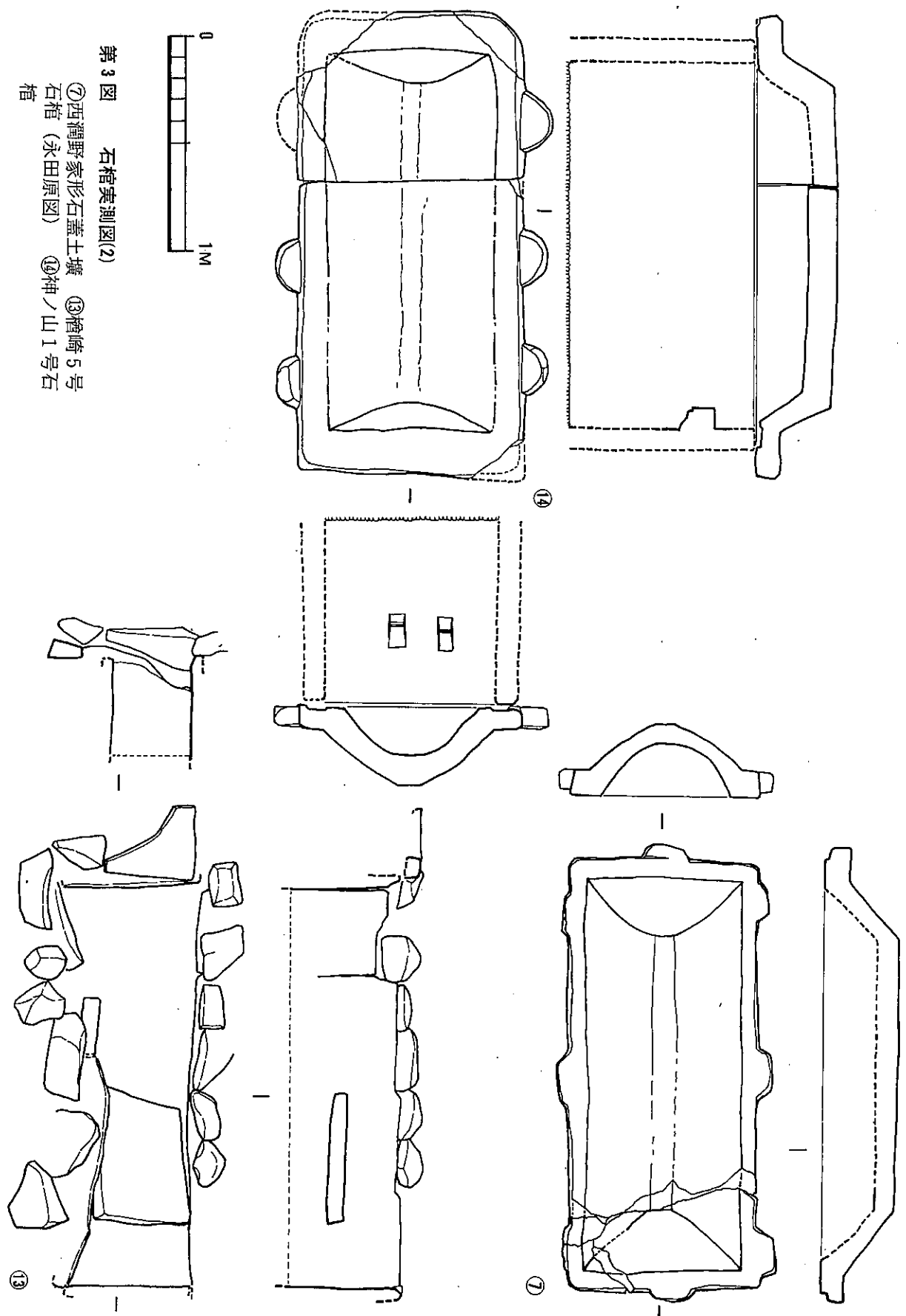
記して謝意を表す。

- 一五、註一二書に同じ
 - 一六、富樫卯三郎氏調査。宇土高校社会部「神の山一号墳」宇土高校社会部報 第二号、一九六八、宇土
 - 一七、富樫卯三郎「向野田古墳」宇土市埋蔵文化財調査報告書第二集、一九七八、宇土。(第五図⑮は本書より作成)
 - 一八、布目順郎「向野田古墳出土の絹製品について」宇土市史研究第二号、一九八一、宇土
 - 一九、清見末喜氏の教示による。記して謝意を表す。
 - 二〇、佐田茂・高倉洋彰「九州の家形石棺」筑後古城山古墳、一九七二、福岡
 - 二一、梅原末治「宇土郡不知火村の古墳」京都帝國大學文學部考古學研究報告 第一冊、一九一七、京都。(第六図⑯は本書より作成)
 - 二二、乙益重隆「不知火町国越古墳」昭和四一年度埋蔵文化財緊急調査概報、一九六七、熊本
 - 二三、土生田純之「突起をもつ横穴式石室の系譜」考古學雜誌第六六卷第三号、一九八〇、東京
- この種の把手が、環状突起と深いつながり有したことは、その分布をみても明らかである。即ち、国越・観音岬・浦山の周辺地域。大分市木の上峠横穴の近くには世利門石棺(棺蓋頂部の棟に二箇所の矩形穿孔)が存し、西九州の石棺と系譜的に共通したところがある。
- 二四、乙益重隆「石障系石室古墳の成立」国學院大學大學院紀要第十一輯、一九八〇、東京
 - 二五、三島格「肥後における古墳研究―戦後の成果と問題点―」古代文化第十 七卷第三號 九州古代史特輯(一)、一九六六、京都
 - 二六、坂本経堯「大見観音岬古墳」不知火町史、一九七二、不知火
- (補記) 校正中、重要な脱漏に気づいたのでつけ加える。
 なお、その内容については次号に譲り、遺構名と参考文献を記しておく。
- 椿原石蓋土壠 三島格「宇土市森椿原における石蓋土壠の一例」熊本 史學第一五・一六号、一九五九



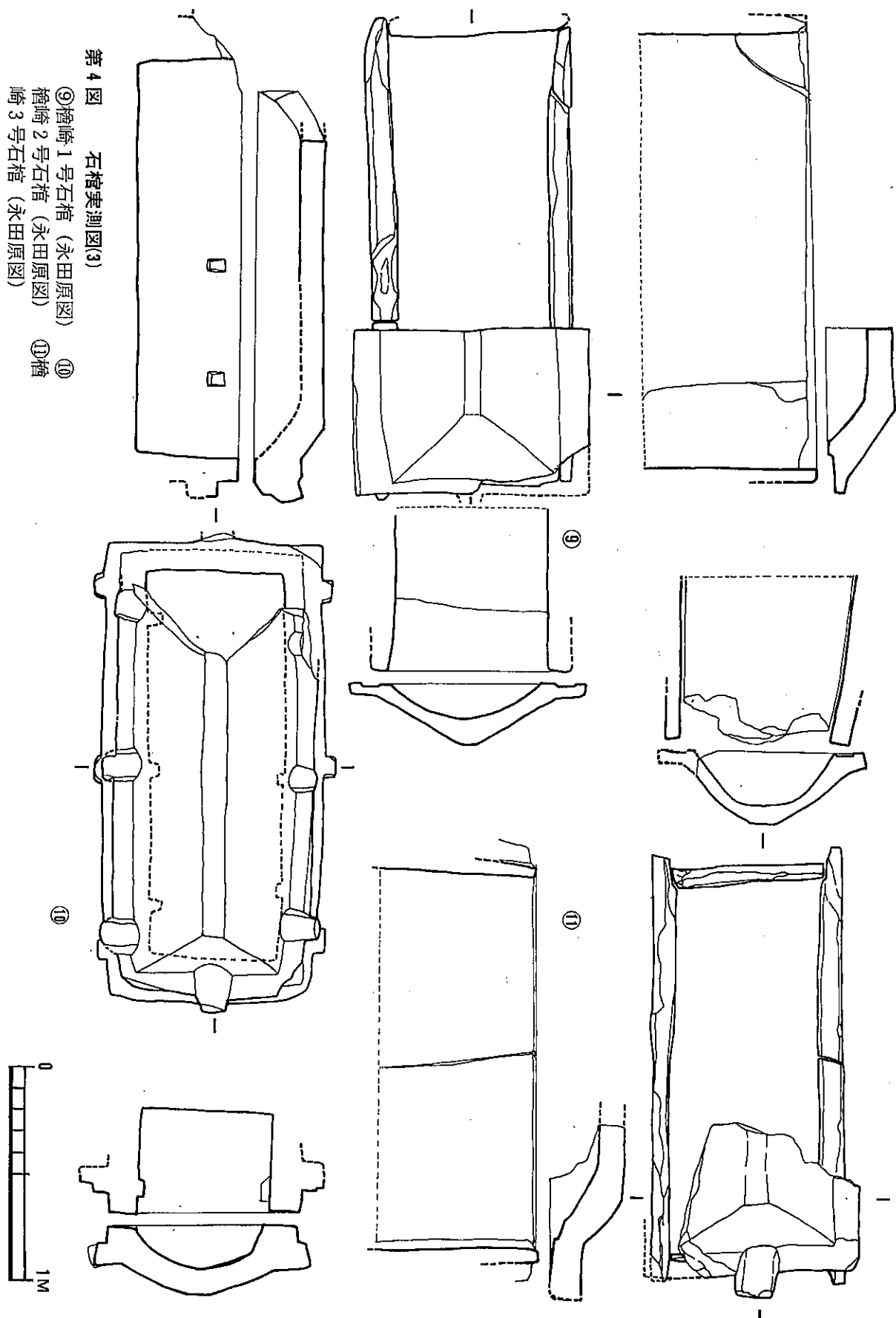
第1図 石棺分布図 (番号は本文中の番号と同じ)





第3图 石棺実測图(2)

⑦西潤野家形石蓋土墳 ⑬檜崎5号石棺 (永田原図) ⑰神ノ山1号石棺



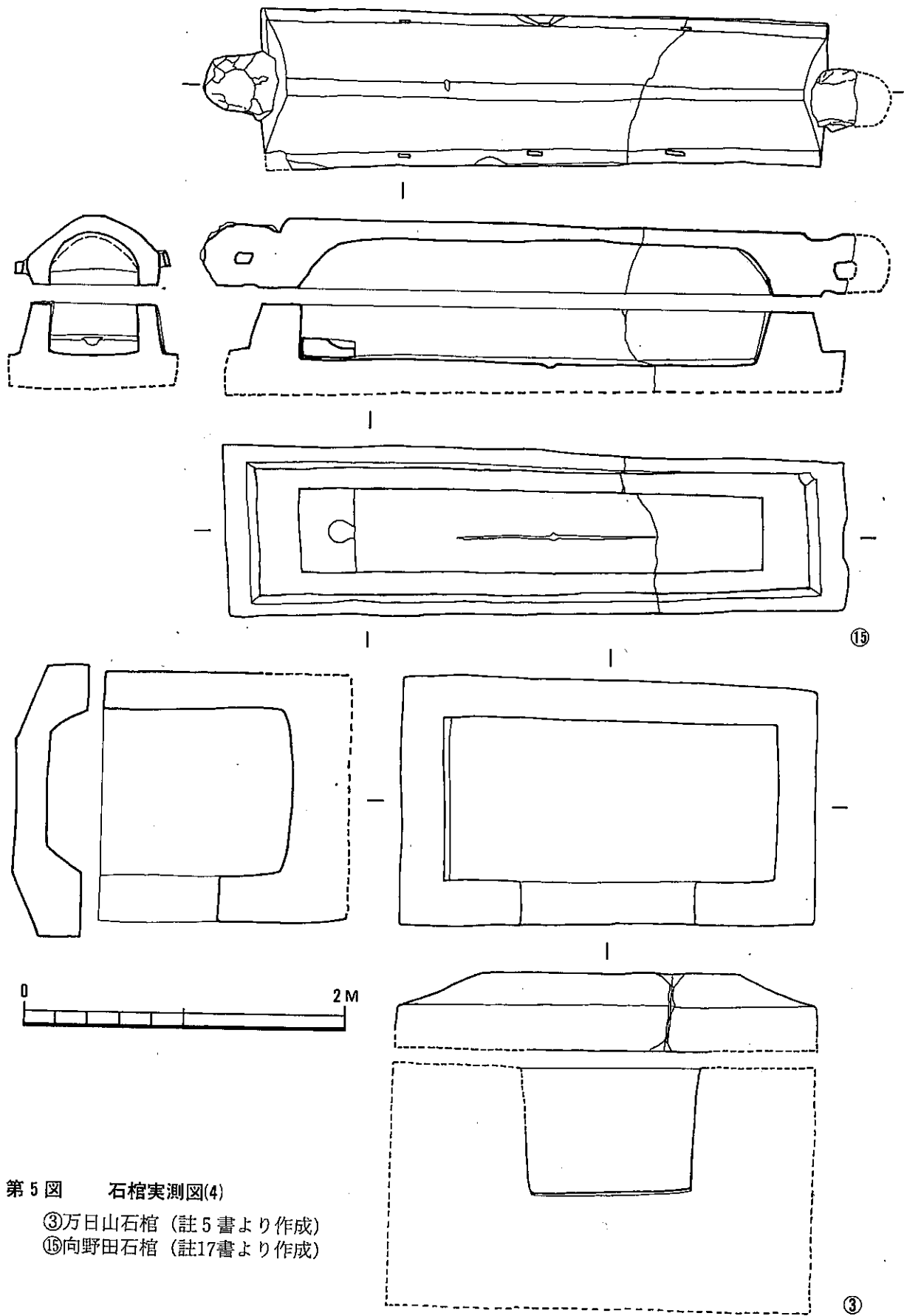
第4图 石棺实测图(3)

⑨ 橿崎1号石棺 (永田原图)

⑩ 橿崎2号石棺 (永田原图)

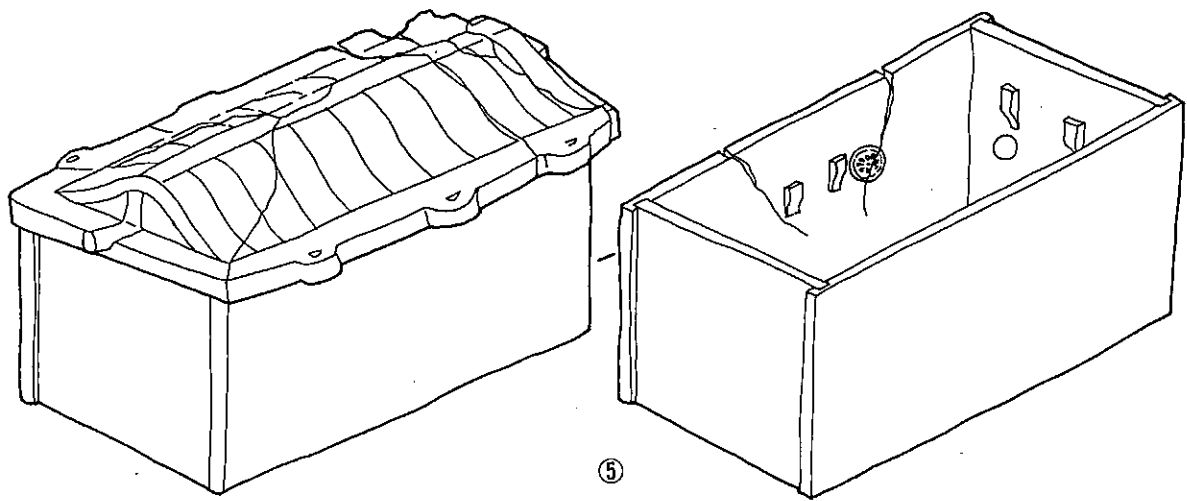
⑪ 橿崎3号石棺 (永田原图)

⑩ 橿

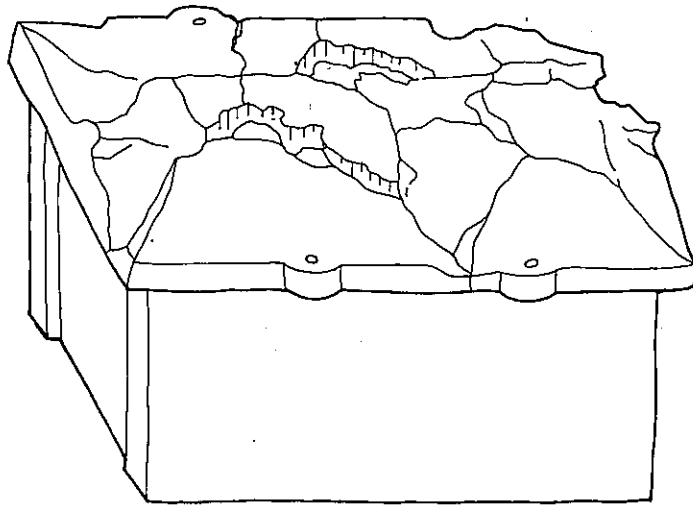


第 5 図 石棺実測図(4)

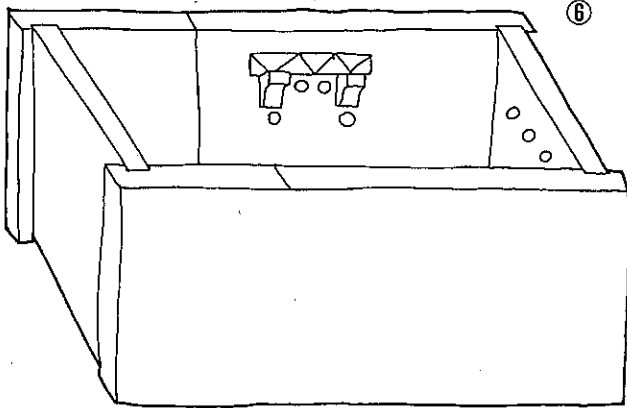
- ③万日山石棺 (註 5 書より作成)
- ⑮向野田石棺 (註 17 書より作成)



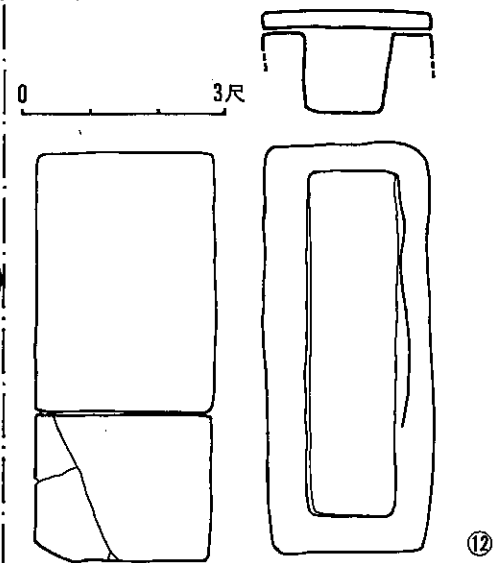
⑤



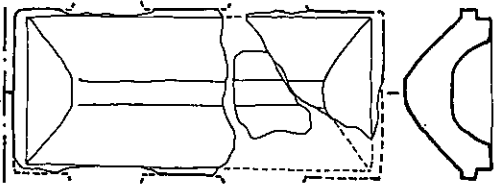
⑥



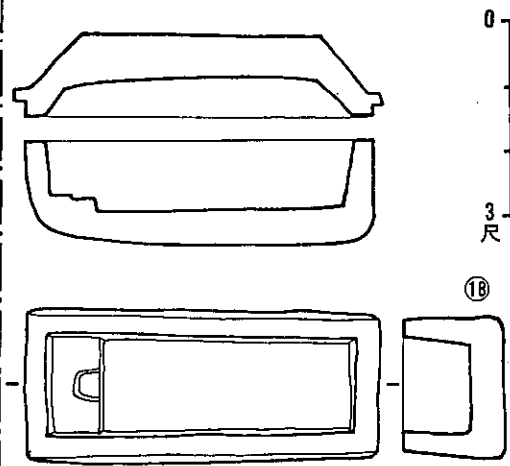
⑱



⑫



⑯



第6図 石棺実測図(5)

- ⑤晚免石棺 (註9書より作成)
- ⑥潤野石棺 (註8書より作成)
- ⑫檜崎4号土壙(註12書より作成)
- ⑱鳴籠石棺 (註21書より作成)

向野田古墳出土の絹製品について

布目順郎

熊本県宇土市松山町字向野田に所在する向野田古墳出土の鏡・剣・刀・刀子・鉄斧の多くに布帛や糸が巻かれ、あるいは附着していることについてはすでに宇土市埋蔵文化財調査報告書第2集^{註二}に記載されており、同報告書には布帛の重ね枚数や織維方向についてのデータも載せられている。しかし、それら布帛自体についての調査は未だなされていないようである。

長年主として織維の面から歴代の織維製品について調査を進めてきた筆者は、同墳出土の布帛類を手がける機会を得た。調査の対象となった資料は出土の布帛類の全部ではなく、また、調査の内容も織維中心に限定されるが、一応の成果が得られたので、ここに報告したいと思う。

調査の対象となった資料は、内行花文鏡に附着している平絹四種、同鏡の下にあった平絹二種と織維束、鳥獣鏡に附着している平絹二種及び刀(2)の柄巻平紐とその上に附着している平絹二種である。調査の方法は、筆者が従来行なってきたものと変わりない。詳細は拙著「養蚕の起源と古代絹」^{註一}附2(四二九―四五五頁)を参照されたい。

調査した資料のうち、内行花文鏡の下にあった織維束以外のものはすべて平絹である。

そこで、これら平絹の織り密度を中心に、他の特徴をも一緒に見

てみよう(第1表参照)。

これら平絹のうち内行花文鏡面の平絹(4)〔第1図D〕は、その織り密度が六四×二〇と細密であり、かつ、この平絹に織耳がみられるのが珍しい。織耳のところでは一〇五×二〇と、経糸が特に込んでいる。

同鏡の下にあった平絹(2)〔同図H〕もまた、四五×三〇といった細密なものであるが、このものにあつては経、緯ともに併糸が認められるから、これは縑とみるべきであろう。

刀(2)の柄巻平絹紐に附着している平絹(1)、(2)〔同図K、L〕もまた細密である。

それに対し、内行花文鏡面の平絹(2)〔同図B〕、同鏡の下にあった平絹(1)〔同図G〕及び刀(2)の柄巻平絹紐〔同図J〕の三者は、一八×二二、一五×一五、二〇×一五といった粗いものであり、特に刀(2)の柄巻平絹紐の経糸にあつては撚り(右撚)がかかっている点、他の平絹の場合と異なる。

一般に、糸に撚りをつけることによつてその強さを増し、糸・布ともに弾性を増すといわれる^{註三}。刀の柄巻絹にはそのような性質が要求されたのであろう。

向野田古墳は四世紀末から五世紀前半頃の築造と推定されている。いま、同墳出土の平絹の織り密度を、筆者が以前に調査したほぼ同

第1表 向野田古墳出土の絹製品とその繊維についての調査成績

原 資 料	経緯 の別	色	繊維横断面についての計測値			織 糸 数 (対1cm)	経糸数と 緯糸数の比	備 考	
			完全度(%)	面積(μ²)	供試織 維の数				
内行花文鏡面の平絹(1)	経	焦茶	44.4±3.45	48.9±4.83	20	27.5	1.25	()内は織耳での値	
〃	緯	〃	46.4±3.85	54.2±5.74	15	22			
同鏡面の平絹(2)	経	〃	46.5±3.00	57.9±5.12	25	18	0.82		
〃	緯	〃	47.4±3.02	54.2±5.60	24	22			
同鏡面の平絹(3)	経	緑青	47.3±3.51	64.0±5.43	24	38	1.46		
〃	緯	〃	52.4±3.97	65.6±6.52	28	26			
同鏡面の平絹(4)	経	〃	48.7±4.01	66.5±7.43	22	64 (105)	3.20 (5.25)		
〃	緯	〃	53.7±2.90	93.9±6.84	26	20			
鳥獸鏡背の平絹	経	焦茶	47.7±3.36	51.0±4.29	30	22	1.10		
〃	緯	〃	42.0±2.77	48.6±4.36	30	20			
鳥獸鏡面の平絹	経	〃	46.8±4.14	62.3±5.76	25	21	1.05		
〃	緯	〃	48.8±3.57	64.3±6.77	30	20			
内行花文鏡の下にあった平絹(1)	経	黄植染	45.5±3.59	54.2±5.82	30	15	1.00		
〃	緯	〃	49.1±3.84	54.1±5.48	20	15			
同鏡の下にあった平絹(2)	経	〃	49.0±5.31	65.5±6.28	16	45	1.50		縑
〃	緯	〃	47.8±2.79	57.7±5.42	27	30			
同鏡の下にあった繊維束の中 の絹繊維		焦茶	47.2±5.47	57.3±10.19	15				
刀(2)の柄巻平絹紐	経	黄植染	48.3±2.79	37.8±3.11	23	20	1.33		右撚
〃	緯	〃	46.9±3.33	43.5±5.98	23	15			
刀(2)の柄巻平絹紐に附着して いる平絹 (1)	経	焦茶	45.7±3.25	57.9±3.74	22	55	2.75		
〃	緯	〃	47.8±2.56	58.8±4.09	30	20			
刀(2)の柄巻平絹紐に附着して いる平絹 (2)	経	〃	46.4±4.34	64.6±6.80	25	60	2.00		
〃	緯	〃	49.7±4.17	71.7±9.79	18	30			

時代、すなわち古墳時代前・中期における平絹のそれと比べてみると、第2表に示すように、向野田古墳での値が最も小さい。一方、弥生時代中期における六資料での平均値が経糸本数二五・一七、緯糸本数一五・六七、経、緯糸本数の比一・六一であるから、向野田古墳出土の平絹における織り密度はむしろ弥生中期の平絹のそれに近いといえる。

繊維断面計測値は第1表に示す通りであって、完全度については資料による大きな違いはみられない。面

第2表 古墳時代前・中期における他の絹製品との比較

資 料	繊維横断面についての計測値		織 り 密 度		
	完全度 (%)	面積 (μ ²)	経糸数 (対1cm)	緯糸数 (対1cm)	経糸数と緯糸数の比
古墳時代前期の絹帛	53.83 (12)	65.77 (12)	59.00 (8)	33.25 (8)	2.00 (8)
古墳時代中期の絹帛	57.22 (45)	67.40 (45)	50.17 (40)	25.31 (40)	2.19 (40)
向野田古墳出土絹帛	47.63 (23)	58.89 (23)	35.05 (11)	21.82 (11)	1.59 (11)

備考 (1) 表の数値はすべて平均値。ただし、括弧内の数字は資料数。

(2) 古墳時代前・中期の数値は拙著「養蚕の起源と古代絹」^(註) 48頁及び52, 53頁に表示されているデータに最新のデータを加えて算出したもの。

積の方は、内行花文鏡面の平絹(4)の緯糸〔第2図H〕において飛び離れた大きな値を示し、反対に、刀(2)の柄巻平絹紐〔同図R、S〕においては経、緯ともに小さな値を示した以外は、資料による大きな違いはみられない。

経、緯糸間における断面計測値の違いについては、完全度、面積ともに一定の傾向がみられないところからすると、当時は、後世行なわれたような経糸と緯糸の意識的な使い分けは行なわれなかつたとみられる。

同墳出土の絹製品における繊維断面計測値の平均値を古墳時代前・中期におけるそれと比べてみると、第2表に示すように、この場合も織り密度の場合と同様、向野田古墳の値が最も小さい。その値はむしろ弥生時代中期における一六資料での平均値(完全度が四六・二八、面積が五五・五〇)^(註)に近いもので、完全度、面積ともに弥生時代中期の値よりもやや大きいに過ぎない。

向野田古墳の絹製品における織り密度及び繊維断面計測値が、古墳時代前・中期における値よりもむしろ弥生時代中期の値に近いことは、古墳時代前・中期の

資料として供試されたものが福岡県・中国地方・近畿地方・関東地方等のものであることから、向野田古墳の絹製品に使用されている繊維、ひいてはそれら繊維を生産した蚕の品種、及び養蚕機織の技術が、福岡県・中国地方・近畿地方・関東地方等のそれよりも後進的であったことをあらわしているように思われる。その点、向野田古墳から十数キロしか離れていない久保遺跡(熊本県上益城郡御船町所在)出土の絹帛(久保遺跡の絹帛における織り密度及び繊維断面計測値の平均値はともに向野田古墳での値にきわめて近いものである)^(註)の場合もまた同様である。

ただ、向野田古墳の内行花文鏡に附着している平絹(4)の場合には、織り密度、繊維断面計測値などの面から優秀品とみられ、この品は、当時養蚕機織の面でもより勝れた技術を所有していた地方(海外をも含めて)からの輸入品ではなかつたかと思われる。

内行花文鏡の下にあった繊維束(第1図I)は、直径が〇・二四—〇・五〇(平均〇・三八)ミリ、長さが一一センチのものが多い。破碎の結果このような長さになったものとするれば、もとはかなり長いものであったのかもしれない。それらはいずれも無撚のようにみえる。

向野田古墳出土の絹製品が絹以外のものではないことは、第2図の繊維断面形によつて明白である。ただ、前記繊維束の場合には、顕微鏡視野の中にみられるものは不定形物体が殆どで、その間に少数の絹繊維断面を散見し得たにすぎないことから、それら不定形物体が何であるかについては疑問が残る。しかし、繊維束が無撚であることから、それらが絹繊維から成るものとみてほぼ相違なく、それら不定形物体は絹物質の崩壊したものであろうと思われる。散見された少数の絹繊維断面は、崩壊に至らずに残つたものであろう。

絹繊維は一般に、長い年月の間にその結晶構造が漸次に崩壊して、

遂には無構造になってしまうが、崩壊の度合は保存状態が悪いほど顕著である。

なお、同墳出土絹製品の繊維断面を鏡検中に気付いたことは、視野の中にみられる断面の殆どが単繊維 (Pile) としてのものであったが、それらに混じって、単繊維が二本接合したRasの形のものがかなりみられたことである。Rasの形態は、絹繊維が蚕児の吐糸孔から吐き出される時に、二本の単繊維が並んだ形で出てくることに由来するもので、繭を構成している糸はすべてRasの形をなしている。並んで吐出されてくる二本の単繊維はセリシンと称する膠状物質で互いに接着しているが、その後、灰汁^{あじ}などを用いて精練することによってセリシンが溶け去り、離ればなれになる。したがって、同墳出土の絹製品は、精練の程度の浅いものが多かったとみられる。筆者が調査の対象とした同墳出土の絹製品のうち、内行花文鏡面の平絹 (4) を除く以外のものは、出土地のあたりで作られたものと想像される。すなわち、当時そのあたりで養蚕機織が行なわれていたとみられる。かつ、同墳からはかなり多量の布帛類 (その殆どは外觀からみて絹製品のようなものである) が出ていることから、その養蚕機織は相当盛んであったと想像される。

向野田古墳の絹製品が、多くの点で久保遺跡のそれに似ていることは、四世紀末から五世紀前半へかけて、この両遺跡を含む一帯の地方においては同じ系統の蚕品種を飼育し、同じような方法で機を織っていたことを思わせる。

出土の布帛類は金属器に巻かれ、あるいは附着した形で出たものが殆どである。それらのうち、鏡や刀剣類の身部や鉄斧に巻かれ、あるいは附着して出たものは、埋葬時にそれら金属器を巻いて副葬したものであると思われ、一つの金属器に何種類もの布帛が附着し、かつ、

一つの古墳から多種の布帛が出たことは、多くの人々がそれら布帛を死者への贈物として供献したものであることを思わせる。

しかし、鏡や刀剣類を日常、布帛で包むなり袋に入れるなりして保管していたものを、布帛や袋を外さずにそのまま副葬したこともありえよう。

一方、刀剣類の柄に巻かれている平紐や糸は、もともとそれら刀剣類の一部として柄に巻かれていたものとみられる。

鏡や刀剣類が舶載品である場合は、それらを包んであった布帛もまた舶載品の可能性がある。しかし、布帛類は長くはもたないから、はじめのうちは舶載の布帛が使われていたとしても、いずれは日本産の布帛と取り替えられることになる。今回筆者が調査した布帛類のうち舶載品の可能性をもつものは、内行花文鏡面に附着している平絹 (4) のみである。

向野田古墳出土の布帛類の中には、すでに記したように鏡の下から遊離状態で発見されたものがいくつもある。これらは元は鏡に巻かれていたものが脱落したのかもしれない。

終りに、本調査を行なうに当たり種々御援助をいただいた川島織物の太田英蔵氏及び宇土市教育委員会社会教育課文化係の高木恭二氏に感謝の意を表したい。

註

- 一、富樫卯三郎「向野田古墳」(『宇土市埋蔵文化財調査報告書』第2集) 一九七八、宇土市教育委員会
- 二、立岩遺跡調査委員会編「立岩遺跡」5章6 (布目順郎執筆) 一九七七、布目順郎「養蚕の起源と古代絹」一九七九、雄山閣
- 三、荻原清治「絹糸論」五七頁、一九七七、荻原清治先生遺稿刊行会
- 四、布目順郎、未発表(『古代学研究』に投稿中)

如来寺仏像胎内から出た絹製品について

布目順郎

熊本県宇土市岩古曾町上古閑所在の三日山如来寺の本尊である三如来像（釈迦・阿弥陀・薬師）のうちの釈迦如来像の胎内収納部に、仏心（舍利容器）を綿・錦裂・絹本法輪形梵字曼荼羅・紙等で包んで納められていたことについては本誌前号の高木恭二氏報告の中に簡単に記されている。

筆者は右の仏心を包んであったという絹製品について調査する機会を得たので、以下その結果について報告する。

まず、これら絹製品の年代についてであるが、これらを胎内に納めてあった釈迦如来像は、正元二年（一二六〇年）に寒厳義尹によって発願供養されたとみられていることから、その発願供養の際に仏心をこれら絹製品で包んで胎内へ納入したとみて差支えなく、したがって、これらの絹製品が製作されたのはその頃か、あるいはそれよりも少し以前であったと考えられる。

仏心を包んであった錦は第1図A—Cにみるように、経糸は細く（その幅は平均〇・一〇ミリ）、緯糸は太い（その幅は平均〇・六一ミリ）。色は経糸が柘黄、緯糸が紺、鶯、柘黄等である。織り出されている模様等については、裂が小さいのでわからない。

平絹（梵字曼荼羅）の方は同図Dにみるように、箴筋のある比較的細密なもの（一センチ当たり経糸四五本、緯糸五〇本。したがって経糸数と緯糸数の比は〇・九）で、色はカーキである。

綿はマワタであって、その色はカーキである（同図E）。しかし、綿は染められていたとは思えず、もとは白色であったものが経年とともに黄褐変して行き、カーキ色になったものと考えられる。

したがって、前記平絹の方も、もとは白色であつたと思われる。次に、これら絹製品の繊維について調査したところを第1表に示す。また、繊維断面拡大転写図は第2図に示す通りである。

繊維断面計測値のうちの完全度については、錦、平絹、綿の間に大きな差はみられないが、面積については錦において最も大きく、以下平絹、綿の順である。

綿での値が小さいことについては、その材料に屑物が使用されることが多いことから、当然と思われるが、錦が平絹よりも大きな値を示したことについては、錦の材料糸として、特に大きくて繭層の厚い立派な繭を選択使用したか、あるいは、筆者による従来の調査では、一三—一四世紀頃の中国産絹繊維における断面積は日本産のものでの値よりも大きい傾向があること（中国産一六種の平均値が七七・二平方ミクロンであるのに対し、日本産二〇種の平均値は六一・三平方ミクロンである）から、平絹の方が日本製であるのに対し、錦の方は中国産であるのかもしれない。もしそうであれば、この錦は義尹が建長四年（一二五二年）（一説に、建長六年ともいわれる）に宋から帰国した際に持参したものである可能性が濃くなる。

第1表 如来寺仏像胎内から出た絹製品とその繊維についての調査成績

資料	経緯の別	色	光沢	繊維横断面についての計測値			織糸数 (対1cm)	経糸数と 緯糸数の比	ラウジネス 繊維の程度	NaOH 溶液 による繊維の 分離度	備考
				完全度(%)	面積(μ²)	供試繊維 の数					
錦 // // // 平絹 // 綿	経緯 緯緯 緯緯 経緯	黄 紺	有	57.0±5.88	66.6±7.68	12	45 50	0.9	0 0 0 0 0 0	良 良 良 良 良 良	箴筋有り
			有	62.3±4.92	79.6±6.64	22					
		黄 黄	有	56.2±5.02	66.4±10.32	19					
			有	56.8±3.67	78.1±8.22	11					
		キ キ	有	58.5±5.90	41.3±5.85	12					
			有	56.7±4.59	44.8±4.46	25					
		有	56.5±4.33	37.7±3.68	27						

綿はおそらく日本製であろう。これらの絹製品の繊維からはラウジネス繊維は検出されない。また、苛性ソーダによる分離度も良いから、それらに使用されている糸はかなりよく精練されているように思われる。

終りに、本調査の機会を与えられた宇土市教育委員会社会教育課文化係の高木恭二氏に感謝の意を表する。

註

- 一、高木恭二「如来寺仏像の胎内銘について」(『宇土市史研究』創刊号、一—二〇頁)一九八〇
- 二、色の判別はすべて上村六郎・山崎勝弘「日本色名大鑑」(一九六七、染織と生活社)によった。
- 三、布目順郎、未発表
- 四、布目順郎「絹繊維遺物の研究——蚕糸業技術の観点から——」三七頁、一九六七

〈執筆者一覽〉

掲載順

- 北條 暉幸 産業医科大学教授 北九州市八幡西区光貞台 三の一九の五
- 平山 修一 宇土市教育委員会主事 宇土市新松原町一七三
- 木下 洋介 宇土市教育委員会主事補 宇土市新開町三五二
- 高木 恭二 宇土市教育委員会主事 宇土市新開町四丁目四二
- 布目 順郎 京都工芸繊維大学名誉教授 京都市山科区 安朱東海道町二〇—八
- 井上 正 宇土市文化財専門委員長 宇土市船場町六六
- 富樫卯三郎 肥後考古学会会長 宇土市立岡町五八九
- 一 宗雄 宇土市教育委員会主幹 熊本市京町二丁目七の四一
- 清見 末喜 宇土市網津公民館館長 宇土市住吉町三七
- 光永 文熙 無職 下益城郡松橋町松橋 一三五九
- 田代 捨己 宇土市収入役 宇土市走瀧町一六三三
- 井上 典太 前宇土市立図書館館長 宇土市築籠町一六四
- 立花 貫一 無職 宇土市城之浦町一八六

善導寺の歴史と地理

井 上 正

善導寺は中世他の十三村とともに古保里庄の領村となった。村には古墳の記録も残っているから、村の悠久の歴史を窺い知ることができよう。善導寺村、東は小溝をもって古保里村と境し、西南は道路をもって境目村と境し、北は小溝をもって松原村・江部村と境を接している。東古保里村耕地境より西綾織字境まで二百七十五間、南境目村耕地境より北江部村境まで六百一間、字地は綾織・悪四郎・五町間・西中受・東中受・居屋敷・園田（園畑―宇土郡村誌）の七とし、世々松山両神宮の氏子村である。

寛永十年、善導寺村は松山手永に属し、明治四年、松山手永は松山郷と改めた。明治五年、善導寺村は八代県第八十三区に属し、善導寺組と称し、境目村・松山村をも管轄した。明治六年、善導寺村は境目村・松山村とともに白川県第三十八大区三小区に属し、善導寺組と称したが、のち第三十八大区一小区より五小区を連ねて高良組と称した。明治八年、善導寺村は第十大区十一小区に属し、戸長役場を松橋におく。これに属するもの、下松山村・境目村・松山村・善導寺村・古保里村・立岡村・伊牟田村・高良村・御領村・柏原村・小曾部村・松橋町とする。地租改正の際、善導寺村を仮初に善導寺村と書いたため、公用の村名は善導寺村となつて了つたが、これは歴史的地名ではない。明治十二年、花園村に戸長役場をおき、岩古曾村・花園村・立岡村・古保里村・善導寺村これに属し、明治

十七年には、官選の戸長を任命した。花園村列村となつた村々は、花園村・岩古曾村・松山村・古保里村・善導寺村・伊牟田村・立岡村・境目村・江部村・松原村・築籠村であつた。明治二十二年、花園村が成立し、岩古曾村・花園村・立岡村・古保里村・善導寺村・境目村・松山村の区域をすべて大字とした。昭和二十九年四月一日、宇土町・花園村・轟村・緑川村・網津村の区域を廃し、新たに宇土町をおき、宇土町は、昭和三十三年十月一日、網田村を吸収して宇土市をおいた。昭和四十一年四月一日、宇土市が大字名を廃止したとき、大字善導寺を善導寺町と改称した。

近世、善導寺村の石高は、肥後国郷帳によれば五百五十一石八斗一才、肥後国誌によれば六百九十一石であるから、漸次増加していったと考へべきであるが、宇土郡村誌によれば、明治十六年の米の産額は五百十二石であるから、この程度が実勢ではなかつたか、と思われる。地味は薄赤または赤、其の質稲梁に適しているが、水利不便、時々旱に苦しむ。僅に綾織溜池があつて用水としていた。溜池は東西一丁五十一間、南北十六間五合、周回四丁十四間。ほかに溝があつて、その長さ二丁二十三間、幅一間三尺、およそ田三十六丁歩の用水に供している。明治十六年当時の税地は、田三十六丁五反三畝二十一步、畑五丁一反二畝二十九歩、宅地一丁六反二畝四歩、合計四十三丁二反八畝二十四歩であつたが、これに対する旧租米は

二百十四石一斗四升九合、改租金八百七十八円十一錢二厘、租率百分の三。ほか官有林合計二反九畝二十七歩があるが、雑小木、竹廻五寸以下の微々たるものである。物産は米のほか大豆二十二石、小豆十一石、小麦三十三石、裸麦七十六石、梁三十七石、甘藷一万五千五百斤、芋九石、いづれも明治十六年調である。

戸数三十二戸、うち土族二戸。うち農業に従うもの三十戸。人数男七十四、うち土族三。女八十四、うち土族二。合計百五十八。ほか牡馬が二十六頭いた。

当時の交通路は、一等里道宇土町道があった。俗に綾織道と称し、天正のころ、宇土城の防衛線を形成し、綾織口に布施式部・三浦但馬守がその持口に出勢した、という所伝がある。善導寺村の異古保里村界から、乾江部村境に至る十二丁五十七間、幅一間乃至一間三尺。これに連なる支道より北に折れ、西に曲り、宇土町道に通ずる村道、長さ三丁四十八間、幅一間三尺がある。

村名は、中世同村に草創せられた浄土宗善導寺に出で、寺跡には多くの墓石が点在し、寺井・馬場など当時の規模を窺うべきものがある。殊に善導寺字居屋敷六百四十一番地の阿弥陀堂には併せて善導大師・圓光大師像を安置し、浄土宗のまつりかたを厳守している。古い調査に「三祖堂」とあるものがこれである。三月十四日を縁日とし、もって旧暦三月十四日に擬す。すなわち善導忌にほかならず。いま便宜旧暦二月朔日をもってこれに代え、陽暦三月十四日に擬す。善導大師の像を安置することによって寺号の由来するところを知ることができ、それにも況して善導忌を修するなど浄土宗の最も古い伝統をいまなおもちつづけている事実注目しなければならぬ。それかあらぬか、当時の善導寺には十八の子院があった、との所伝があり、のちこれを筑後に移転した、と伝えられている。

その昔鎮西上人の足跡は京師・伊豫・備後・石見・筑前・筑後・肥後に普く、開創の寺院、九州において四十八寺に上った、と伝えられ、肥後では宇土郡石橋村三寶院柿木山、宇土町西光院無量壽寺紅雲山、熊本京出町往生院無量壽山泰安寺、菊池郡五福寺などがあった。善導寺が移転して日久しく、ヒソソリと遺跡を止めていたが、浄土宗西光院二十一代仰譽上人の小曾部における能因法師の碑の建立などの事蹟にも見られるように、善導寺跡阿弥陀堂などの宗門の史蹟の保存には格別尽力されたふしが窺われ、近世において修補の跡をとどめながら、善導寺は今日あるを得たものと思われ。お寺が移った後も残された村人によって伝統行事が連続として維持されて来たが、そのイキの長さ、善導寺の村立ちのよさには敬服に堪えない。善導寺の教化の滲透は、到底一時のツケ焼刃の類ではない。正しく鎮西上人の遺芳の発露であるといってもよい。善導寺村にこれ程の影響を残した鎮西上人とはそもそも如何なる人物か、聊か後世のために附言することとしたい。

浄土宗二祖鎮西上人の伝は、聖光上人伝・鎮西略要伝・鎮西禪師繪詞伝・大紹正宗國師伝略・鎮西聖光上人香月系譜・黒谷源空上人伝・本朝祖師伝記繪詞第二・法然上人伝記第三下（九卷伝）・法然上人行狀畫圖第四十六・同翼賛第四十六、第五十二・法然上人伝第五（十卷伝）・選擇伝弘決疑鈔第五・同直牒第一、第五・浄土法門源流童・法水分流記・獅子伏象論卷中末・伝通記糝鈔第四・東國高僧伝第九・本朝高僧伝第十三・浄土鎮流祖伝第二・浄土伝燈總系譜卷上・浄統略讚・徹選擇集私志記第一・鎮西名目問答奮迅鈔第一・縁山志第四・筑前續風土記・大宰管内志卷中・蓮門精舎舊詞第三十八、第三十九・筑後善導寺志・浄土宗三祖言行録卷下・鎮西上人・三上人の研究・魔訶衍第十二號（鎮西上人特輯號）・肥後國誌・宇土郡

誌・浄土宗史・鎮西上人・熊本の歴史などに窺うべきものがある。

鎮西上人は、筑前遠賀郡香月庄楠橋村（のち香月村）の人、古川彈正左衛門則茂入道順乗の子、應保二年五月六日辰刻の生、仁安三年、七歳にして入寺。嘉應二年九月十三日、九歳にして剃染し、聖光坊弁長と號した。承安五年三月十五日、筑紫觀世音寺において受戒、十四歳。爾來天台を学ぶこと八年、壽永二年の暮、比叡山に登る、年二十二歳。建久元年学成りて帰郷した。時に年二十九。建久二年、油山の学頭となり、建久八年五月上旬、法然坊源空の門に入り、弁阿と號した。時に年三十六。建久九年八月、伊豫国に念仏を勸進し、年三十八、建久十年二月、入洛、源空に従い『選択集』を授り、年四十三、元久元年八月上旬、帰郷して大いに念仏を弘通し、道俗帰する者二千余人に上る。化導の中心は筑前・豊前両国の諸郡と見るのが妥当であろう。元久二年三月、門弟度脱坊をして法然上人に鏡像圓融・金剛寶戒二ヶ条の疑問を質さしめた。建曆二年三月十三日、靈夢を感じてその翌日善導の像を博多に迎え、百日の間説法教化した。その跡が博多の光明山悟眞院善導寺である。建保五年、香月則宗は鎮西上人のために、香月荘に誕生山吉祥寺聖光院を建てた所伝がある。博多善導寺をはじめ、席田郡青木村正定寺・穗浪郡庄司村本誓寺・鞍手郡宮田村極楽寺を創建し、筑前国高田において古刹を復興して光明寺とするなど、鎮西上人の足跡は筑前において濃厚である。

鎮西上人、建保五年において五十六歳という。その筑後に入るはこの後のことと思われる。第一に筑後国高良山麓の厨寺（のち、厨山安養寺聖光院）において、千日の別時念仏を修した。高良寺の衆徒妨害を試みたが及ばなかった。同国山本郡草野庄井上村（いま、久留米市善導寺町飯田）に井上山光明寺を創めた。本尊阿弥陀

仏、いま浄土宗鎮西派本山。『善導寺志』に、

建久年中、上洛して大師に給侍し、浄土の宗義悉く之を伝承し、後鎮西に帰りて当寺を建立す、

とあるが、その年時は明らかにしていない。草野筑後守永平が大檀那となり、寺地・料田を寄進した。其子筑後守長種、世々善導寺の檀信となり寺門を護持し、のちその寺號を改めて光明院とし、別に寺號を定めて善導寺となすは、寺伝の示す通りである。

元と当山を光明寺と號す。然るに善導寺の名廣く行はれしをもつて、中比、寺號を改めて院號となせるなり。

光明寺は元來初祖善導大師有縁の唐朝光明寺に由来するものである。されば善導寺は、鎮西上人門下聖護編するところの『鎮西略要伝』に、建保五年三月、順徳天皇、善導寺の勅額を賜ふことを伝へ、『草野氏系図』は、善導寺創建の年を承久二庚辰年としているなど、浄土宗寺院としての光明寺開創の年代が寺伝より更に下ること、善導寺は当時未だ通俗の称に過ぎなかつたこと、寺號善導寺の公称は中世もかなり後年のことに属するを示している。もし一説の始め善導寺と號せしを、善導堂の釈迦像光を放ちて照し給いに由り光明寺と稱す、となすの類に至つては、採るに足らず。『善導寺志』に、勅額を下賜せられたる建保五年は、同寺の草創より「凡そ二十六年を經」たりとなし、建久三年草創を暗示しておるが、建久三年、草野永平が造建したる寺院は天台宗であつた、との説もある。然るを後年、鎮西上人に喜捨して、宗旨・寺號を改め、大成したものか、未だ知るべからず。

とかく一寺の歴史は視野が狭く、史料・歴史・伝記等と比較検討するときは、往々彼此矛盾を露呈することがある。

筑後国においては、善導寺を中心として教線を展開し、少くとも、

山本郡吉木村陽善寺・上妻郡川崎莊馬場村天福寺・同所地福寺・上妻郡川崎莊福島光明寺などが、鎮西上人の道蹟として伝えられている。また建保年間、行基開基の無量壽院を再興して若泰山光明寺とした。

当時教界各々異を立て、派を分ち、夫々の義を中心に氷炭相いれず、互に紛糾をつづけ、称名の行を放擲し、いたづらに論争にふけり、捨ておけぬ状態となつた。世上流行の異義として算えられたるもの、仏智を領解する一念に救われ、必ずしも多念の相統を要しない、となす成覺坊幸西唱導する一念義あり、弘願門の人は往生できざるが、行門・觀門の人は往生するを得ず、と主張する善慧房証空の主唱する弘願義あり、口称念仏によつては有相浄土に往生するを得べきも、かの寂光浄土の如き真実無相の浄土に往生するを得ず、とする法本房行空の寂光浄土義あり、法然上人入滅後十七回忌に、はや末代と称する外なき情ない時代となつていた。鎮西上人の門下、肥後の修阿もこの風潮に動かされ、止悪修善は乃ち真実心である。至誠心は防非止悪戒の体をなすものである、と主張し、長門の敬蓮社はこれに対し、止悪止善は仏法者の存すべき用心と解すべく、この用心を発し、兩者とも真実なれということこそ至誠心と称すべきである、と反論した。ここに修阿の弟子に満願社というあり、この論争に介入し、敬蓮社とわたりあつたが、老巧なる敬蓮社に説破されて、却つて師説と矛盾することとなつた。満願社は鎮西上人を訪ねて両説の当否を伺つた上、持説正当の証驗を得て肥後にかえり、これを弘布したので、修阿は立場を失い、満願社もまた背徳のかどで破門される仕儀となつた。満願社は志をたて覚明房長西に師事して修業し、のち肥後にかえり鎮西義に反対の主張をつづけることになる。

一念義など異義のいくつかは肥後にも流行していた模様であるが、かかる事情を反映して、正法護持に挺身する鎮西上人は、これを浄土宗の存否にかかわる危機と認識して、高齡をかえりみず念仏勸化の旅をつづけ、特に次の教化の目標を問題の多い肥後と見定めて、安貞二年十月、鎮西上人は飛錫肥後往生院において衆徒二十人を結び、同月二十五日を開白とし四十八日の別時浄業を修し、如法の念仏を勤めた。同月三十日、鎮西上人これに臨み、十一月二十七日、多年の蘊蓄を吐露して、浄土正統の精髓を著し門人の龜鏡に備えんと一氣に『末代念佛授手印』をつくり、二十八日申刻に成る。二十九日巳刻にこれに点をつけた。上人時に年六十七歳。末代念仏授手印は、およそ法然上人相伝の義を六重二十二件の法数に亘り解明し、結歸念仏一行三昧にある本意を彰にし、稟承謬なき証左としてこれに両手印を押しした。実に授手印は五重宗脈の根幹、かつ伝法の淵源をなすものである。授手印中に「於此間徒惱失稱名之行、空悲廢正行之勤、且為然師報恩、且為念佛興隆、任弟子昔聞、依沙門相伝、録之留贈向後、仍為決末代之疑、為備未來之證、以手印為證」と格調高くうたいあげている。鎮西上人が「專自行之時、以口稱數遍而為正行、勸化他之日、以稱名多念而教淨業」のくだりで説かれるように、念仏の行を廢する者が出るようでは、多念數遍を勤めるほかにないと觀られたものである。これすなわち末代念仏である。授手印の文末に「釈曰、我法然上人言拜見善導之御釈、源空目三心五念四修皆俱見南無阿彌陀佛也」とあるのが結語で、これを証するため両手印をおされているが、授手印の中には「以自筆書」と書いてないものがある。手印は「左手印」「右手印」と並記されているが、これが「右」「左」と並記されているものもある。正本の外に自筆副本が數通あつたらしく、正本には手印があるが、手印を欠く自筆本

や、「左」「右」の表示をも欠く自筆本もある。今日鎮西上人自筆本は、生極樂相伝本・聖護相伝本・円阿相伝本・唯称相伝本が知られているが、緯阿および然阿良忠に授けられたものは所在不明であるという。いずれも卷子装で、卷背合縫毎に花押を付す取扱となつてゐる。授手印には「念佛往生浄土宗血脉相伝手次事」という伝法相伝の手次や、別時念仏の次第、これに参加したる門弟の名の記載、および「佛言唯除五逆誹謗正法」と題する法然上人門流の異議・邪説などの裏書がある。授手印は浄土宗では宗義を顕彰する典籍として研究が加えられ、解説その他見るべきものが多い。『領解末代念佛授手印鈔』・『授手印伝心鈔』・『領解授手印徹心鈔』・『決答授手印疑問鈔』・『決答疑問銘心鈔』・『授手印決答見聞』・『授手印決答受決鈔』などがそれである。授手印については、昭和五年、林彦明勸学の『昭和新訂末代念佛授手印』がある。現存の諸本を比較対照し、更に解説を附したものである。

はじめ法然上人は法統の伝授を『選択集』附属の有無をもつて証としたが、二祖鎮西上人は末代念佛授手印の授与をもつて浄土宗の血脉をたてることとなつた。此際鎮西上人は先ずこれを聖護房に授けた。これが正本が別にあつて「御手印本肥後國往生院留之」の記載ある聖護相伝本はその副本であろう。この聖護相伝本には、左手印および右手印の並記なく、両手印もない。同年十一月二十九日、入阿の裏書があり、授手印成立の次第、往生院別時如法念佛道場衆等事、結衆、鎮西上人以下十八人の生国、生年、名を連ねている。同年十二月、宇土西光院において別時念仏を行った。当時、西光院は伊津野にあり、同月十五日、末代念佛授手印を鎮西上人より西光院生極樂房に授けられた。授手印の生極樂相伝本には、巻首に印仏九躰、これに各々布施を記載して後証とした。これには他の授手

印と異なり「敬白 請起請文事」の一文あり、各自念仏の異義を晴し、授手印によつていま伝法をうけたる以上、授手印の意趣に違わず、仮初にも謗家不信の輩に披見を許し、書写せしむるなどのことなきを同年十二月四日、沙門深阿弥陀仏以下三十六人が署名花押を連らね、誓つてゐる。この中には往生院に参じたる結衆中の幾人かの名を散見する。ついで鎮西上人の自筆をもつて、

念佛證文 末代決疑 口称佛名 決定往生

と書き、「末代念佛授手印 并序 作者弁阿」と題し、「夫以九品為宿以称名為先云々」に始まる本文に入る。文末には「右」「左」と並記してあるだけで、手印を欠く。授手印成立の日を「安貞二年十一月二十八日申時以自筆書之、無時形見」と書き、花押を付す。末尾に沙門弁阿の自筆の施入状が附せられ、この授手印一通を西光院に施入し奉る趣旨を述べ、特にこれを寺外に出すべからざることを定めた。施入の日は同年十二月十五日である。これらの文書は連続して紙本墨書の卷子装となつてゐる。

敬白 請起請文事

右起請之元者於今授手印者爲對治各各之疑慮所受傳也仍任裏書之狀於謗家不信之輩者不簡親疎私以不可見之況可令書寫之哉但隨信心之淺深自不違授手印之意趣加分之教訓若披見之若可令書寫歟若可違如此之制誠者不蒙三世諸佛殊釋迦称陀之冥助永以無間獄可爲棲之狀如件

安貞第二歲 戊子十二月四日

沙門深阿彌陀佛花押沙門	得往生花押沙門	幸
沙門 遵	阿同 沙門 等	阿同 沙門 持
沙門 敬	阿同 沙門 生	願同 沙門 忍
		空同

沙門	持佛同	沙門	住蓮社同	得	弁同
沙門	入西同	沙門	滿願同	沙門	目阿同
	專阿同		源阿同		持願同
	乘蓮社同		御阿同	釋	如牛同
	弁蓮社同	沙門入阿彌陀佛同			嘉阿彌陀佛同
	生極樂同		然阿同	沙門	受阿同
沙門	隨信同	沙門	充心同	釋	若阿同
沙門	白蓮社同	沙門	菩提同	沙門	唯願同
沙門	白阿同	沙門	定生同		增阿彌陀佛同

念佛證文 未代決疑
口稱佛名 決定往生

未代念佛授手印 并序 作者弁阿 夫以九品為宿云々(中略)

于時安貞二年十一月二十八日申時以自筆書之

無時形 見花押

授手印

安貞二年十二月十五日

肥後國宇土伊津野西光院

奉施入

授手印一通

右件授手印者未代惡世之寶物也弁阿與生極樂為師弟也故為一切衆生往生極樂之作此印文施入之者未代之人人無諍無疑勸念佛決定可遂往生仍錄施入之狀以納寺尤承知不可出寺外之狀如件

安貞二年十二月十五日 沙門 弁 阿花押

『鎮流祖伝』に、鎮西上人の門資としてその名をつらねている幸印・源阿・持叔・生願・持佛・隨信・住蓮等は、いづれも肥後國の人々で、現存の授手印の結衆中に見出すことができる。ここに注目すべきは、右の西光院生極樂房相伝本に、結衆のうち然阿の名と花押があることである。もし然阿が三祖記主禪師と同一人であるならば、三祖記主禪師伝は大きく訂正するの必要がある。寛喜年中、鎮西上人は門弟深阿・生願の懇請により、自刻の影像を与えた。

寛喜二年七月二十八日、一字三礼して阿弥陀經一卷を書写し、臨終の持經に擬した。天福元年三月十八日、門弟白蓮社宗円を宋に遣わし、善導の弥陀義を求めしめた。この目的は達しなかつたが、廬山一流の浄土の法式衣鉢等を伝え、蓮社の道号をもたらしめた。嘉禎元年、下妻郡古島村に平等山常念寺利生院を建立し、老軀をおしてなお教化に當る。鎮西上人七十五歳、嘉禎二年九月八日、良忠の天福寺に来るや、直に師弟の縁を結ぶ。鎮西上人七十六歳、嘉禎三年正月十八日より、同寺に於て浄土宗要集六卷を開講し、良忠がこれを筆記して四月二十日に及ぶ。四月十日、善導寺において良忠に血脈を授与し、六月、徹選擇本願念佛集二卷を著し、相伝の義を昭にし、七月六日、これを良忠に授け、八月一日、良忠に爾書を付し、去りて都鄙遠近の行化に當らしめた。

嘉禎四年正月二日、前年の所勞つものり、頸に腫物を生じたが、同月八日、諸人に菩薩戒を授け、閏二月二十二日、肥後竹崎の禪尼のために円頓戒を授ける等、平生と異ならず、毎日六万の称名をつづけていたが、同年閏二月二十九日未刻寂、年七十七。善導寺に葬る。生前宗義の守成に任じて倦まず、尊びて浄土宗二祖とする。正治元年、鎮西上人、年三十八、『鎮西略要伝』は伝えている、この年参内して土御門天皇より綸旨を賜わり、鎮西禪師聖光上人大和尚と称

した、と。のち文政十年十一月二十二日、仁孝天皇勅して大紹正宗國師の諡号を賜う。鎮西上人は別に、二祖上人・鎮西國師・聖光上人・筑紫上人・善導寺上人等と称せられている。著書多く、『末代念佛授手印』のほか、『念佛名義集』三卷は寛喜三年鎮西上人七十歳の作、『浄土宗名目問答』三卷（別名、鎮西名目問答）・『念佛三心要集』一卷など宗義の要点を述べたるをはじめとし、鎮西上人七十六歳の著書に、嘉禎三年正月十八日より天福寺において、一宗の深義要旨八十題を講ぜられたるもの『浄土宗要集』六卷がある。別に『鎮西宗要』または『西宗要』と称する。同年六月、『徹選擇本願念佛集』二卷を著す。上卷は選択の義を論じ、下卷を念仏三昧論となす。同年八月二十三日、『識知浄土論』一卷を著した。鎮西上人の著書のうち、『念佛往生修行門』および『物語集』は書名のみ伝えられ、伝本を佚している。また、聖光坊弁阿七十六歳の作と伝えられている『円戒秘決己証』が三井寺に存する。

世に鎮西上人の法統を筑紫義・鎮西義・鎮西派・善導寺流・鎮西流、略して鎮流と称する。門下良忠を浄土宗三祖とする。いま鎮西流をもって浄土宗の正統となす。

筑後の善導寺は弘安の頃なお三十六坊を有したが、延元三年兵火に罹り、文安年中再建したが、応仁の地方戦によって焼亡した。永正年中、草野氏が山門および善導堂を重建し、大永三年三月、御影堂を建てたが、天正八年、また火災に遭い、翌年漸く集会堂を建てたが、天正十二年、立花道雪のために焼討に遭い、旧記・什宝悉く焼け失せ、再建ののち塔頭は十二院に減少した。天正十六年重建したが、慶長五年、黒田如水のために破却された。慶長六年、田中吉政檀那となり、復興に尽力して、次第に面目を一新したが、塔頭は寛永九年に二十四、天明年中に十二、現在七に減少し、末寺も往年

九州の浄土宗寺院がすべて善導寺末であって天正十二年の頃四百箇寺に上り、寛永二年以後離末するもの増加し現在百五十箇寺残っている。

今日、善導寺に文書・什宝なお多数保存するが、作者名其の他伝世の事情の説明を欠くものがある。中世以来、散逸したるもの回収もあるが、中には現在保管しているが、元来末寺伝来の重書であったものを含んでおるのではないか、との疑問もある。第十一世住持、大蓮社廣譽廓山上人の伝に、

智空上人の苦心によりて、旧觀に復したりし殿堂も、僅に二十年にして兵災の厄を蒙り、旧記・什寶、亦多く散逸せり。是に於て師、乱を避けて博多に到り、善導寺を建てて隱栖す。是れ当寺の什寶往々彼の寺に伝はる所以なり。文明十七年三月十日寂す。

とあるが、博多善導寺は元來鎮西上人の道蹟であるから、同寺に鎮西上人および慧真蹟の授手印などを襲蔵するのは当然のことである。博多善導寺に他の事情なき限り、これのみをもって短絡的に什宝流出を断定することには無理があろう。

当時、宇土郡には阿蘇神社およびこれに近い関係にある神社、天台宗に関係ある寺院・神社が、郡浦庄および古保里庄などに建てられていた。郡浦の郡浦神社・常福寺、神山の光園寺、神原の日吉神社・極樂寺、佐野の山王社、松山の兩神宮、小曾部の妙法寺、高良の惣持院、松橋の地福寺、曲野の阿蘇宮などがそれである。天台宗が時世の要求に應ずることが困難となつて来ると、仏教が新しく立直らなければならなくなる。法然上人が浄土宗をたて、無量寿經・觀無量壽經・阿弥陀經の三部經をよりどころとし、自力教を排して阿弥陀の大願業力によって成就された浄土をめざし、弥陀の広大な悲願におまかせして念仏すれば、極樂浄土に往生できる、という

浄土門の教えを開いた。寺伝によれば、宇土では三宝院が嘉禄年中石橋に創建され、寛喜年中、生極樂房が自邸を寺院化して、改めて西光院となす、というが、ともに鎮西上人の創建であるから、安貞二年より更に遡ることはあるまい。他にも浄土宗の寺院が創建された可能性はあるが、宇土郡などは、とくに天正の間に姿を消した中世寺院が多いから、西光院のように、ながく領主の庇護をうけたもののほかは、維持が困難であった。

いまや肥後の善導寺は、史料こそ引継いで残されていないが、妊婦の安産祈願に寺井のお水をいただく旧習などの、いまに伝わる信仰の伝統は、その輪をひろげ、その多くを伝えて筑後の善導寺に残している。自らその由来するところを知るに足る、というべきであらう。

参考書目

望月佛教大辞典	望月信亨	肥後國郷帳	
浄土宗全書	浄土宗開宗八百年記念慶讃準備局		
善導寺志	川端信之	宇土郡村誌	
浄土宗史	大島泰信	宇土郡誌	宇土郡
鎮西上人	青柳英珊	宇土市史	宇土市
太宰管内志		熊本縣市町村合併史	熊本縣
國郡一統志	北島雪山	大日本地名辞書	吉田東伍
肥後國誌	森本一瑞	改正市町村一覽	鐘美堂

資料一

古代から近代までの遺跡について

善導寺跡

富樫卯三郎

花園地区善導寺町は、もと寺名に由来する。寺名を名のる村に

は中世集落の系統をひくものが多い。久大本線久留米から日田へ三つ目に善導寺駅がある。筑後善導寺は花園地区のこの地に創建され、後に筑後に移されたと伝えられるが明らかでない。

筑後の聖光坊弁阿が創建、鎮西派浄土宗、

善導寺の集落には寺跡をしのばせる門ノ木・中庫裡・奥庫裡・院の馬場などとよばれる所がある。またあちこちに五輪塔の残欠があり、以前はかなり出土したらしい。集落の外れ、水田地帯に出る所にオイドンサンとよばれる湧水があり、石囲いがしてある。側石に明治十三年の銘などがみられる。この水は靈水として妊婦がのめば安産すると伝えられ、遠くから貫いて来る人が今でもあるという。

集落中央のお堂にはアマダサンが祀られ、二人の坊さんの像がある。三祖堂ともある。(史蹟調査) お堂わきに蒲鉾形長さ一一米余、幅六米余、高さ二米余の盛り土がある。築籠のヤンボシズカと形が似ていて、墳墓と思われる。その上に嘉永の墓や五輪塔残欠などがある。古保里庄に浄土宗の善導寺が創建されたのは、阿蘇社背景に進出の阿蘇氏に対抗しようとしたという説がある。

善導寺の集落には五郎の王子宮がある。ゴロウという妙な呼び方であるけれど、仁徳天皇を祀るといわれる。祭神は不明ともいわれる。この宮座の行事にオイドンサンの祝儀とよばれる行事がある。オイドンサンが善導寺とゆかりがあれば、この行事は神仏混淆の古いしきたりを示すものとみられる。

アマダサンの祭りは二月一日立岡から坊さんが来て説教する。オジグサン(五郎の王子塔)は十二月二日が祭りである。

善導寺の関係からか、境目や上松山から高麗青磁の茶碗が数個完形ではないが出土している。(花園小学校創立百周年記念誌)

八代日記と宇土

井 上 正

八代日記は、近世の肥後藩の八木田政名の新撰事蹟通考にも利用された形跡がない。また近代の肥後の郷土圖書目録の類にも、異称「御当家八代郡御城日記」を含め、熊本では全くといってよい程知られてゐない記録である。もと相良家において永年に亘り秘蔵したもので、近世に入つて校正した形跡がある。乾・坤二分冊。この別本がいまの東大史料編纂所本の元本となつた。同書は歴代参考の重要な典據とされてゐる上、求磨外史にも引證されてゐる。天下の孤本ともいふべき同書が、このたび翻刻されたので、今後學界を裨益することが多い、と思ふ。

文明から永祿に至る日記であるが、当時乱破・透破などといわれた間者があつて、宇土の情勢は一兩日のうち細大八代に達した。そのため宇土の歴史が同書によつて判明するところ少くない。例へば、名和武頭は天文十五年六月十一日死亡した。八代日記では六月十二日となつてゐる。飛報が翌日八代に達したことがわかる。名和行興は永祿五年三月十三日逝去した。この情報は即日八代に達してゐる。中にはまた雑説などといわれる風聞が、いつとなく八代相良氏に入つてゐたことも窺はれる。名和行興が逝去するや、後継者について意見がわかれた。内河は、名和行興の遺言で名和行憲、当年七歳の後見をもつて自任し、豊福の名和行直は我こそ名代なれ、と力んで睨み合つてゐること、永祿七年四月八日、名和行憲が死亡すると、

同年五月八日、名和行直兵を率ゐて宇土に侵入し、自ら立つと、内河氏は翌九日未明、堅志田にむけ退去する、などのことが、次々と八代に入報してゐる。肥後の歴史の欠を補ふ貴重な文獻である。その間、宇土の地名のいくつかが、八代日記に現れてくる。宇土は流石に最も多く、宇土が地名として定着して久しいことを物語つてゐる。つぎに宇土城が名和氏の居城である点で重要であるから、相良氏が宇土城をマークしてゐたことは当然である。天文十一年二月二日、宇土城が焼亡し、城下たのはるに延焼した事情が窺はれる。たのはるは「段原」で、宇土の異称であつた。宇土の地名が郡名に採られたことについては、地理的に、歴史的に理由あることであつて、現在の松橋町古保山が、当時なお宇土郡の属地でありながら、中世の豊田庄の領村であつたので、のち松橋村・曲野村・大野村・萩尾村・浦河内村とともに下益城郡に帰した。当時、八代大道より隈庄に通ずる要衝に当り、天文十二年正月二十六日、球磨・芦北・八代の三郡の人数、大擧宇土高山に出動したことがしるされてゐる。郡浦が同時期に二回出てゐるが、相良・阿蘇・名和三氏の力関係で、漸次同地が阿蘇氏の手を離れゆく事情が窺はれる。天文十年八月二十七日、相良氏の力が隈庄を通じ、郡浦に影響を及ぼし、この日兵を小野に出す、といふ力の入れ方であつた。天文十九年五月二十三日、郡浦・網田が阿蘇氏から名和氏の知行に帰したが、当時ま

では未だ名目的のものに過ぎなかったやうである。同年六月十五日の条によっても窺はれるが、永禄七年十一月十三日、名和行直があふだを攻め、宇土の兵十四人が打死しており、天正八年、名和顕孝が薩摩の加勢を得て郡浦矢崎城を攻落すまで三十年の歳月を要したことでもわかる。郡浦は現在三角町に属する。

天文十一年六月十五日、相良為清の簾中名和氏は離別となり、人吉より佐敷に下し、六月十七日、八代・芦北の人数皆ひとしく船數百餘艘を連ねて出船、同月十九日、まちあいで宇土人数に引渡した。まちあいを宇土郡不知火町松合に擬した根拠は、松合村が名和領宇土庄の属地にして、産土神三宮大明神宮（いま、西岡神宮）の氏子村であったことによる。相良方が引渡地を松合とした理由は、同地が海に迫り、多数の兵を展開することが困難なる土地柄であったからである。名和氏の引渡しを終えた相良方は勿々に引取ったものと思はれる。

八代日記に見ゆる宇土の地名は幸ひ大名が多かったので、現在の市町村名でその位置を示すことができたが、自然村など歴史的地名は、現在の名称があまりに大まかすぎて、歴史地理的に理解しにくいことも多い。必要によつては小さな遺名にまで注目する必要がある。

『八代日記』はこのたび熊本中世史研究会の親切なる編輯で、関連の歴代参考および文書を増補、それぞれ解説を附するとともに圖表、索引を加へたる上、A五判四百三十三頁の上製本として熊本青潮社から出版された。

資料二

名和武顕・宇土行興位牌銘

(宇土市椿原区保管、高木報告)

一、名和武顕位牌銘

(オモテ) 前伯州太守從四位下彈正大弼源朝臣大仙紹臬庵主尊靈位
(ウラ) 逝天文十五白丙午六月十一日逝去 名和氏

二、宇土行興位牌銘

(オモテ) 前伯州太守從四位修理大夫源朝臣英興道宗居士尊靈位
(ウラ) 干時永禄五白壬戌三月廿三日卯剋逝去 名和氏

消息一

細川家古文書

(井上正報告)

福岡市西区茶山四丁目八番十六號木下喜作氏から、現在四散してゐる細川氏の文書について短信がとどいた。

これは、あるひは既に御存知かと思ひますが、九州大学文学部の附属として「九州文化史研究施設」があります、この所有古文書のなかに「宇土細川家文書」として収められています。印刷目錄はまだ出ていませんので、細かい内容は見ておりませんが、カードではカード・ケースの引出に一つ半位の量、大部分は書簡(往復文書)のようですが、外に家老勤方帳(文政年間)、蕉夢庵一件被仰出之帳(明和九年)覚書などが目にとまりました。私も現物を見てはおりません、もしご関心がありますならば、直接御照会下さい。とりあえず一報いたします。何かの御参考になれば幸いです。

これは終戦直後流出したもので、比較的まとまっておる方でありませぬ。後年のため掲載いたします。

(昭和五十五年十月九日附)

板碑ノ一ト

—高濱武蔵守逆修碑ほか—

富樫 卯三郎

1 倩以逆修善根春禱者開現世安穩稍七分全得

高濱武蔵守吉信

慶山浄徹居士

キリーク 蓮台

江月妙照大姉

寔天正十二卯年秋九月吉日

秋月輝後生善處臺而已乃至法界平等普利白敬

この板碑は地上に立ち、高さ一・五八m、幅九五cm、厚さ約二〇cm。キリークの月輪は径六五cm、六mm幅の線で彫られ、蓮台は月輪にくいこむ。中央の居士・大姉二行を一つ枠内にして、他の行は一行ずつ別々の枠内にある。上方三角形の碑面とその両側下方は削平・研磨のあとがある。裏面は荒削り。石材は凝灰岩系。現在、宇土市三拾町堂ノ本二八五の墓地にある。近年、圃場整備のため、三拾町鋤崎六二二の旧位置から移された。(註二)

山川の小さな「歴史メモ」(一九六〇)を見たら、この板碑を調べ、スケッチしていた。旧位置の写真がある。一九七六年夏、講師をつとめた縁で、宇土高生高浜泉君から次の文書を示された。(註二)

高濱家祖先之由米
略代系図

昭和九年八月十七日書求之

第十一代施主高濱隆之図

武蔵國 土居小次郎吉信

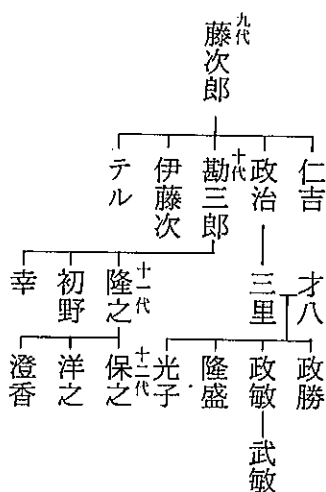
天文五年の頃、武蔵の國より肥後國天草郡の高濱村に移住、村名をとり、高濱武蔵守吉信と名のる。天草郡高濱村の地に住むこと数十年、のち永祿年間に肥後國(今ノ熊本県)下益城郡守富村字西田区今緑川支流の潤川をさかのぼり西田の船場につき、ここより下益城郡守富村字三拾丁にながく止っていた。その後高濱武蔵守吉信の長子高濱吉左衛門が志々水に移住してきて、代々志々水に居づいた。尚高濱家の先祖高濱武蔵守吉信の墓は守富村三拾丁字袋の東田の中にあり、尚高濱吉左衛門の墓は志々水の寺筑米の鬼塚墓地にある。なお代々の墓は志々水區の光明寺の墓地にある。

右昭和九年八月十七日書求之也

高濱隆之書求之図

次の系図がある。

永傳子孫



この文書は、施主高浜隆之が「書求之」とあり、寺僧か誰かに書いてもらったのであろうか。家伝としても簡単で、よく分らない。ただ移住の径路が述べられている。また系図も九代以前は略されているのが氣になる。

文書中、吉信の墓とあるが、それは墓ではなく、逆修の板碑であった。藤次郎の孫三三(ミサト)さんが先祖としてこの板碑に詣り、香華を供えていたことを志々水の人は知っている。

文久四年の志々水村切支丹宗門改帳に、喜助の悻藤次郎(生年寅三十五)、孫仁吉(生年申五ツ)とある。^(註三)系図の九代藤次郎、その子仁吉に当るが、何をつとめていたか分らない。

文書中、吉信の墓は「守富村三拾丁字袋の東田の中にあり」とある。墓とみられた板碑の旧位置を示している。守富村は、昭和三十年杉合村と合併し、富合村となり、その三十町は、翌三十一年宇土町に編入された。宇土町は、昭和三十三年網田村を併せ、宇土市となつてゐる。「村誌富合の里」にこの板碑のことは記されていない。文書中、吉佐衛門の墓は「志々水の寺筑米の鬼塚墓地にある。」とあり、代々の墓は「志々水區の光明寺の墓地にある。」とされる。鬼塚はオンツカとよばれ、今回この報文を記すため、かつて訪れた光明寺を訪ね、^(註四)確めた。同寺西方一〇〇m、田の中に圃場整備で残された墓地が鬼塚で、雑草に埋もれて、明らかでない。寛文銘の板碑などが目につく。「志々水の寺筑米」とあるのは光明寺で、築篋のことであろう。光明寺は、大慈寺の末寺で、正安年中大慈三世鉄山土安和尚の開基。肥後国誌廻江手永志々水村光明寺の条によると、かなりの寺であつた。^(註五)

肥後国誌松山手永馬瀬村の条に、「経塚 野外ニアリテ天文年中高濱武蔵守カ立テタル経塚ナリ」とある。^(註六)経塚の武蔵守と前掲板碑の

武蔵守が同一人物であるかどうか、天文年中から天正十二年までは数十年の開きがあり、考えさせられる。現在、経塚の所在は分らない。

かつて訪れた光明寺に古い板碑のあることを覚えていたが、同寺北側の墓地に三基の板碑があつた。寺の坊守をかねる野中アヤ子氏と対談中、板碑について「広報とみあい」に旧知の紫垣淑氏の報文^(註七)のあることを示された。板碑は調べたので記させていただく。

2

奉逆修善根弥陀如来

種字彫刻者芭

松室祐公

道本道梅道蓮

妙泉道金

壽

キリーク 蓮台

賀山椿永記室

位

妙椿

道栄妙金

道龜道壽

皆天文廿三^甲南呂吉日

地上で高さ一〇四cm、幅五七cm、厚さ七cm。キリークを刻んだ径二四cmの月輪下方に蓮台がくいこむ。銘文は各線引きの中にある。種字彫刻者の名が芭(キ)とあり、珍らしい。寿位は、靈位に對した文字であろうか。寿陵などの寿と同じ意味のものであろうか。

3

承當唯心

逆修佛塔 道□妙金

右伏□□ 妙了祥尼

種麻得粟 千代童子

永禄二年八月彼岸日

上方円味のある自然石に各線引きした中に銘文がある。地上で高さ八七cm、幅三〇cm、厚さ二〜一五cm。径二二cmの月輪にキリークがある。

4 奉起立石塔

道金

カーン

妙干

永禄五天^{壬戌}八月七日

地上で高さ七六cm、幅五三cm、厚さ八cm。径二二cmの月輪に種子がある。前掲天文廿三年板碑の道金と永禄五年の道金、天文廿三年の妙金と永禄二年の妙金など同一人物であろうか。

なお光明寺付近は光明寺屋敷とよばれている。守富村大字志々水の字図によると、光明寺は字天神免二九四番地に当る。

一九七九年末、馬瀬のショウボウ寺とよばれる所の観音堂工事に携った上田清人氏から永禄の碑があることを聞き、現地へ出かけた。永禄が二基、年号不明一基、計三基の板碑が堂前に重なり置かれていた。翌年八月十日宇土歩こう会へ上田氏から誘われ、同行した際、前記三基とも立派に立て並べられていた。

5 奉建立石塔

蓮秀

キリーク 蓮台 芳室

道友

永禄七年^{甲子}八月廿

この板碑は、地上で高さ九六cm、幅七〇cm、厚さ一三〜二七cm。上方円味の自然石で、裏面に凹凸がある。径二六・五cm、細線の月輪にキリークがあり、月輪下方に蓮台がくいこむ。

中央に並ぶ板碑は、径八・五cmの月輪のほか梵字や銘文は不明。碑面の中ほど下は石材がはげれる。地上で高さ六五cm、幅四五cm、厚さ五〜一一cmある。

6 奉建立□□□□也

若□□物即同如来矣

キリーク 忠公知蔵

松室栄公座元禅師

妙用大姉

干時永禄十一歳^戌八月廿一日^{敬白}

地上で高さ九三cm、幅六八cm、厚さ五・三〜九cm。径二〇・五cmの月輪は一・六cm幅の太い線で彫られる。碑の裏面に石材のはげた所がある。

ショウボウ寺跡は宇土市馬瀬町字京泊にある。その北隣りは新設の遊び場となっている。

今回、ショウボウ寺近くで農作業中の江口政雄氏のご厚意で板碑一基をみる事ができた。旧位置は字園田の田の中にあつたもの、圃場整備のため現在河島了氏（馬瀬町七九）所有畑の一角に祀られている。

宇土における小西行長

一 宗 雄

天正十六年、佐々成政が肥後一揆の責任を追求され尼崎にて自害した後、肥後一国を秀吉は二分し、南半国二十四万石を小西撰津守行長に、北半国二十五万石を加藤清正が拝領した。

小西領は、宇土を中心とし益城・八代と天草が含まれていた。

同年六月十三日、知行朱印目録と左文字一振を拜領し、大坂を出船、阿蘇外輪山二重峠を越え、六月二十八日宇土城（西岡）に入城した。

入城後行長は、領内の左記の支城に城代を配置した。

隈莊城 小西隼人（長元）

木山城 伊藤与左衛門

矢部城 結城弥平次・太田市兵衛

古麓城 後に麦島城に移る。小西美作行重

（木戸作右衛門）

翌、天正十七年の春には、現在の古城町（城山）に新城の築城を開始した。

西岡の城は、近代城からして、その機能、防衛の面で問題であった。

西の金嶽山、南の宮莊山、陽白山等に近く守備の点から本城を城山に決定した。

行長としては、一時期、本城は隈莊城をと考慮したが、ここは、交通の面と、内陸地であったことから行長の町割には適しなかった

と思われる。

城山の地に全く新しい形式を以った宇土城を築城したのである。

城池は広大なもので本丸（標高十六米三）は、東西二十七間、南北十九間であったと記録され、二の丸、三の丸、その他、郭を有し、城門が五ヶ所と石垣の外には空濠をめぐらしている。

行長の新城築城は、近世築城法の先駆であるとともに、熊本城（隈本城）築城に先立つこと、十二年前であった。

築城にあたっては、秀吉の許しをへて天草五人衆に手伝いを求めることとなったが、天草伊豆守種元、志岐兵部少輔諸経入道林専等は、これに応じなかったため天正十七年十月には行長自身、兵を率いて志岐城を包囲することとなった。

十一月になって、清正率いる熊本軍の援軍が到着し志岐城の落城となった。

この時、林専は本渡の天草種元のもとに走った。

行長、清正軍は、志岐城が落城すると、続いて本渡城を攻め、種元は、この時自害したと伝えられている。

本渡城の落城が伝えられると、大矢野民部大輔種基、上野浦上野介、栖本八郎親高等は、行長に仕えることとなった。

宇土の地における築城とともに、城を中心とする城下の町割が行なわれ、近世の城下町は今日の宇土の町並の基礎がつけられたのであ

る。

城を中心として、塩田、馬場、南段原に武家屋敷がつくられ、城から北に二町余に本町新町等の幹線四本がつくられた。

両町筋には、町屋がもうけられ、東、西に十数本の横丁を以って慶長五年までに一応の体制が備えられている。

行長の宇土城主としての在籍は、天正十六年から慶長五年までの十二年間であるが、一応、宇土城の築城、宇土の町割等が行なわれる途中にして、文禄の役(朝鮮遠征)が起つた。このため宇土の地に在居したのは、三年弱と聞く。

城主行長の政策は、町づくりだけではなかつた。

特に、産業振興を考えていた様であり、宇土川、有明海を利用した貿易を第一と考えていた。

宇土川の一部を改修し、塩田の瓢箪淵まで塩入をつくり、城内、三の丸に接する運河を作つた。

行長の貿易政策は、故郷、堺の様な繁栄を宇土の地にも考えていたが、先きにも述べた様に朝鮮遠征のために実現出来なかつた。

貿易のためにつくられた運河が、後の慶長五年、加藤清正による宇土城攻めのため、加藤水軍は、川尻を出船し有明海に出て宇土川を上り、瓢箪淵まで攻め入ることとなつた。

話は少し、元にもどし、天正十九年になるが、秀吉は、清正、行長に命じ朝鮮遠征の日本国内の本営として名護屋に(現在の佐賀県、鎮西町)築城、縄張りを命じた。

天正二十年、文禄元年は、同年である。

秀吉は、ついに朝鮮遠征を命じ、その第一軍団の大將に小西行長を命じた。

同年四月十二日、行長率いる第一軍団が、朝鮮国釜山に第一歩を

記した。

行長軍には、羽柴対馬(宗 義智)、松浦式部卿法印、有馬修理大夫晴信、大村新八郎喜前、宇久(五島)若狭守が含まれ、総勢一八、七〇〇人であつた。

四月十二日、釜山上陸、翌十三日釜山鎮城を攻め落し、続いて東萊城に攻め入ることとなつた。

行長軍は、釜山、東萊城を落した後は、破竹の勢いで朝鮮半島中路を北上、五日後、清正軍も釜山に上陸している。

その後、日本軍十八万が朝鮮国に渡っている。

文禄の役における日本軍の勢力は左記の通りであつた。

第一軍団	小西行長	一八、七〇〇人
第二軍団	加藤清正	二二、八〇〇人
第三軍団	黒田長政	一二、〇〇〇人
第四軍団	島津義弘	一四、〇〇〇人
第五軍団	福島正則	二四、七〇〇人
第六軍団	毛利輝元	四五、七〇〇人
第七軍団	宇喜多秀家	一七、二〇〇人
第八軍団	浅野幸長	二五、五〇〇人
第九軍団	羽柴秀勝	二五、五〇〇人
水軍	九鬼嘉隆	九、四五〇人
予備		
三六隊	徳川家康	七三、三二〇人
親衛隊	富田左近將監	二七、六八〇人

|| 鎮西町史参考 ||

文禄・慶長の両役を合せ約七ヶ年の歳月を朝鮮遠征についやしたのである。

その間、行長の和平派と、清正の軍事派との対立は、文人派・武人派との対立となり、人々は、この兩人を土と水・水と油にたとえ、相入れない関係が生まれた。清正は百姓の子であることから、土の人と言われ、行長は堺の豪商の子であったことから、水にたとえられたのである。

朝鮮における戦いは、当初日本軍の優勢のうちに展開したが、平壤での激戦を境として、日本遠征軍が苦境に立つこととなった。行長は、苦戦の日本軍の中にあつて、和平・終戦のため努力することとなり、慶長元年九月、明国使者・楊方亨。朝鮮国から黄慎及び朴弘長を大阪城に案内し秀吉と会見の準備を勧めた。

この時、和平のための国書が明国から秀吉に渡されたが、この国書が、再び、朝鮮遠征の原因をつくりだし、慶長の役が起きることとなった。

日本軍にとっては、文禄の役とは異なり、慶長の役では、当初から苦戦をしいられることとなった。

行長は、熊川城に、清正は蔚山城にと言う様に、日本軍は朝鮮十六ヶ所に駐屯している。

当初の目的である朝鮮半島を通過し、明国への北上は困難となった。海上でも、朝鮮のネルソンと言われた李舜臣によって、制海権を失ない、日本からの武器・食糧の補給路をも失なうことになった。慶長の役では、朝鮮駐屯の日本軍にとっては、駐屯地を守備することが、必至であつた。

慶長三年を迎え、遠征軍に秀吉病死が伝えられると、日本全軍が総撤退した。秀吉の死が事実上の朝鮮遠征の終りであつた。

秀吉の死がなければ、日本軍の全滅もあつたであろう。帰国した行長軍は、その主力部隊を宇土の地に帰国させ、記録に

よれば、行長以下二百数十名が、大阪に向つてゐる。

大阪に向つた行長は、次期政権の争奪のうずの中にまきこまれることとなった。

五大老・五奉行の対立が、関ヶ原合戦の口火となるが、又、文人派・武人派の戦いでもあつた。

行長は、豊臣家恩顧の一人として、文人派の西軍に味方することとなり、慶長五年、日本全土を二分した関ヶ原の合戦に突入することとなった。

西軍は、石田三成・島津義久・小西行長・宇喜多秀家等の武将が参戦、合戦前夜、同年九月十四日、すでに勝負が決してゐたと行長は考へてゐた。

前夜の各武将の大垣城での軍議は、敗北を意味するものがあつた。特に、南條範夫氏の「小西摂津守行長」によれば、岐阜城がすでに落城したことが伝えられると、首領 三成自身が関ヶ原の戦いを中止し関ヶ原までの撤退を主張した。

行長は、三成の関ヶ原での合戦に反対し、あくまでも大垣での夜襲を主張したのである。

軍議は、一応、決戦の場所を関ヶ原と決定し、その夜のうちに大垣をさつた。

「自分自身、人を見分けることが出来なかつた」と、なげきかなしんだと書かれてゐる。

九月十五日、小雨降る関ヶ原は、東西七万とも、八万とも言われる武将・侍が集結した。関ヶ原合戦のため、全国武将達の動搖はかくしきれなかつたであろう。

西軍も東軍を迎えうつ陣型をつくるが、島津・毛利とも一兵をも動かさなかつた。

その後、小早川秀秋の寝返りにより、西軍の総崩れとなり、東軍への寝返りが続出した。西軍に味方する武将の中には、勝負の行方を傍観するものが多くいた。

西軍の敗北が決定するや、行長は伊吹山に逃れ、(現在の)春日村にて、林藏主という竹中家旧家臣に自首することとなった。

徳川方に身体を送られた行長は、大阪・堺・京都の町々を、石田三成・安国寺惠瓊等と共に引き廻され、同年十月一日、京都六条河原で刑死した。

時に四十二歳であった。

六条河原での処刑後、行長の首は、三条河原にさらされることとなったが、身体は、イエズス会に引き渡されたと記録がある。

三条河原の行長の首は、竹中家の伝承では、ひそかに竹中家の家臣によって、現在の岐阜県不破郡垂井町岩手の竹中家菩提寺明泉寺境内にほうむられたと言われ、現在も町民は、この墓を「小西さん」と呼んで供養を続けている。

行長は幼名を弥九郎とよび、一五五八年(永禄元年)、父・隆佐、母・ウサの二男として出生。

十四、五歳の頃とも言われるが、岡山藩内の御用商人魚屋弥九郎の養子となった。

一五七八年(天正七年)、信長の宇喜多攻めの時(信長の中国征伐)秀吉との和議交渉の使者として宇喜多直家から託され、和議交渉を成功させた。

商人、弥九郎から武将弥九郎となり、後に行長と改名した。

時に、二十歳で二百石を拜領した。秀吉の家来となって三千石が加増された。

二十四歳にして一万石、船奉行となり、三十歳にして、摂津守に任じられ宇土城主となった。

宇土城主として二十四万石を拜領した行長は、商人出身でもあり異例の出世であったと言えよう。

行長後の宇土は、加藤清正によって統合され、支配されることとなった。

小西の旧領が、加藤領になった頃から、小西行長が、領内の神社仏閣を焼打ちしたとの伝説が今日まで伝えられてきた。

小西行長が、キリシタン大名であったためこの様な伝説が生まれたのかもわからない。

私は、この様な事実はなかったと考えている。

滋賀県に行けば、行長焼き打ち伝説と同じ石田三成が、神社仏閣を焼き打ちしたと言う伝説がある。

関ヶ原敗者への伝説であろう。

この焼き打ちについて、諸先生方にも意見を求めたが、焼き打ちという事実は皆無との結論である。

中にも、打ちこわし、住職追放といったものがあつたのは、一部史実であるが、と聞いている。

旧宇土町内に当時、どれほどの寺院があつただろうか。

行長の前の宇城は、戦国の世であり、戦場と化すことが多い。

特に、九州だけをみても、豊後の大友・薩摩の島津の二大勢力が九州を支配し、肥後の五十二名の国衆は、それぞれの支配下にありその犠牲者であった。

この様な時期からして、特に宇城・城南は戦場と化し、本営として神社・仏閣が利用されることとなり、多くの神社・仏閣が戦いの犠牲になることが多く、そうして焼失した。原因不明で焼け落ちた

神社・仏閣を、小西が焼いたと、伝説がつくり上げられたとも考えられる。

時には、燈明による失火も考えなければならぬであろう。

一事が万事、行長に対する「ぬれぎぬ」と考えてもよい。

昭和三十五年の熊日で、「小西行長と熊本」の記事中、乙益教授の考え方を引用すると、

中世から近世の初めの頃に、焼失した原因不明の神社・仏閣は、全て行長の火付と言われているが、伝説にすぎないと否定されている。「八代切利支丹史」によれば、天正十六年三月に焼失した寺を、これも行長の手によって焼かれたと言いつづけている。また、この時には、行長は、肥後の地にも入っていない。行長の宇土入部は、天正十六年六月二十八日である。

これと同じ様に、小川町の正善寺は、寛永十一年建立と言われているが、この寺までも行長によって焼き払われたと言うものもある。

だが、寛永十一年は、一六三四年であり、すでに行長歿後、三十四年後のことで、行長とは無関係である。

特に眞宗の寺院が焼かれたと言われるものには疑問を感じる。眞宗が盛んになるのは、寛永の頃からであり、一応は、行長歿後と考えるからである。

肥後国誌にも、小西行長が手を下したという記事はみられないし、「小西頃……」「小西の時……」「小西の頃の頃に……」とあるだけである。

眞の行長を理解するには、これらの問題を解明しなければならぬ。

刊行案内

宇土城跡（西岡台）

宇土市埋蔵文化財調査報告書第一集

B五、本文編（一八二頁、図版一三葉）・史料編（一八三頁）分冊、

実費頒価五〇〇〇円、送料三五〇円

内容 調査の経過・西岡台の位置と地形・周辺の遺跡から見た西岡台

・宇土周辺の中世城跡について・きき取り調査・発掘調査（千疊敷三城、その他の地区）・轟貝塚（西岡台地区）の調査・宇土城の歴史・肥後における名和氏と宇土氏・中世城跡としての西岡台・宇土城（小西城）調査報告・宇土氏名和氏に関する神社 寺院・総括
中世の史料・近世の記録・系図

宇土市史研究 創刊号

B五、七三頁、口絵四頁、実費頒価六五〇円、送料二〇〇円

内容 宇土市松山町南山内出土の箱式石棺・如来寺仏像の胎内銘につ

いて・三宮社祭禮御幸記録・忘れられた宇土の近世瓦・寛政の津波
・松花堂 光永眠鶴八十二年の生涯（一）・屯田兵と宇土・宇土の巡礼
札所・郵便局のあゆみ（一）・宇土市納税貯蓄組合今昔・宇土の地名

右記二冊とも、申し込みは現金書留または直接お願いします。

〒八六九一〇四 熊本県宇土市浦田町五一

宇土市教育委員会社会教育課

宇土の文学碑

清 見 末 喜

はじめに

昭和四十三年にはじめた宇土短歌会も、今年でまる十二年になる。時の経つにつれて、場所も変り、会員も変り、途中一時中止したこともあったが、毎年の宇土芸術祭の時は、必ず、熊本の有名歌人を講師として招聘し、文化行事に参加して来た。今年も必ずやるつもりだが、先日以来思い立って、今年の記念に、宇土の文学碑を調べたので、大方の御参考に供する。

一、宇土市の文学碑

ア 轟山

1 細川興生公の墓

宇土細川第四代興生公は、元禄十二年十二月二十五日江戸に生まれ、乙次郎のち熊次郎と改めた。同じく十六年、歳僅かに五才で、先代有孝公の隠居によって、家督を相続する。正徳二年九月朔日、はじめて將軍家宣に謁見、成人としての取扱ひを受け、翌正徳三年伊豆守と名を改む。その後度々將軍御下命の大役を果たし、享保七年七月、はじめて郷土宇土の地にお国入り、一年間滞在して親しくこの地を視察され、つぶさにわが領地の様子を御覧になった。享保十七年の肥後の飢饉の際は、いち早く稗の追い播きを命ぜられ、領民の

いのちをとりつなげせ、他国よりも餓死するものが非常に少なかった。享保二十年十一月二日隠居。興里に家督をゆずる。元文二年正月七日江戸に於て卒せられた。御年三十九才。現在、東京品川の東海寺清光院に葬られてある。轟山のこの墓は、清光院の墓と全く同文で、辞世の和歌が二首彫つてある。

※きえてゆく末はいつこと志ら梅の

一木がもとに名をはととめて

※ほとけにもならず罪にもをちもせず

きたらすさらすき遊る身の果

興生公は号を梅山といい、なかなかの文人で、琵琶湖八景になぞらつて、肥宇八景を作っている。その中に、曲江帰帆・三宮夜雨・塩田落雁・轟山晚鐘・立丘秋月などがある。又享保十五年七月十二日に山城守と改名された。墓の高さは一メートル七七センチ、前面の円形の直径八八センチ、円の厚さ三十四センチである。

2 細川立則公の句碑

宇土細川第十一代立則公は、天保三年九月二十九日江戸に生まれ、幼名を「総丸」と云った。嘉永二年十月朔日元服して家慶將軍に謁見、同じく四年五月二十四日、父行芬の隠居によって家督を相続し、同年十二月十六日従五位下、山城守のちには因幡守と改名した。嘉永七年から文久三年まで、浦賀の台場の警備に就かれ、武備を整え

られる。そして文久二年正月二十一日、隠居し宇土に帰り、宮庄の轟に御殿を構えて住まった。明治十五年に正五位に進み、西南の役で戦火に焼かれた宇土町に米銭を寄贈し、政府から御褒美をいたされた。その後度々の宇土町失火の際も、たくさんな金品を宇土町に贈られた。明治二十年十二月二十六日に従四位に叙せられ、明治二十一年八月十七日、轟御殿に於て、御歳五十七才にして卒せられた。御殿の裏山に墓を作り現在葬つてある。

公は俳句をよくし、俳号は月下園梅露という。その句碑が原泉社の向つて左、もと泰雲寺跡の御庭の池のほとりに立てられている。現在自然公園となり、鉄条網が張りめぐらされ、滅多に人は近寄れない。

※水隈をかかへし朝の柳かな 梅露
と読まれる。ちなみにその書は、細川行真公の筆になるものである。

イ 圓應寺境内

1 芭蕉塚

四考塚としてあまりに有名な句碑であり、宇土の俳人にとって、昔から崇敬の対照であった。それが、昭和二十年の戦火に焼かれ、昔の面影は全く無くなり、碑面は磨滅してしまつてわからない。彫られてあつた句は、光永文熙先生の研究によつて、辛うじて知ることが出来た。

正面 ※里の名も聞きたき夜の山の道 (芭蕉)

背面 ※闇にくる秋をや門て夕涼み (西華坊)

右面 ※渡り安しその鶯の千里より (一竿人)

左面 ※不知火や浪の錦は闇とても (慮元坊)

復元は出来ないものか。

2 光永眠鶴の墓

文政六年二月十一日、宇土細川藩士、光永幸七保房の長男として、宇土町に生まる。嘉永二年より俳句の道に入り、諸国の俳人と交り結び、宇土藩主、細川梅露公のもとで、三車連を結成して、俳友と共に俳句道の研鑽に没頭した。明治三十七年八月七日、行年八十二才で永眠「榮壽院松譽眠鶴居士」の法名をおくられた。辞世の句
※浮雲の身は消え行くや西の空
墓石の高さ一二二センチ、正面の幅三四センチ、奥行三一・五センチである。

3 俳人一哺の墓

一哺は、本名・板坂貞積といつて、宇土四丁目小路に家があつた。宇土の細川侯に仕えた医者で、俳句の道にかけても、すばらしい腕を示している。墓石の高さは一二七センチ、正面の幅三六・五センチ、奥行三〇センチある。正面に、「慈照院仁誉一哺居士」と法名が彫られ、右面に、彼の辞世の句

※冬枯の塵を払ふて旅路かな 一哺

と並んで

※染みしみと時雨に重き袂かな 吹山

※筆の跡拳つて拌む時雨かな 魚山

の句が刻まれている。又裏面には更に、

※慕来た墓に向ふて時雨かな 漱石

の句も刻まれて、俳人等に惜しまれながら、元治元年十月二十一日に亡くなった。

とにかく圓應寺は俳人のお寺と云つてもよいだろう。明和四年六月二日に永眠した俳人、一竿人をはじめ、前述の俳人、眠鶴・一哺、そして更に、寛政二年六月五日に入寂された。俳号「素木」の宣譽上人の、天明七年七月造立の逆修の塔があり、更に、文政三年正月

十七日にこの世を去った、塩沢節之、そして安政二年八月七日に亡くなった、節之の子の斯允の墓など、現代も続く宇土俳壇の先達大俳宗匠の方々のお墓が、数多くあることを以てしても、証明される。

ウ 西光院境内

1 岡村氏の墓

珍らしい片仮名で書かれた句が刻まれてある墓で、背面に「勢州、岡村氏半司」とあり、多分、伊勢の人ではなかったろうか。高さ七〇センチ、正面の幅二九センチの奥行二二センチ、更に台座からの高さ一メートル四七センチの小じんまりした墓だ。左面に、寛延四辛未八月二十九日とあり、恐らく永眠の時と思われる。行年十九歳、経歴は詳かでない。正面には「宮掌大内人泰正敷」となっており、右面に辞世の句が彫ってある。

「辞世、タバコ入ニ書」につづいて

※霧身身山ニ成リユク煙カ那

エ 城山墓地

1 俱會一處

五嶋九平次は、本四丁目で傘屋をしており、屋号を、肥前屋と云った。「桃水」と云う雅号を以て、俳諧の道にいそしみ、宇土の細川様（多分細川立則公と思われるが）からいただいた一句を、非常に大切に、これを自分の墓石に彫りこまれたとのこと、明治十三年六月十九日、齢七十二才にて永眠した。昭和四十三年三月、先祖の霊を比処に集めて、五嶋昭が、よせ墓として、この城山墓地に新墓を建立し、九平次が愛唱したこの句を彫って霊をなぐさめたものと思ふ。昭も亦、若くして亡くなった。句は

※桃の実のこぼれし音や五月雨

墓の高さ八一センチ、前面の幅三一センチ、奥行三一センチ、台座

が九六センチあるから地面からの高さは、一七七センチとなる。

2 竹間家累代の墓

高さ七十二センチ、正面の幅三〇センチ、奥行三〇・五センチ、台座の高さが一メートル七センチだから、地面からの高さ総計は、一七九センチとなる。大正十五年一月一日、先祖のよせ墓として、竹間兄弟之を建つとあるが、詳細はわからない。墓の左面に和歌

※年経ても忘れは勢まし面影を

おもひ出てそ恋しきけるら舞（月城）とある。

オ 向峯墓地

1 帆足通楨妻女の墓

※ちかひあれはさらに我身もたのもしや

みりのの花を家つとにして

これは、通楨の妻女、高浜氏の辞世の和歌である。通楨は、宇土藩の儒医で、肥後藩の医員の村井見朴の次子として生まれ、宇土細川侯の侍医、帆足氏を嗣いだ。帆足通楨は医家としての名聲は勿論、その吏治に精しく、宇土藩の善治に大いなる功績を残している。妻女は高浜家から興入れされ、天明五年、通楨没後、嗣なく、高浜通修を養子に迎えて、文政己卯二年十二月二十五日まで長壽を保った。法名は「永壽院妙長日詮昭儀」という。

カ 城塚

1 松本義雄の歌碑

若くして大病を患い、耳盲いとなった松本義雄は、農業に励むかたわら、短歌の道に志して十三年、すばらしい作品を産み出している。彼の弟、義松が召集令状を受取って、勇躍出征したのは、太平洋戦争勃発後間もなくで、家裏の塵に「南」の字を彫り残して出て行つ

た。昭和十七年十二月十四日、ガダルカナルで戦死との報に接するや、弟思いの義雄は、三十才の若さで亡くなった弟を偲んで作った自作の短歌を、スマトラ産の黒ミカゲ石に刻み、その石を、家裏の崖の「南」の字の下にはめこんで、歌碑とした。

※若くして死ぬる命とも知らざりし

岩崖に刻めり 南の字一つ

松本義雄は明治四十一年生まれ、現在七十二歳、元気で頑張っている。

キ 轟三宝院境内

1 玉置加一兵衛の墓

現在、玉置家の墓は城山にあるが、この墓が建つ前は、轟の三宝院にあった。宇土短歌会の前事務局長をお願いしていた清光寺の住職、乾隆暢氏の生家であることから、たまたま話を聞き、三宝院を訪れ、片付けてある墓石の中から、玉置七左衛門成裕の墓と一しよに、玉置加一兵衛の墓を探し出して拓本を取ることが出来た。その辞世の和歌は

※露の身のきゆる今はの心こそ

かかる雲なき大空の月

とある。玉置加一兵衛は、文化文政の頃、宇土の門内に居住し、細川藩の用人として仕えていたが、天保元年十二月四日に亡くなっている。墓は、高さ六〇センチ、正面の幅二八センチ、奥行二一センチある。墓の正面に刻まれてある法名は、「圓月院広照大空源士」となっている。

ク 所在不明の歌碑

1 烏丸卿の歌碑

昭和二十七年頃、旧小学校千石松の一隅に、プールが竣工したが、

そのプールの敷地内に歌碑があった。烏丸光廣卿の歌碑かと思はれる。邪魔になるといので取除き、今何処にあるか所在不明である。

それが烏有子と号されて、和歌の道に秀で、細川幽齋を師と仰いだ権大納言・烏丸光廣卿の歌碑であったことを知って、残念で仕方がない。その歌道の相弟子には、八條院智仁親王をはじめ、島津義久

・佐方宗佐などがある。光廣公の孫にあたる烏丸資慶は宇土細川二代の藩主行孝公の歌の師匠で、宇土細川家の歌道には、烏丸家の影響が非常に強かったと云っても過言ではない。今はその碑も歌も知る由もなくなった。近代建築が興り、道路工事も盛んになって有難いことだが、この石碑の様な歴史上またと得難い遺物がこわされて行くのは、如何にも残念だ。街造り、施設造りも結構だが、もっと、古いものを大切にしたいとの切なる願いを、当局に聞いていただきたい。ちなみに烏丸光廣公は、寛永十五年七月、御歳六十にして薨ぜられた。若しこの碑の歌の御記憶がある方がいられたら、宇土公民館内、宇土短歌会清見苑に御一報下されば、幸に存じます。

二、不知火町の文学碑

1 能因法師の歌碑

御存じ、小倉百人一首の中の法師の和歌

※阿らしふくみむろの山のみちはは

たつたの川のにしきなりけり

の碑が、不知火町の野田から袖原へ登る小路の右側で、山林と宅地の接するあたりの石垣の上に建っている。高さ一二〇センチ、上幅が二〇センチ、下幅が三三センチ、細長い砂岩三角柱状の自然石である。能因法師は、平安朝時代の歌僧で、俗姓は橘氏、名は永愷、橘諸兄の十世の孫にあたり、白河天皇の頃の人である。歌を藤原長

能に学び、その詠歌は、後拾遺集・金葉集・詞花集・千載集・新古今集等に載せられている。碑表の上の方に歌が刻まれ、中位の処に、能因法師とあり、更に下位に「奉造立宇土西光院」そしてその横に「仰誉上人」とある。この碑を建てた方である。裏にその年月日が彫つてあるが、全く見えぬからわからない。

2 小山義武の歌碑

※不知火をとほきむかしの御狩にて

みそなはしたるをかはこの丘

高良丘陵とならんで、不知火海を望み、古墳立地として最も適当と思われる。この港野丘陵には、不思議にそれらしいものが見当らない。その丘の上にあるのが、大正六年三月建立のこの歌碑と、昭和十七年十一月に建てられた忠霊塔だ。小山義武については、略歴その他、詳かでないが、彼のこの歌から感ずることは、遠い昔、景行天皇が当地に御巡幸の折、真つ暗な海を照らす、怪しい火の群を御覧になったことを、歌にしている。港野丘陵は単なる不知火見物の場所ではなくて、天津神・海つ神を祀つた場所だろう。

3 西村行夫の歌碑

不知火と云えば、松合の永尾神社が、すぐ思い出される。旧暦八月朔日の夜は、不知火見物の近郷近在の人たちで、広い境内も、うずまってしまう。永尾神社境内の東南寄り、暗く繁つた木立の下に

※祭り幡はためく磯に湖みち来

よべ不知火の燃えし沖より

の西村行夫の歌碑が立っている。西村行夫は明治四十年、松橋駅に近い、不知火町御領に生まれ、其処に居住して齡七十三才、宇土短歌会にも、度々出席してもらつて、彼一流の鋭い批判で、宇土歌友を励ましてくれた。最近、脳血栓に倒れて床に就いていたが、彼本来

の負けじ魂によつて、再び起ち上がり、元気にゲートボールをやつてゐるとか。再起を心から祈る次第である。

この歌は、昭和五十年、宮中御歌会始の詠進歌で、静かに口ずさめば、海中の鳥居に、そして汀の石燈籠に、ひたひたと寄る不知火の波と、うつそうたる森に囲まれた永尾神社のたたずまいが、眼前に髣髴とあらわれて、実に見事な歌である。

二 三角町の文学碑

1 池田虎一の歌碑

昭和二十八年六月二十六日、若年二十九歳でこの世を去つた池田虎一は、三角町の人で、年少の頃から病弱であつたが、青年団最高幹部に推されたり、公民館運営委員になつたりして、郷土三角町のために尽力した。碑は金刀比羅社殿の向つて左の境内にあり、上幅六〇センチ、中幅一二五センチ、下幅九〇センチ、厚さ三〇センチで、高さは九五センチある。一見、蟹の甲の形をした自然石で、これに磨いた石をはめ込み、その石に、六行にわたつて

※うば玉の夜すがら磯に打寄する

波の間なくもおもほゆるかも

の歌が刻んである。碑の裏には、荒木精之氏の撰文書を彫りこんだ石がはめこんである。更にこの碑の建立月日（昭和四十八年一月）と、その時の期成会長、村山司の名が刻み込んである。

2 後藤是山为天翔台句碑

昭和三十七年一月、地元三角町の医院長、池田隆蔵博士が、父、池田清蔵氏の魂魄を永遠に比処に留めたいとの悲願をもつて、天翔台に、この碑を建てた。天翔台への登り口は、三角町役場の所から、道を右に、山すそに沿うて行けば、六〇メートルの所に、案内板が

立っている。登り口から約四十分、汗じっくりになって、頂上にたどりつけば、陽に輝いて、真白な人造石の碑が、目に飛込んでくる。前幅二四五センチ、奥行六四センチ、高さ一七四センチ、この人造石に縦五八センチ、横六〇センチの磨き石がはめ込まれ、この石に、是山翁の

※見晴かす嶋山青し冬麗

の句が彫られている。この碑の前に立って眺める三角港はすばらしい。右手下には、西港の古い家並みが続き、その街なみを抱く様に三角嶽が聳え、遠く有明海をへだてて、雲仙の山が霞んでいる。左には、活気溢るる東港の家がかがやき、汽車の発着、フェリーをはじめ、あちこちへの連絡船の動きが、手にとる様に見下ろされる。更には、陽にきらめく、不知火海を隔てて、九州連山の山脈と阿蘇の姿が望まれる。いつまで眺めても、見飽かない絶景だ。是山翁は、熊本俳壇の大先覚者で、今も元気で活躍しておられることは、皆さん御承知のことと思う。

尚、別の磨き石に、「故池田先生を称える県会議員・山田順基氏」の名も見えることを付加しておく。

3 末次青雉の句碑

※鶯の鳴く濱の家となりけり

周囲を蜜柑畑にかこまれた三角町黒崎の末次家の庭内に、昭和十二年、齢五十八歳でこの世を去った末次青雉の句碑がある。目の下には、もたれの瀬戸をひとまたぎで、戸馳へ渡る朱塗りの大橋が見え、自動車の往来もよく見渡せる。青雉は、ホトトギス派の俳人で、熊電句会を指導した。生前は交友も普く、熊本の俳人たちもしばしば招かれて、三角駅からテクテク歩いて、遊びに来ては、名物のチヌをごちそうになったという話を聞いたことがある。彼の没後、間も

なく俳友たちが集って、その年十二月、この碑が建立された。是山・七曲・含咲・有侍・甫公・更春・竹亭・香苗・縉子・柑痴・涼菁・三四郎・自閑等、有名俳人の名が刻まれている。

4 横井迦南の句碑

※不知火をまつかがり火にうしほよせ

三角町戸馳の若宮海岸は、以前から、小石原の海水浴場として、炎暑の頃は、学生諸君たちや、釣人たちで、大変な賑わいを見せた。近年、戸馳大橋が完成してから、車で来る客が多くなり、種々の設備も出来、テント村も出来て、一段と賑やかさが増した。この海水浴場の近くに、迦南の句碑が建っている。旧暦八月一日、所謂八朔の夜の不知火見物は、東は松合海岸から、西は三角海岸まで、宇土半島南岸の至る所で行われているが、此処戸馳の若宮海岸も、屈指の場所である。流木を集めて、焚火をかこみながら、夜通し眺めたものだ。

横井迦南は、ホトトギス同人で、句誌「阿蘇」の選者。親しい多くの弟子たちに取かこまれて、三角東港の寓居で、しあわせに暮らしていた。その幸福の絶頂にいた或る夜、急に服毒して果てた。眠るよいうな、おだやかな死の姿であったと云う。齢七十二歳であった。昭和二十八年、一周忌を間近にして、弟子たちの間に建碑の話が出て、第一候補地として、三角駅前の緑地が選ばれたが、遂に許可されなかった。これを聞いた当時の、戸馳村長・佐藤鶴亀人氏の御好意で、若宮海岸に建てた。句の意と現場の状況が、全く一致して、絶好の場所を思えば、駅前のトラブルがあつて、却つてよかつたのではないだろうか。

終りに

研究不足、おまけに勉強不足ときているので、実におはずかしい、読み辛い文学碑になってしまったことをお詫び致す次第だ。

然し、碑を訪ね求めて歩く愉快さは、何にも例え難い。まして、碑文を拓本し、うまくとれたなあ、と眺める時は、何もかも忘れてしまふ。どうか読者諸賢、心温まる御指導と、御鞭達の程、よろしく御願ひして、一まずこの稿を終る。

尚調査については、宇土市史研究会長の、井上正先生の御協力をいただいたことを附言して、感謝の意を表する。

資料三

細川文庫

(熊本県立図書館蔵、井上正報告)

目録 (抄録)

一	日記(宇土) 細川家上局	明治二十九年
二	年中行事	大正 五年
三	春秋会会史	明治四十五年
五	家具及蚊帳類調控帳	明治三十年
六	家筋調 一	
七	家筋調 二	
八	家筋調 三	
九	家筋調 四	足輕

十 家筋調 五 譜代

十一	小作契約書	昭和三年より十四年まで
十二	小作契約書	
十三	小作契約書 土地賃貸借証	大正年代
十五	各銀行各会社株式台帳	細川家扶局 明治三十年
十六	徳米収入帳	昭和十七年
十七	徳米収入帳	昭和十六年
十八	肥料代貸付金返済	昭和十九年
十九	明治三十九年度韓国御所有地小作所得検定調書	
二十	明治三十七年度県税等級議案	
二十一	宇土郡農事改良期成会会則	
二十二	入札者心得 内家会計係	明治三十九年
三十四	宇土国防婦人会特志者名控	
三十七	嘉永改正御江戸大繪圖	嘉永元年

資料四

原泉社資料

(井上正報告)

社額	文に「原泉社」とあり。三條實美書
燈籠一基	文に
從二位勲三等 子爵	細川立興
昭和十八年五月十一日	
燈籠一基	文に
獻燈	正五位 細川立則

明治十六年十二月

燈籠一基 文に

獻燈 從五位 細川行眞

明治十六年十二月

燈籠一基 文に

獻燈 從五位子爵 小笠原壽長

從五位子爵 本莊壽巨

細川稻子

明治十八年八月

燈籠一基 文に

獻燈 小笠原晴子 小笠原愛子 本莊好子

明治十八年八月 宮莊村 石工 池田忠平

燈籠二基 文におのおの

奉獻燈籠二基 岡村善三郎

岡村猪一郎

明治廿季丁亥八月吉辰

燈籠一基 文に

獻燈 家扶 浅井無牽 伊藤直剛

家從 宗方儀吉 太田重近 木村令高 中山南八

加悦次郎

明治十七年一月吉辰

燈籠一基 文に

獻籠 家扶 井上 懿

家從 安富 敦 河島志成 林田儀一郎 影野 榮

津島 登

石鳥居一基 無文

燈籠一基 文に

獻燈 明治十七年申九月廿三日

(右) 艸野 邊 玉置鷹来 山浦八郎次 山内信純

高濱堅三郎 高濱八弥 小堀堅太 成松 貞

中村俊房 江口多榮 松尾鶴男 中山久清

燈籠一基 文に

獻燈

(左) 河野可水 山内 汀 富永常表 吉田道甫

沼 豊作 柏木利敏 奥村彬延 富永常行

宮原義雄 河崎常房 野添重用 手島正儀

燈籠一基 文に

獻備 發起者 竹崎藤樹

明治十七年申一月

燈籠一基 文に

獻燈

明治十六年未十月

松原村有志中

光永眠鶴八十二年の生涯(二)

光 永 文 照

(承前) 西南の役を頂点として展開される明治新政府のもとの

国民生活の急変は、経済生活ひとつを取り上げてみても、いかに民衆が緊張を余儀なくされたか、想像に余るものがある。武士階級の者が、それまでの祿に離れたために、お上は、明治七年二月これらに簡単な申告を提出させ、(これは「改正祿高等調」として「庚午閏十月、祿制改革之節ノ元高、等級、役名ヲ認ベシ」とあって、「元高知行切米 擬作何百石 従前執參或上中比、着坐又ハ給人 且諸役人段・足輕ト其席合ヲ認 何人扶持 改正高何拾石 何ノ誰 数度改名之者旧名幾ツニテモ認ヘシ」云々)、この調書は県庁で、イロハ順に編纂し、『有祿士族基本帳』と命名し、それにより「金祿」に改定支給したことは一部前述した。右基本帳は現在熊本県立図書館に架蔵している。

その上に「屋敷税」が同月に新設され(その金額当家は年十五銭)、宅地等積を世帯毎に測量させて、申告に及んだのも、やがて改正のお触れが出る有様である。また明治九年「墓所改換」のこともあり、一戸三歩ずつの割渡、一步十五銭で、 \times 四十五銭也を月番へ渡して、墓所を古城高畑の宇土町共有城山墓地に引直しに相成るということになった。慌しきことである。

そこでこの急変する世の中にあつて、清造といういわば世故に長けた親族がいるのだから、親せき一門も何かといえは清造の才覚を

頼りにすることが多くなる。

熊本の氏家甚左エ門内の河地大八の死去するや、よるべきその妻君、即ち清造の姉(はじめ清、のち京と改名した)であるが、このさい弟を頼つて宇土へ引取られ、同居することとなる。(この姉は明治十九年二月病死している)。またこれまで定府屋敷に居住していた義弟太田黒社次一家の家屋売買の世話にも手をかしているし、実弟光永和平(のち北海道屯田兵に志願)が網田村皿山へ転居するにさいしても、何くれとなく世話を惜しまなかつた。これは明治十六年のことである。

この八年後明治二十四年一月十五日に養子に家督をゆづり隠居の身となつてからも、同二十五年には段原村江口勝太郎所有の畑地の売買等の事や、親族中に不動産関係の不手際が起こるや適切な処置をして事なきを得させるなど奔走の勞を厭わなかつた。

一方、自家の経済生活についてみれば、戦後いち早く所謂士族の商法に取組み、先ず荒物商の鑑札を出願し、併せて穀物小売商をはじめた。尤もその前に親せきと話合つて、綿器械を据えつけて仕事を開始し、のちには、木綿蚊帳製造にも手をのびしている。

この清造という人は、若年にして弓道や、体術(柔道)、捕手、それに書道などに奥伝をそれぞれ授かつており、何事にもあれその道の要諦をきわめるに俊敏であつたようである、実業の方面も同様であつ

たらしい。だから結果はどうやら世に受け入れられたものの如く、筆者幼き頃、祖母の物語りのうちに、店の手伝いをさせられた事や、掛け取りに廻らせられた話など聞いた記憶もある。(これらはいずれも明治二十年前後に廃業)。

そしていつの間にか地所も増えていたようで、十一年暮には伊津野村の地所につき、「地方三町式反拾壹歩二附右之金高ニ而地方書入ニ取入、右之地方ハ本年一月村田甚蔵書入ニ取入居候ヲ及談合 自分引受候事」とある。徳米については、松川忠平・伊藤吉平らとの交換私文書があり、「三十一俵分」となっているが、十年後の二十三年二月には米価高騰した率を掲げて一俵当たり十五円と示して話し合いがついたようである。

激動の御一新がおさまったころの記録によると十二年八月十二日宇土銀行より呼出しがあったので、何事かと出頭してみると、「国税上納鑑定方」として月俸五円ツツ之雇也という話であった。このときのスタッフは、光永清造・手嶋徳太郎・真道宗吉ならびに主任は宗方儀吉・田辺称美となっていた。(のちになって吉田徳二郎も出局)。

このほか経済生活につながる仕事としては常勤ではないが、むかしの宮仕えのえにしを以て、時々旧藩邸に呼ばれて、主として財務整理という緻密な業務に当たった。この御内家財産調は十九年二月から記録にのこっていて、六月・七月および十月、さらに翌年四月と五月、そのほかの時もあったかも知れぬが、前後五回に亘り従事している。そのひとつ明治十九年七月の「世襲財産調標的」の内容の一端を掲げてみる。

世襲財産調標的

- 一 徳米代金相場ハ 石二四円四拾九銭
- 一 国税地方税・公儲・村費ハ

地租壹円二付式拾五銭 地方税

〃 〃 式銭貳厘 公儲

〃 〃 拾銭 村費

一 収穫米ハ地価百円ニ付 式石六斗式升

一 田 租 新牟田村 両出村 鏡町 有佐村

一 畑租調 両出村 鏡町 有佐村 野津村

宇土郡内 段原門内 古城 南 浦田 轟 島田 三蔵谷

収穫米・粟・麦・大豆代価表

(十六年より十九年迄之四ヶ年撫)

粟五ヶ年平均 式円五拾三銭

麦安ハ 平均 三円式拾六銭貳厘

大豆ハ 平均 三円九拾八銭五厘

一 田畑宅地山林

総反別 四拾八町式反八畝七歩

地価金壹万四千四百七拾七円拾八銭七厘也

此収穫代金式千貳百八拾貳円七拾九銭壹厘也

内金四百九拾六円五拾貳銭七厘

国税地方税・公儲・村費

残金 五百九拾八円九拾八銭三厘也

(純益金分)

所得税調方心覚

一 千円以下 百分ノ一

一 千円以上五千円迄 百分ノ一半

一 五千円以上 万円迄 百分ノ二

一 万円以上 百分ノ三

これは概略であるが、じつに細密な計数を算出した業務報告書で

あつて「花族世襲財産内務省江被差出候ニ付調方、御内家より御頼ニ付出席」というのがその経緯である。そしてこれには月俸の他御褒賞として金子五百疋、紬地衣反などをいく度か拜領しているようで、如何に精勵したかがうかがわれる。

細川藩御徒士組の居住地であつた石ノ瀬におれば、清造は家格こそ低かつたが役柄としては小奉行本役として終つていたから、自ら地域の世話役の一人として、諸事依託させられる事もあつた。筆者の幼時から昔語りには聞かされた曾祖父の人物について、この清造は文武両道の素養が高かつたのに、しかも人の意見にはよく耳を傾けていたし、ことに女人の発言であつてもよく尊重してくれたということである。

そういうことで十一年三月には、本丁牢屋丁までも合併した石ノ瀬組の「惣代」に挙げられているし、十六年八月からは惣代川野邦江とともに副惣代として二十年九月まで、地域の時務に奔走することになる。時には、県会議員選挙などの際には、選挙人名簿の調製のため地租納入者の届出手続の代行業務もやつたりしていた。

さらに、このころ宇土町は城南地方では中枢的地位を形づくつていたようで、だから学校開設など地域の人々の大きな関心事であり、他地域に対しての自負からしても、自分たちの学校だとの意識から、その維持発展には強い意欲を示していたと思われる。記録には「当小学校教員謝金 毎月二十日より二十五日迄 戸長手許に届くよう、毎月番受持にて差出す」こととしてある。三月より始められてあるが、会計年度に合わせたのか知らないが、明治九年前後は教員給与も民間におんぶの姿であつたようで、現代人の思い半ばに過ぐるものがある。(右月番は三月川野邦江、四月竹之内三西、五月山本新、六月東瀬連、七月武藤、八月津島登、九月夏村、十月

小田信義、十一月光永清造、十二月邨山重光)。また十年十一月の宇土学校出費予算の内容は右の通りとなっている。

宇土学校出費予算

一金六百元 教員十二人 事務係 小使

月給内訳

百八十円 五円教員 三員

百九十二円 四円全 四員

百八十円 三円同 五員

十八円 壹円半事務係 一員

三十円 小使 一員

五十円 修繕費

五十円 書籍器械

二十円 筆 紙 墨 薪 炭 油

二十円 試験用

合計七百四十円

当時の七百四十円といえは如何なる金額であろうか。公費運用はどうなつていくのか。

さて旧主細川家への忠誠心は、流石に維新後もかわることなく、清造の一生を通じて、記録にとどめられている。二十三年五月七日行真公が御下県の折には「恐悦に出候」とあり(五月二十日御帰京)また「二十五年行真公御国御居住ニ而御下県ニ付而宇土町旧藩土市中迄ニ而揚火提灯角力色々献上ニ相成候」云々とあつて、各士族たちは一点六錢ツツ、市中は一点三錢ツツを寄附、自身は段等級で九点なので五拾四錢差出したとある。

このことについては、さらに記録は、

「明治二十五年四月十八日宇土旧主細川行真公御国御永住として御

下県廿日迄三ヶ日宇土町奉迎式有之也 当日少々雨、昼後より降止、十八日揚火俄手踊十九日花火仕掛物宮角力 廿日俄踊有之……町中より寄附金貳百五拾円 六拾円不満也 内貳百拾三円余揚火俄踊角力之入費 〆四拾円計余金有之由」

とあり、これに対して、
「正五位公より金五百円宇土町中江頂戴ニ成候 此割符法迄君許有之候処 石ノセ組より申出候通 奉迎寄附金銘より差上候ヲ割戻しニ而残り高ヲ戸別ニ割候処ニ而一町限ニ割渡しニ成候本町組銘ニ渡し候」
ということ、これはさらに

「右之拜領金者旧土族中正五位様船行御案内申上候一同参上此節猶一同江金貳拾円為酒鮮料被為拜領候」
というようなことで、まこと君臣和楽の敬慕すべき人生劇が展開せられたことであつた。

廿五年七月十九日には、
「正五位行真公 従四位ニ御昇進ニ成候よし役場内報知ニ成候 仍而恐悦ニ出候」
右の御下賜金の運用について清造のほか、川野邦江、奥村準吾がその衝に当たつたと記録にある。

この行真公も、三十五年四月三日（九）逝去に相成り、同十七日轟にて御葬送の儀が執行され（惣旧臣中各々一人拾五銭ツツ取立て、とある）そして四月廿八日になつて、「子爵細川行真相続人、正五位細川立興襲爵被仰付とあり、右役場より通知来候」とある。

なお同じ記録の中で、源泉社の墓碑銘の図示が見えるが、それは御四方立孝公行孝公興生公興里公、御三方興文公立之公行芬公、つぎに御十八方御男子様、御十方御女儀方、ならびに御妾母御八方と

のこしてあるのが目につく。

この項のおわりに、社会的活動の一面として銀行業務関係の記録を見ると、明治十二年設立された第三百三十五国立銀行（註一）は、本県下では第二番目に新設されたもので、当時の宇土町経済界の実勢が思われる。開業は十二年四月十五日であるこの銀行に、八月十二日以降出勤し、この後何年間勤続かは不詳であるが、自分の隠居後は養子光永三馬の代となり、三馬は二十四年八月一日には、八代支店詰、二十七年五月十五日より川尻町支店詰、九月十一日より本店詰となつた（この九月八日に銀行は新築落成移転）。

このあと九州貯蓄銀行が始まり、さらに博多へ筑紫銀行が進出した折は、この宇土銀行から四万五千円にて買入れて開業された由である。こういった往時の記録に接するとき、「鶴城の人士」が当時の肥後国にあつて、激動する新生日本の有力地域を形成しようとの熱意に燃えていた一面を、ひしひしと感得する次第である。

以上は明治の世相をあらすじにおいてながめたもので、その頃の人たちのおおらかな気風の一端をしのばせるエピソードが点在している。中には次のような航海記も展開されて楽しい。

明治四年（清造四十九才）の秋

一、十一月五日宿元出立、井上八十八同道、此元よりさぼん十六寸豆蕎麦粉球磨芋持越候六月七日小島滞万里丸江八日乗込九日夕刻小島沖出帆夜半長崎着上陸 銀屋町徳永方一泊 十一日夕刻江口丸江乗替荷物者万里丸より送候十一日夜半崎陽出舟十三日夜明天保山沖着 十四日朝中ノ島菊屋清次郎方ニ着

一、同廿三日迄大坂滞廿四日夜天保山沖出帆也 帰りニ綿貳百本持下候松口□□上品也 綿太より古手三箇仕入同所より古手屋伊三次

為替金物拾五箇持下候為替金千兩
一、十一月廿九日帰宅いたし候事

この中の実綿一斤の単価は、十銭五厘であつた由、まるで紀ノ國屋物語ミニ版でも見るような痛快な一幕もあつたわけで、時代の人々の氣宇を窺うことができると思う。

話が前後して恐縮であるが、この項に度々引いた「記録」というのは、じつは筆者にとって曾祖父である清造の手による「覚書」(全二二〇ページ余)を指していて、世事百般に亘り丹念にメモされており大方の参考に供した次第である。

(未完)

(註1) 第三百三十五国立銀行(熊本県概表)

銀										五百
開業年月	地名	頭取	株主	役員	入社員	退社員	株金高	給料	常費	臨時費
第九国立銀行	熊本區米屋町	三淵 靜逸	九十九人	三十九人	八人	四十人	十萬圓	二千九百五十八圓六錢一厘	九千三百八圓二錢七厘	百五十圓
第三百三十五国立銀行	宇土郡宇土町	淺井 無牽	百七人	二十二二人	一人	二人	八萬圓	九百八十五圓七十三錢二厘	二千五百九十一圓七十七錢六厘	二百圓
第五百一十一国立銀行	熊本區明十橋通	津田 信弘	八十九人	十四人	二十人		六萬五千圓	二百四十二圓	四百廿一圓九十四錢二厘	

行				
紙幣發行高	預り金高	貸附金高	爲換金高	收益
八萬圓	八十一萬五千九百卅一圓三十七錢五厘	十五萬六千四百六十八圓七十四錢九厘	廿五萬二千八百七十七圓九十五錢八厘	三萬七百七十三圓十四錢七厘
六萬四千圓	三萬三千七百四十五圓十四錢七厘	七萬千百廿二圓九十五錢	九萬九千五百八十七圓廿三錢九厘	一萬二千四百七十七圓五十七錢四厘
五萬二千圓	六千八百圓	四萬八千五百一十圓	一萬八千二百九十八圓六十八錢	二千五百七十二圓卅六錢四厘

(註2) 熊本県概表

消息二

山川青山の遺族 (井上 正報告)

新潟県西蒲原郡分水町文化財調査保護委員長松沢佐五重氏から山川青山(宇土細川家家来、漢学者)の著述について御照会をうけています。同家の子孫は現在宇土市に本籍がなく、判明している最後の人山川渡氏は日清戦争で戦病死され、宇土をはなれてのち長年月を経てるので手懸りがありません。御親類・御近所の方などで消息を御存知の方はお知らせ下さい。

細川家屋敷棟札銘

(林ヨシエ氏所有、高木報告)

正五位子爵 細川行眞

顧問 建築總裁 上羽勝衛

家扶 伊藤直剛

家從 宗方儀吉

家扶試補 黒瀬又雄

太田重近

津嶋 登

大工棟梁網津村 橘 豊記

副棟梁網津村 橘 熊平

熊本市 林原清次郎

宇土町 福永 辰平

宇土町 山田源三郎

緑川村 三枝 萬平

緑川村 高木茂三朗

天草郡御領 山川 淺治

左官長宇土町 永田 喜十

走瀉村 小山 茂作

石工長藤村 池田 忠平

左官副長宇土町 永田 宇八

木挽長全村 宮崎 次七

石工副長八代郡野津村 村崎作次朗

全 瓦師土山 森川源四郎 坂上 右傳

(オモテ)

明治廿四年六月十二日御小屋入
同年十二月九日御棟上

議員

川野邦江

林 正常

會計局雇

江口利政

手置帆負命

宇賀御靈命

地神五代天君日本

太貴巳命

中分畝傍山遷都定

思兼命

太田命

始經營宮殿因茲請

太宮姫命

降天四柱神定四之

彦狹知命

少彦名命

祭始神安座也

棟梁惣代 橘

豊記

敬白

(ウ)

五穀成就萬民快樂營國棟丁
天寶萬寶七珍萬宝萬歲棟丁
天長地久國土安穩千歲棟丁

宇土市農業の歩み

田代捨己

市町村合併後の宇土市農業の歩みを、宇土市史研究に載せるのはあまりにも年月が浅い様な感じがするが、急速な農業の進展を記録に残す意味に於て、抽象的ではあるが概論を述べて見たい。

我が国の農業は昭和二十一年の終戦を境にして大きく改革された。その第一は戦後の農地改革である。全国の小作農家の大半は農地の解放によって、自作農家として自分の土地を所有する事になった為に、農業に対して意欲と希望と責任が湧き、一段と励みが出てきた。荒廃した農地は数年を待たずして美田と化した。

続いて、農業政策は他産業の躍進的發展に、追いつけ追いこせの対策が大きな補助、或いは融資を付けて次々に打ち出された。

圃場の整備・用排水の完備・農道の充実、その上に農業の近代化・機械化・省力化と、全く国・県・市町村を挙げて農業の改善が推進された。又農業改良普及員制度の実施によって、農業技術の向上、生活改善による農家の生活の改善、品種・品質の改善による生産の増強などが計られた。更に組織の強化策、保護策として農業委員会・農業共済の設置と、農協合併による農協の強化等、日本の農業、日本の農政は将に、世界一の綿密な企画と対策が打ち立てられて居ると思う。

所で我が宇土市の農業はどうであるか。戦後から現在までの経過をたどってみると、全く日本の農政の方針通りその先端を走り続け

て来たと言っても過言ではない。

その歩みを追ってみよう。

昭和二十九年四月町村合併により、旧宇土町・旧花園村・旧轟村・旧緑川村・旧網津村、半年遅れて十月、旧走瀧村と不知火村の伊無田集落が合併されて、県下最大の町宇土町が誕生した。

続いて昭和三十一年四月、富合村の三十町地区を編入し、更に昭和三十三年十月、旧網田村を編入合併して市制が施行された。その間、農政面に於ては先ず、昭和二十九年八月農業振興協議会が発足して、水田地帯・畑地帯・海岸地帯・山間地帯と、地帯別に夫々適地適応の多角的振興計画が樹立されて、普通作・特作園芸・畜産・果樹林産・副業と生活改善の五専門委員会に分けて、各部門毎に詳細な年次計画を立ててその振興が推進された。

続いて昭和三十一年八月新農村建設の指定を受け、五カ年に亘り、新農山漁村建設総合対策要項にもとづき、農用地の交換整備事業・適地適産奨励の為の施設等の事業が、補助と融資に分けて推進された。

昭和三十四年三月市営家畜管理所が竣工して、豚・牛のセリ市と鶏卵の集荷共販を開設した。同三十五年、更に網田地区を特別助成地域としての指定を受けて、市はブルドーザーを購入して、果樹園六〇〇畝を目標に、網田地区を中心に積極的に適地の開墾を進め柑橘、

特に甘夏・早生温州・ネーブルの増植に努めた。同じく三十五年度宇土市蔬菜組合は、熊本県の蔬菜園芸基地として特産地の指定を受けたので、生産から販売までの共同体制を強化した。

続いて三十七年打越地区の開墾地八畝に、県営の母樹園を誘致した。母樹園は常緑果樹及び落葉果樹の優良苗木の生産からその技術員の養成等、試験場の分場的役割を果たした。

昭和三十七年、他産業の急速な経済的發展に農業は追いつけず、所得の格差は益々開きつつある為、政府はその対応策として農地改革に次ぐ大英断として、農業構造改善事業を全国的に推進した。

宇土市も此の事業の指定を獲得する為の条件作りを努力を続け、特に事業の推進母体としての役割を持つ農協の合併を推進した。昭和三十八年度より宇土市の地籍調査事業に着手。地籍調査は人間の戸籍に相当する大切な土地の地籍を作成する仕事である。同三十八年度に農業構造改善事業の計画指定地域に決定されたので、市は、市経済課・農協・農業改良普及所が一体となって農協の合併推進と合わせて、事業に対する農家の指導啓蒙に努力した。

事業の内容は土地基盤の整備事業と、経営の近代化施設、に大別され、この両者が関連する事によって大幅な躍進が期待されなければならぬ。その為に各地域別に適地適産別に地元の要望を充分調査の上、慎重に計画を立案し市の同協議会の審査を受けた。

昭和三十九年四月宇土市七農協が合併。強力な大農協が発足したので、農業構造改善事業に着工する。事業の主なものには圃場整備事業、果樹園造成、蔬菜園芸鉄骨ハウス、果樹園共同防除施設、共同貯蔵庫の建設等を補助事業と融資事業に分けて三カ年計画で実施する。

同じく三十九年、県営事業として走瀧・馬ノ瀬・三十町地区の三

六〇畝を圃場整備、同時に走瀧地区の大排水事業と排水機の設置が決定され、四十年より四カ年の計画で実施された。最終的には走瀧地区の堤防外が除外されて圃場整備事業は三二七畝となった。

四十一年、続いて県営事業として轟・緑川地区の大排水事業が、二カ所の排水機設置と共に採択された。同時に緑川地区二八九畝の圃場整備が団体営事業として採択された。此の様に宇土市の農業は着々と圃場整備が進み、併行して農業の機械化・近代化・共同化が進み、農業生産も急速に倍増に向って前進した。更に農協の合併により、その威力は増大して農業技術の向上と品質の向上、流通の改善によって農家の所得は向上し安定した。

続いて四十三年十一月より網津地区一九七畝の灌漑排水事業が団体営事業で着工。続いて花園農免道路(国道三号線水町寄りから古保里・立岡・佐野・三日を経て松橋県道と結ぶ)が県営事業で着工された。昭和四十五年、県営湛水防除事業が五カ年計画で着工された。此の事業は新規の事業で、浜戸川・潤川・船場川の水系の湛水地帯を機械排水で農地の乾田化を計り、米麦以外の農作物の栽培を可能にして農家経営の合理化を計るものである。

続いて四十五年より第二次の農業構造改善事業の指定を受けて四十六年度より着工する事となった。今回は、第一次に出来なかつた事業を計画立案する。先ず圃場整備に適した大型農機の導入、蔬菜・タバコ・イ草等の大型の共同近代化施設の整備、続いて残された地域の圃場整備、最後に農業センターの建設に着工する。農業センターは二階が研修施設とし、一階が宇土市農協本所の事務所とする事に初めから決定の上、農協と充分協議の上建設したものである。

四十七年下松山・伊無田地区九三畝の圃場整備事業を団体営事業として着工する。四十九年完工。以上の様に第二次農業改善事業

の完了によって、宇土市の農業に関する諸条件はほぼ完備されたものと思われるが、更に末端までの条件の整備と指導を行い、農家は又機械化・近代化・省力化された。之れ等の諸条件を充分に活用して、生産性の向上と所得の向上を計る事が今後の課題である。

昭和四十四年九月、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）が施行され、農業振興地域制度が発足した。宇土市は昭和四十五年十二月同法に基づき、農業振興地域の指定を受け、計画樹立に取り組んだ。計画の内容については、宇土市総面積七、四三二の内部都市計画の用途地域四九二及び国有林野四二一を除外した六、五一九を農振地域として計画。その内、山林・原野・宅地面積・道路等公共施設用地・河川・その他を除いた耕地面積二、七四九について線引を行ない、農業者の意向を聞き、向う十年間を目標に農用地利用計画、農業生産基盤、農業近代化施設の整備計画、農地等の権利取得の円滑化、計画等に関する宇土市農業振興地域整備計画書を策定し、昭和四十七年三月、整備計画決定の認可を受けた。

昭和四十五年、最近における恒常的な米の生産過剰状態を解消し、需要に対応し、かつ地域の特性に応じた農業生産を確立するために米の生産調整対策が打出され、水稻作付面積の一割減反を実施する。

引き続き、昭和四十六年、稲作転換対策実施要綱が打ち出され、昭和四十六年度から、五十年間を目標に米の需給の均衡を図りながら、今後の農産物の需要の動向及び地域の特性に即した適地適産を基本として、稲作転換を積極的に進めることになった。昭和四十八年度に県営湛水防除事業網津地区として採択され、受益面積二二〇の雨水を網津川両岸、二カ所に設置した排水機で毎分

一八〇トを直接又は間接的に有明海に排除するものである。尚五十年一度には、網田地区湛水防除事業が採択になり、受益面積一一九の排水量毎分一八七トの排水機を海岸堤防の最西端に設置して直接有明海に排除して両地区の湛水地帯の水田の乾田化により稲以外の生産性の高い農作物の栽培を推進し、農家所得の向上を図る。

昭和四十九年農村総合整備モデル事業の指定を受け、農業用排水・集落排水・農道・集落道の整備を始め、飲雑用水施設・農村公園・堆肥製造所の設置等を計画し、昭和五十年より着工した。昭和五十一年より強制地下水水位制御方式による暗渠排水事業を実施して、土壌の老朽化を防止し、栽培管理の改善により、品質の向上と増収を図り、野菜栽培農家の安定向上に寄与することを目的に、野菜生産安定対策事業として五十一年度二五・二の、五十二年度三五・八の補助対象事業として、五十三年度より、毎年二十トを市単独事業として、暗渠排水事業を実施した。

昭和五十二年十一月二十日、農林省は、昭和五十三年度より、水田利用再編対策案を発表した。

実施期間は五十三年度から、おおむね、十年間でこれを数期に分けて実施。第一期は昭和五十三年度から、五十五年までの三年間とし、全国の米の需給量を一、一七〇万ト、生産調整数量、一七〇万ト、転作面積三九一、〇〇〇を目標に都道府県別に配分された。第一期の宇土市に対する目標面積の配分は二七九で、これは、水田耕作面積一、六四〇に對する一七%の配分率である。

市に於いては、国及び県の総合農政の方向に對処し、宇土市農政の検討及び調整を行ない、農業発展と農業所得の向上をはかる目的で、五十三年三月宇土市水田利用再編対策協議会、同年五月、宇土市新農業推進対策本部を設置し、水田利用再編対策の円滑な推進を

はかる。本市の転作作物については、市農協、普及所と検討協議し、各水田の条件に即した作物を推進し、特に国が奨励する自給率の低い、小麦、大豆、飼料用作物等の特定作物の振興を図る。

昭和五十三年八月、水田利用再編対策の実施に伴ない、新しい村づくりの推進事業として打ち出された、地域農政特別対策事業の指定を受け、市農政関係各課・市農協・普及所による事務局を結成し、五十三年より、五十五年までの三カ年間推進活動事業を実施する。同年十月より年度末にかけて、市内全農業集落を対象に同事業の趣旨の説明と合せて村づくりの話し合いと同事業によるアンケートの調査結果を参考に地域農政総合推進方策（案）を作成し、五十四年三月地域農政特別対策事業協議会にはかつて、今後の宇土市の農政総合推進方策を定めた。

昭和五十四年五月、地域農業生産総合振興事業実施要領が打ち出され、本市では、麦・大豆等生産振興対策事業で、五十四年度に大豆脱粒機六台、選別機二台、トラクター三台を転作促進特別対策事業で網田地区・宮の前の湿田農用地五・一畝について客土及び区画整理事業を実施した。

昭和五十三年、新農業構造改善事業が打ち出された。宇土市では、昭和五十四年五月同事業実施地区指定の認可を受け、網田中央地区を対象に地区再編農業構造改善事業を、五十五年より五十七年度までに、補助事業と、融資事業に分けて行なう。

補助事業内容は土地基盤整備事業として宮の後の圃場整備一七畝、かんがい排水路、二本の整備、近代化施設整備事業として共同利用トラクター一台及び、格納庫、みかん生産二組合による営農用水施設の設定、集落環境整備事業として多目的研修集会施設一棟、農村広場施設として、夜間照明施設等の整備を計画。花園・走瀉・轟・

緑川・網津地区を対象に農村地域農業構造改善事業を五十五年より五十九年度までに補助事業と、融資事業で行なう。

補助事業内容は、土地基盤整備事業として、岩古曾町の圃場整備一九畝、各地区のかんがい排水路六本、農道整備六本、近代化施設整備事業として、圃場整備地区を対象に共同利用、トラクター一台及び格納庫、伊津野集落四〇戸を対象に営農用水施設、宇土市農協にキュウリ選果施設一棟、土地環境整備事業として、網津地区に多目的研修集会施設一棟、緑川・轟・走瀉地区に農業者トレーニングセンター三棟及び運動広場施設として、夜間照明施設の整備を計画し、両事業共昭和五十五年より、事業実施にはいる。

昭和五十四年度、温州みかん園転換対策が打ち出され、五十四年度より五十六年度まで三カ年で温州みかんの二割減反を実施することになる。転換事業は、国が、温州みかんを他の果実や野菜などに改植した農家に対し、その費用の $\frac{1}{2}$ を温州みかんの元木に晩かん類を接ぎ木した農家に対して一〇万円当たり二万円を補助するものである。昭和五十四年度は、宇土市の温州みかん園、四四六畝の内、一三・三畝について、改植並びに高接更新による転換を実施し、五十五年・五十六年の各年度に二五畝の転換事業を計画して、同事業の円滑な推進を図る。

園芸施設共済制度の恒久的な確立については、関係農家の多年の念願であったが、第八十四国会に於いて、関係法律が可決成立され、いよいよ昭和五十四年度から、実施されることに成った。宇土市に於いては五十四年三月、定例市議会に農業共済条例の一部改正を提案し、昭和五十四年七月より園芸施設共済事業を推進することに決定した。

(以上)

西岡神宮 神殿棟札銘

(山田友喜氏藏、吉沢政夫報告)

掛長毛當社者往昔

元明天皇之勅願而和銅六六年

年被割定國郡之時宇土郡者當國諸郡割納之地也以故勸請春日大明神住吉大明神為國郡

鎮護神後後冷泉院之御宇中關白道隆公永業三三年子年被築宇土鶴之城於是時崇添八幡大神歸三宮大明神祈國家靜謐五穀豐饒。社也殿廊瑞離

無不全備世漸澆季下到天正文祿之頃城主小西行長專崇邪宗恣敵正道奪掠神領燒滅神社斯時社頭悉成烏有矣行長亦次殞矣矣天運循環天下一統上下遂

掃伏于正道慶長之初先封加藤清正公之時鄉里之宮觀漸復墮基於是遷造神社于薄地以奉祭祀之禮奠永令奠解怠焉雖然宮殿多經年而未全備者寬永九九年賜

當國於 細川家 奉 國命修營神殿業應二二年巳年其功既終矣到今一百十有五年 宇土候以細川之支子被封於當城崇尊當社世不簿 今候細川中務少輔源朝臣

興文公視年久而權朽朽礎傾破換不一命棟梁之巧匠。以今歲明和三年丙年四月良辰 始起上建立神殿同年九月吉曜 其志願真哉可謂敬神之至矣謹奉祝 當國主

細川越中守源朝臣重賢公御武運長久壽考無疆御子孫繁榮永保國脉 當城主源興文公御武運長久壽考永保堅於金石御子孫繁昌身軀無恙而久於松竹息災延命

從臣安寧黎民和淳風雨時順五穀豐熟心中祈願各各成就之 座土中群黎百姓疾病消除無天折橫死之災矣 家內齊整子孫連續而不墜襄祖傳來奉祠之

素志矣常盤醫 守護 幸玉 申 神主 能登守正六位下藤原朝臣賴俊 謹書

又 續續不肖願後

又 續續不肖願後

又 續續不肖願後

又 續續不肖願後

又 續續不肖願後

又 續續不肖願後

又 續續不肖願後

又 續續不肖願後

宇土市上水道建設小史

井 上 典 太

宇土轟泉水道は、古く正保三年細川行孝宇土に封ぜられたのち開かれ、住民はながくその恩恵を得て来たが、一部住民の利用にとどまり、かつ老朽化したので、市の産業発展と市民の福祉のため、近代上水道建設の議おこり、昭和三十四年六月三十日、宇土市議会に宇土市上水道特別委員会が設置され、同年八月十八日、はじめて上水道調査計画費二十万円で計上された。同年九月七日、宮庄須崎一本橋に予備調査第一号試掘井戸着工、以来第八号井まで試掘調査した。傍ら熊本大学理学部今西茂助教授を長とする探水調査を併せ行い、昭和三十六年八月二十三日、宮庄須崎（通称一本橋）を水源地、金嶽山を配水地と決定した。

この間、宮庄区および轟地区と取水問題の協議をつづけ、紆余曲折はあったが、市の方針に同意した。昭和三十六年八月十九日は、上水道建設史上最大の山場であった。

昭和三十五年十一月、日本水道コンサルタントに設計を依頼した。同年十二月二十七日付をもって、熊本県知事寺本広作氏に水源地を緑川小学校隣接地深井戸とする水道事業経営認可申請書を提出し、昭和三十六年三月七日認可された。その後、同年十二月二十五日、上水道水源地を宮庄一本橋に変更し、上水道事業経営変更認可申請書を提出し、同月二十六日付をもって認可された。かくて昭和三十六年、昭和三十七年、昭和三十八年の三ヶ年継続事業として、昭和

三十七年二月十九日、上水道第一期工事請負者を久保田水道瓦斯工業株式会社と定め、同年三月五日、現地で起工式を挙行し、同年五月二十九日、竣工した。第二期・第三期工事は三井建設株式会社が請負者となり、昭和三十七年十月一日着工し、同年十二月六日第二期工事は竣工した。昭和三十八年十二月十一日、上水道竣工式は宇土市立鶴城中学校体育館において知事代理はじめ来賓多数の出席を得て挙行された。

本工事による給水区域は、大字宇土・段原・築籠・松原・江部・三十丁・石橋・神馬・椿原、その給水計画人口は一万五千人、一日最大給水量三千立方メートルである。水質きわめて良好、昭和三十八年十月二十九日試験通水し、同月三十日、各家庭引込工事の検査開栓の上、同年十一月一日より正式通水して営業を開始した。

宇土上水道建設覚

昭和九年

十月十四日 宇土町上水道建設計画なる。湧水量一日四二二三立方メートル、一秒間四九リットル、のち計画中止となる。

昭和三十三年

七月二十日 轟泉水源地下池を改修、轟泉公園となす。
十二月四日 轟泉の自然湧水状態における水量を調査す。

落水量(田方用水向) 一日に付

三二〇立方尺

樋管(飲料水その他) 一日に付

三三三立方尺

計三五四一立方尺

昭和三十四年

四月二十二日 宇土市轟泉簡易水道組合議員、玉名市上水道を視察す。

六月二十七日 水田水不足に付総落しを夜十時より一時まで、三日間落す。

轟泉より町末端まで通水するに五時間を要す。

六月三十日 宇土市議会宇土市上水道特別委員会設置議決さる。^(註一)委員次の通り。

本多憲一 奥村丸喜 沼田三男 熊井新藏 七川 涉 中田清
司 川島三次 芥川徳松 山内 弘 堀内孫四郎 松川勝喜
計十一名

七月二十日 宇土市轟泉簡易水道組合議会開催、轟泉簡易水道組合選出特別委員六名を互選す。

萩原立夫 小森田幸吉 鏡 敏夫 坂本 延 魁 源吉 井島 一男

七月三十一日 熊本縣衛生部公衆衛生課坂本課長補佐・下田水道係長外一名来市、水源地等を視察す。

八月五日 宇土市議会宇土市上水道特別委員会開催さる。轟泉代表六名出席す。

上水道特別委員会委員長 堀内孫四郎議員
副委員長 沼田三男議員

八月六日 宇土市上水道工事指名願内容調査。大和市長 中村助役 村田課長 本多議長 藤本收入役 井上係長。

八月十日 宇土市民館報に「上水道建設」記事登載。

八月十一日 熊本日々新聞に「近代的上水道計画」登載。

八月十七日 宇土市上水道経営收支見込調を作製。

八月十八日 宇土市上水道新設事業議案、本日開会の臨時市議会に提案予定であったが、都合により議案より除く。

上水道調査計画費として上水道費二十万円豫算計上議決さる。

八月二十四日 日本水道新聞に「近代化する上水道」登載。

九月三日 宇土地区囑託会を招集、午前十時より市役所旧館二階において上水道建設につき協議会を開催さる。

九月四日 午後一時より、別館において宇土市轟泉簡易水道組合議員協議会を開催す。

九月五日 宇土・轟地区市議会議員・轟泉簡易水道組合議員・囑託員合同協議会を宇土市中央公民館において開催、宇土市上水道建設につき轟地区より反対意見あり。

九月七日 午前十時より別館において宇土市議会上水道特別委員会開催、調査項目その他につき審議。

宮庄一本橋(宮庄木戸氏所有地)に鑿井開始、(富士水道笹原井戸班)

九月八日 大体出来、八百ト〜九百ト、尚増加の見込。

九月八日 宇土地区及び石橋・馬場・城各区囑託員、日本合成化学工業株式会社熊本工場連合協議会を旧館二階に午前十時より開催、給水申込再調査について打合。

九月十日 水源水量調査を午前十時半より開始したところ、轟泉簡易水道組合議員より水源地施設に手をふれざるやう申込れがあ

り、市長に連絡し中止許可を受け、各特別委員と打合せの上調査中止を決定す。

当日の出席者、

井島 守田 池田 魁 小森田 鏡 吉田 池田 萩原 島村

各轟泉簡易水道組合議員

堀内 沼田 芥川 松川各特別委員

九月十一日 大字宮庄一本橋に於ける鑿井工事成功、多量の水を得たり。

九月十二日 宇土・轟地区囑託員協議会を開催、給水希望申込調を終る。

九月十四日 上水道特別委員会を午前九時半市役所別館に於て開会、先ず消防ポンプ（ガソリン・ポンプ）二台を用意宮庄新井戸の揚水試験を行う。

湧水量 一日二〇〇〇—二三〇〇 π の見込

のち総務委員会と合同委員会を開き、水道問題を説明す。

九月十六日 神原に田方用水井戸の掘井開始、湧水量三〇〇 π 、深さ八 π 。

十月十三日 文教厚生委員会を開催、水道予算不足につき、尚十五万円を追加打合、承認、神原鑿井に充当。

十月三十日 神原右井戸に鑿井八 π 。

四 π ビニール管挿入六 π 二〇、水量七五〇 π 。

十一月七日 午前十時上水道特別委員会開催、上水道建設打合。轟泉簡易水道組合会議開催、水道建設の内容を打合せ、了解を求め、様努力し、のち地元の了解を得るやう努力することに決す。

十一月十一日 午後一時、轟泉簡易水道組合協議会開催、轟水源地元（註二）の了解を受けることが先決である、と結論。

昭和三十五年

一月二十二日 轟水源水量調査実施。

宇土保健所 中山衛生課長、北原・局兩技師

改良事務所 奥山普及主任

市役所 井上係長 中山書記 田代囑託

水量 総量 一日 二五九二 π

平常落水 八一〇屯四三二

三藏川 一五七屯二四八

飲料水 一六二四屯三二

右の外一日四〇〇屯程度漏水

一月二十五日 轟地区議員、農業委員、農協役員、轟地区囑託員代表と市会議長、水道特別委員、宇土地区囑託員代表と上水道建設説明会を先ず轟公民館で開催、次で市役所別館に變更開催す。轟地区代表の強い反対により、上水道問題は全面白紙となる。

四月十一日 轟泉簡易水道組合協議会、昭和三十五年豫算その他。

四月二十七日 上水道水源となる地下水調査のため学識経験者數名推薦方熊本縣衛生部長に申請す。

五月十九日 熊本縣衛生部長より左の学識経験者推薦さる。

熊本大学教授 南葉宗利

熊本大学助教授 今西 茂

熊本大学教授 吉田弥七

熊本市水道局次長 井戸範藏

五月二十六日 午前十時より宇土市議会上水道特別委員会を別館に於て開催。

地下水調査について縣よりの学識経験者の推薦をうけ、南葉・今西兩教授に委嘱することに決まる。

昭和三十五年度中、上水道の月別計画の承認。

尚井戸試掘は六月中に終り、七月一杯位試験揚水する様計らうことに變更す。

五月二十七日 熊本大学地質学教室今西茂助教授を中村助役・井上衛生係長・熊本縣水道係坂本技師と訪問、現地調査を依頼す。

六月四日 熊本大学今西助教授、轟宮ノ庄・三藏・石橋・椿原を調査、熊本縣より坂本技師、宇土市より中村助役・栗田総務課長・

村田保険衛生課長・井上係長・中山書記、本多議長・堀内沼田上水道特別委員会正副委員長、池田栄、守田・井島轟泉簡易水道組合議員、吉永宮庄区長・若竹石橋区長立會。宮庄池田正三参加。

六月九日 宇土市議會運営委員会開催、電探調査を説明す。

六月十日 宇土市上水道特別委員会を中央公民館において開催、電探調査を進めることに決定す。

他地区議員代表各一名(五名)を上水道特別委員会に加えることに決定す。

六月十一日 宇土市議會総務委員会開催、助役説明、議会全員協議会を開催し、説明をなすこととなる。

六月十三日 轟地区代表、上水道建設・電探地質調査鑿井について陳情あり。宇土市に対し条件を述べ、従来と異り一步前進の感あり。

宇土市長、地元宮ノ庄・石橋間に覚書の交換することとなり、原案を作製す。六月十四日市長に報告、一應の了解を得、六月十八日頃、地元と打合せの豫定。

本三丁目共同井戸道路整備事業のため、改修工事開始。本日建物本造平屋瓦葺一棟を取こはす。九曜紋付瓦僅二枚残存す。

六月十五日 宇土市議会上水道特別委員会委員を宇土・轟地区のほ

か五地区より一名宛、五名を追加動議、本日開会の定例市議会に提案さる。

各地区より、網田中本敏雄、網津山本豊作、緑川局政喜、走瀉小山政喜、花園岡崎正人各議員を決定、計十六名となる。

開会と同時に堀内委員長、今迄の経過を報告後辞任を表す。互選の結果、委員長 熊井新藏、副委員長 沼田三男(留任)、同局政喜。

調査經費、文教厚生委員会にはかり承認。

六月十七日 文教厚生委員会、經費支出について報告承認。

午後宇土市議會協議会に説明承認。

熊井・局・沼田上水道正副特別委員長、市長室に於て委員会を代表し、上水道問題については、工事の設計・施行について競争入札によりガラス張の中で行う気持で公明正大にやうて貰いたい、説明も公平に正しく説明することを要望、市長同感を表明す。

六月十八日 轟地区囑託員・議員・轟泉簡易水道組合議員・農業委員、上水道特別委員会正副委員長出席のもとに上水道水源調査につき打合せをなす。賞書内容について協議、一部訂正の上調査着手について了解に達す。

六月二十日 電探調査に着手。

六月二十四日 九時、別館において轟泉簡易水道組合議會開催。

六月二十九日 電探調査終る。六月三十日水比抵抗調査終る。

七月十一日 午前十時より議場において説明会を開催す。熊井委員長開会挨拶。今西熊本大学理学部助教授地質調査結果を説明。調査点⁶⁵より⁶⁷間における一点を試掘することを決定。

午後一時より同会場において地元関係者に説明、試掘点について質疑のち同地点試掘の了解をうく。

七月十二日 大和市長・中村助役・村田課長・井上係長・中山書記
・宇野轟小学校教頭、轟小学校⁶⁵・⁶⁶地点中間学校西角(現況水田)の中央部に鑿井地点を現地において決定す。大字石橋字陣の前三〇二番地。

水稻作者井島氏見舞金三千円を決定。

市教育委員会に於て鑿井地点の使用について、児童の危険性考慮すること、異議なく同意決定の通知あり。

七月十六日 九時三十分より別館に於て工事請負者決定について打合。左記五社により競争入札を行うことに決定す。

浅野物産・昭和・第一・上田・共榮

出席者。

中村助役・村田課長・井上係長

本多議長、熊井・局・沼田正副上水道特別委員長

松川委員(会場在室につき列席)

七月十八日 五社出席入札施行するも、上田商会金一円也の工事價格入札によつて、入札全部取消の上流会、二十二日に再入札となる。

七月二十二日 上水道水源再入札、昭和水道株式会社、十四万六千円で落札す。

八月一日 試験井戸、四^イ(一〇センチ) 地下五〇^イで鑿井準備始まる。

八月八日 起工式。

八月二十日 宇土町に流入する轟泉水道の量、一分間〇・五一二立方^イ、一時間三〇・七三立方^イ、二十四時間七三二・八立方^イ、(宇土市大字段原古城、佐方初喜方)

八月二十三日 鑿井五〇^イ完了。

八月三十一日 一〇〇メートル管挿入す。

九月一日 管内掃除揚水。

九月二日 管内掃除揚水。

九月三日 管内掃除揚水。

上水道特別委員・轟泉簡易水道組合議員・轟地区嘱託員・同農業委員による揚水試験調査および打合会を十時三十分轟公民館にて開催。

第一次 二・五^イ管挿入 七五^イ 揚水量少し

第二次 三^イ管挿入 一〇〇^イ

第二次 圧縮空気揚水 一五〇^イ

九月二十六日 再修轟泉碑原文表装出来、市長室に掲ぐ。

熊本市正妙寺町狩野表装所 代價七千円也

九月三十日 轟泉簡易水道組合議會議員本年九月末で任期満了、十月八日告示 十月十二日立候補締切、十月十五日選舉。

十月八日 第三号試験井戸成績不良。

第二次試験井戸地点選考のため、午前十時より熊大今西助教教授および電探古沢技師來市、神原・石橋・宮ノ庄地区を調査す。

宮庄地区に二地点を選び電探調査す。

市長・收入役・栗田課長・井上・中山。本多・山内正副議長

松川・堀内各議員。吉永・岩竹・渡辺・松岡各嘱託員

十月十日 宮ノ庄地区に試験掘の件、吉永区長ほか幹部に非公式に申入れ、試験承諾を求む、井上係長出席。

轟泉水道取入口堰板取替工事をなす。取付中の堰板の取付年月不明なるも完全に破損しおれり。新堰板は厚さ一寸七分、幅八寸七分、高さ一尺の松板を用い、高さを二寸八分として平安の内に終了す。

立會者 松岡・守田兩轟泉簡易水道組合議員

吉永宮ノ庄、岩竹石橋区長立會

井上・前田、水道工ほか一、その他附近住民見学す。

水源地取入口横六寸七分、縦七寸五分。

取替後門内前田初喜宅、従前より井戸深さ六寸減となる。

終了後、宮ノ庄区長宅で区代表者と會ふ。宮庄で試掘の件を非公式に依頼内諾を得。

十月十四日 夜七時より大和市長、栗田総務課長、井上係長、宮ノ庄地区民と吉永区長宅で試掘について市長よりの申入について相互協議の結果、試掘に協力することに決す。

十月十五日 宮ノ庄地区より工事に付要望を市長に申入れ、午後現地を見る。

十月二十七日 轟水源水道取入口堰板、幅九寸に高さを二寸八分、(現況六寸七分に三寸八分)迄通水口を高める様、石橋(小畑・井島議員)、宮ノ庄(吉永区長、池田辰雄新議員、池田榮次郎議員、池田正三)に町部水不足の解消を要請す。石橋は可、宮ノ庄は十月二十九日村寄合に於て決定することとす。

十月二十八日 上水道特別委員会を午前十時半より別館にて開催。

試掘点A、B、C三地点に試掘を決定、午後池田徹夫所有の八幡馬場の用地使用の許可を得。

十一月一日 上水道水源用井戸試掘工事入札、宇土双葉工務店落札、金十六万円也。

十一月二日 宮ノ庄区より九寸に二寸八分(現況六寸七分に三寸八分)の寸法に取替の件承諾の旨前田常登氏を通じ連絡あり。

本日午後四時より轟泉水道取入口樋堰板仕替をなす。

立會者 池田辰雄・井島一男・小畑孝志・松岡弘隆、岩竹石橋

区長、係 井上典太、前田初喜、水道工ほか一名

十一月八日 第二試掘井戸鑿井開始す。

十一月十二日 午前十時半より別館において上水道特別委員会を開催す。

市側 大和市長 中村助役 藤本收入役 栗田総務課長 村田

保險衛生課長 井上係長

議會側 本多議長 熊井委員長 山内副議長 沼田・七川・中

本・堀内・松川・小山・岡崎・局各議員、河島事務局長

經過報告 井上係長

大和市長より水道建設に伴う設計および申請の件につき説明、市側に設計者を一任してたゞちに設計に着手、現在試掘中の井戸の水量が必要量に達した場合は豫定通り申請および起債申請までもつてゆくが、水が不足の場合は、なほ一年申請を延ばすことに決定す。

日本水道コンサルタントに設計依頼することに決定す。

第三試掘 御倉床 七〇〇

第四試掘 椿原 一五〇

第五試掘 池田地内

十二月二十七日 本日を以て宇土市より申請したる水道事業經營認可申請書を熊本縣に於て受理^{第五}。

正式書類を一月三十一日熊本縣に提出、前回提出したる書類と取替、水源地は緑川小学校隣接地深井戸。

昭和三十六年

三月七日 上水道事業經營について熊本縣知事の認可あり、昭和三十

十六年三月七日附。

熊本縣より厚生省水道課宛正式認可報告に昭和三十五年十二月二

十七日附認可とする。將來の認可日附が必要な場合は、右日附を使用する。

七月二十九日 宮ノ庄一本橋井戸隣接地に直径一^{（注八）}二〇をもつて試掘開始、八月十日に至り、深さ六^{（注八）}に於て湧水三〇〇〇トあり、工事を中止、完了とする。

八月十九日 右地点に二〇^{（注八）}、直径二^{（注八）}半にてボーリング開始、八月二十一日、二十二^{（注八）}に於り、なお灰石層を貫通せず。

宮ノ庄一本橋を上水道水源用井戸と決定することに宇土市と轟地区との間に協定成立、覚書交換。

八月二十二日 馬場山下湧水調査、第一回分当七^{（注八）}。

八月二十三日 十時、文教厚生委員、前上水道特別委員合同の協議会を開催、先ず井戸揚水試験を見学、のち打合せの結果、水源地とすることに決定す。

十月一日 宇土市保険衛生課を廃止し、衛生課・保険課と独立発足す。

十二月四日 上水道水源用地、合計一反一歩買収。

十二月二十五日 宇土市上水道變更認可申請書（宮庄一本橋に水源地變更）提出、十二月二十七日附認可、認可書昭和三十七年一月二十四日到着。

昭和三十七年

二月五日 上水道協議会委員として昭和三十六年六月二十八日附をもつて左記議員に委嘱。

本多憲一	奥村丸喜	芥川徳松	七川 涉	山内 弘
川島三三	沼田三男	中田清司	熊井新藏	堀内孫四
郎	松川勝喜	局 政喜	林田重己	中本敏雄
小				
山政喜	岡崎正人	田口武次	畑中人次	中口 進

昭和三十七年十月二十日までの任期となり鏡敏夫補欠で議員任期まで委員。

上水道工事について協議す。

二月十六日 上水道第二年度起債関係書類を熊本縣環境衛生課に提出。

二月十七日 午後一時より上水道第一期水源井戸工事現場説明を現地において行う。指名六社のうち五社來宇。

大平建設工業株式会社 日本エタニットパイプ株式会社

久保田水道瓦斯工業株式会社 川崎建設株式会社 浅野工

事株式会社 三井建設株式会社

二月十九日 上水道第一期工事入札を午前十一時半より議長室において行う。

落札者 久保田水道瓦斯工業株式会社

落札價格 二、九八〇、〇〇〇円

次点 日本エタニット株式会社 三、一〇〇、〇〇〇円

川崎建設株式会社は指名辞退。

三月五日 宇土市上水道第一期工事起工式を現地宇土市大字宮ノ庄水源地で舉行す。^{（注七）}

三月三十一日 右着工。^{（注八）}

五月二十五日 右竣工。^{（注九）}

十月一日 上水道第二期工事着工。^{（注九）}

三井建設株式会社

浄化槽ポンプ室配水池配管工事。

十二月六日 右竣工。

金嶽山配水池公園化成る。

昭和三十八年

十月二十九日 上水道試験通水。(井上宅)

十月三十日 各家庭給水工事検査開始。

十一月一日 正式通水開始。

この間鑿井したる試掘井戸は左の通り

第一號井	宮庄一本橋	富士水道	井戸
第二號井	神原	同	井戸、鑿井
第三號井	石橋陣ノ前	昭和水道株式会社	鑿井
第四號井	宮庄八幡馬場	双葉工務店	鑿井
第五號井	惠里御倉床	伊佐常喜	鑿井
第六號井	椿原	富士水道	井戸
第七號井	宮庄池田	同	井戸
第八號井	宮庄一本橋	同	井戸

註

①昭和三十四年八月十日『宇土市公民館報』(第六五號)一頁、上水道の建設に特別委員会設置。

②昭和三十五年一月二十六日『宇土市公民館報』(第六九號)一頁、昭和三十五年を迎えて。十二月定例市議会開く。

③昭和三十五年六月二十八日『宇土市公民館報』(第七二號)一頁、上水道の水源を電探調査。

④昭和三十五年七月二十八日『宇土市公民館報』(第七三號)一頁、豊富な地下水源。

⑤昭和三十六年一月二十日『宇土市公民館報』(第七八號)一頁、上水道事業三十六年度から着工。

⑥昭和三十六年四月二十日『広報うと』(改題)(第七九號)一頁、新年度豫算市議会開く、上水道は六月議会に。

昭和三十六年七月二十日『広報うと』(第八二號)一頁、上水道着工三ヶ年間で七千万円。上水道計画の青写真。

昭和三十六年十月十五日『広報うと』(第八四號)一頁、九月定例市議会終る。

⑦昭和三十七年一月二十五日『広報うと』(第八七號)一頁、昭和三十七年を迎えて。昭和三十七年二月二十五日『広報うと』(第八八號)一頁、上水道第一期工事着工。昭和三十七年三月二十五日『広報うと』(第八九號)一頁、新年度豫算市議会開く。二頁、盛大に上水道起工式。

⑧昭和三十七年五月二十日『広報うと』(第九一號)一頁、上水道初年度工事完成。

⑨昭和三十七年九月十五日『広報うと』(第九五號)一頁、上水道第二期工事着工。

昭和三十七年十一月二十日『広報うと』(第九七號)一頁、上水道第二期工事着工。昭和三十七年十二月二十日『広報うと』(第九八號)一頁、十二月定例市議会開く。昭和三十八年二月二十日『広報うと』(第一〇〇號)一頁、上水道工事急ピッチ。

⑩昭和三十八年十月二十日『広報うと』(第一〇八號)一頁、九月定例市議会終る、水道給水條例も制定。

昭和三十八年十一月二十日『広報うと』(第一〇九號)二頁、きれいな水をさあどうぞ。昭和三十八年十二月二十日『広報うと』(第一一〇號)一頁、市営上水道完成、盛大に竣工式を舉行。

宇土市上水道の建設を指揮し、直接これに従事し又は関係した者は次の通りである。

宇土市役所

宇土市長 大和忠三 宇土市助役 中村 篤 宇土市収入役 藤本多三
次 宇土市収入役 栗田市男

第一期

自昭和三十三年五月十三日
至昭和三十三年九月二十九日
厚生課長 中山正義 衛生係長 井上典太 衛生係 中山 進 同
八木 太 同 田代厚志 同 磯部千鶴子

第二期

自昭和三十三年九月三十日
至昭和三十六年九月三十日

保險衛生課長 村田一雄 衛生係長 井上典太 衛生係 中山進
同 八木太 同 田代厚志 同 磯部千鶴子 同 松田節夫 同
太田黒政 同 上田健次 同 前田安子

第三期 自昭和三十六年十月一日
至昭和三十七年六月十四日

衛生課長事 中村篤 衛生係長 井上典太 衛生係 八木太 同
務取扱助役 田代厚志 同 磯部千鶴子 同 松田節夫 同 太田黒政 同
上田健次 同 前田安子 同 福永力

第四期 自昭和三十七年六月十五日
至昭和四十一年五月十三日

衛生課長 井上典太 水道係長 中山進 衛生係長 松田竜男 水
道係 田代厚志 同 太田黒政 同 福永力 同 雜賀孝子 同
太田春樹 同 河野京子 同 中島修一 同 境カズヨ 同 雜
賀勝子 同 高山正彦 同 木場一郎 同 前田政喜 同 木下
清

衛生係 八木太 同 松田節夫 同 上田健次 同 近藤千恵子
總務課長 栗田市男 同 中山正義 庶務係長 福田恒三郎 財政係
長 福田恒三郎 秘書係長 上野長三 財政係長 宮田一馬 財政担
当係員 高柳寅熊 同 白石喜久雄 同 筒井嘉明 同 久森庸助
秘書係長 高柳寅熊 秘書係 中野隆之

宇土市議會

第一期 自昭和三十三年十月二十五日
至昭和三十五年九月二十八日

議長 本多憲一 副議長 七川 涉
第二期 自昭和三十五年九月二十八日
至昭和三十七年十月二十日

議長 本多憲一 副議長 山内 弘
第三期 自昭和三十七年十一月八日
至

議長 熊井新藏 副議長 山内 弘
宇土市議會文教厚生委員會

第一期 自昭和三十三年十月二十五日
至昭和三十五年九月二十八日

委員長 田口武次 副委員長 堀内孫四郎 委員 局 政喜 同 芥
川徳松 同 中田清司 同 甲斐武夫 同 畑中人次

第二期 自昭和三十五年九月二十八日
至昭和三十七年十月二十日

委員長 田口武次 副委員長 堀内孫四郎 委員 中口進 同 中
田清司 同 局 政喜 同 畑中人次 同 熊井新藏

第三期 自昭和三十七年十一月八日
至

委員長 船田 至 副委員長 坂口軍喜 委員 山内 弘 同 古庄
秀喜 同 田口武次

宇土市議會議員

第一期 自昭和三十三年十月二十一日
至昭和三十七年十月二十日

議員 中田清司 同 中本敏雄 同 藤本敬慎 同 稻田榮藏 同
七川 涉 同 中山藤七 同 山本豊作 同 熊井新藏 同 浜
田仁四郎 同 中口進 同 林田重己 同 船田 至 同 畑中
人次 同 甲斐武夫 同 沼田三男 同 奥村丸喜 同 岡崎正人
同 松川勝喜 同 小山政喜 同 本多憲一 同 局 政喜

同 山内 弘 同 曾方秀男 同 中山藤八 同 堀内孫四郎 同
田口武次 同 川島三次 同 益賀熊雄 同 芥川徳松
同 鏡 敏夫 昭和三十七年三月三十日補欠選舉 同 松尾 定 昭和三十三年
年十月二十一日 昭和三十七年十月二十日 同 松尾 定 昭和三十六
年九月二十日死亡

第二期 自昭和三十七年十月二十一日
至

議員 熊井新藏 同 山内 弘 同 船田 至 同 古庄秀喜 同

資料七

肥後名家碑文集 十三

索引 (熊本県立図書館蔵、井上正報告)

藤山重義 同 田口武次 同 宮本之 同 川島三次 同 中
 本敏雄 同 中川清喜 同 林田正 同 曾方秀男 同 岡崎正
 人 同 金賀熊雄 同 沼田三男 同 藤本敬慎 同 那須邦雄
 同 本多憲一 昭和三十七年十月二十一日 同 宮崎繼義 同 堀内孫
 四郎 同 坂口軍喜 同 小山政喜 同 下田正士

宇土市議会上水道特別委員会

第一期 自昭和三十四年八月五日
 至昭和三十五年六月十四日

委員長 堀内孫四郎 副委員長 沼田三男 委員 本多憲一 同 沼
 田三男 同 七川 涉 同 川島三次 同 山内 弘 同 奥村丸
 喜 同 熊井新藏 同 中田清司 同 芥川徳松 同 堀内孫四郎
 同 松川勝喜 (委員 昭和三十四年六月三十日任)

第二期 自昭和三十五年六月十五日
 至昭和三十六年十二月二十一日

委員長 熊井新藏 副委員長 沼田三男 同 局 政喜 委員 本多
 憲一 同 沼田三男 同 七川 涉 同 川島三次 同 山内 弘
 同 松川勝喜 同 小山政喜 同 山本豊作 同 奥村丸喜
 同 熊井新藏 同 中田清司 同 芥川徳松 同 堀内孫四郎 同
 局 政喜 同 岡崎正人 同 中本敏雄

上水道協議会委員 自昭和三十六年六月二十八日
 至昭和三十七年十月二十日

本多憲一 松川勝喜 奥村丸喜 局 政喜 芥川徳松 山本豊作
 七川 涉 中本敏雄 山内 弘 小山政喜 川島三次 林田
 重己 沼田三男 田口武次 中田清司 畑中人次 熊井新藏
 中口 進 堀内孫四郎 鏡 敏夫 昭和三十七年三月三十日
 昭和三十七年十月二十日
 地元関係代表者

第一期宮庄区嘱託 元田竜雄 第二期宮庄区嘱託 吉永慶次郎 椿原区
 嘱託 齊藤數男 第一期蘇地区嘱託会長 松岡忠一 第二期蘇地区嘱託
 会長 齊藤數男

- 守田 毅 墓誌 二三
- 藤竹秋格 墓誌 二九
- 武藤員雪 墓誌 三〇
- 武藤一英 墓誌 三一
- 長尾正純 墓誌 三二
- 相良隆章 墓誌 三三
- 草野團助 墓誌 三四
- 宇土文学草野君墓誌 三五
- 草野 邊 墓誌 三六
- 山川矩員配中野氏婆乃墓誌 三七
- 片山忠良 墓誌 三八
- 山川矩員 墓誌 三九
- 帆足通楨 墓誌 四〇
- 山川矩道 墓誌 四一
- 森 樸齋 墓誌 四二
- 帆足彦齡 墓誌 四三
- 帆足玄齡 墓誌 四四
- 佐久間可久墓誌 四五
- 圓達道士墓碣銘 四六
- 並河元章 碑 四七
- 露菴西垣先生墓碣 五一

宇土の方言

立花貫一

宇土の方言を代表するものは、小川ゲンヤ、松橋ワルサンに対し、やっぱ *jeppa* と言う言葉であろう。副詞のやはりとは少し意味が違うのである。現代では次第に標準語化して使われなくなりつつあるが、それでも老人がたまに使うことがある。「そがん言うたてちや、やっぱ」等と使う。そんなに使っても然し、と言うことである。そこには否定の意味が含まれている。けしねは飯米の古語である。国語研究所の日本方言地図に宇土郡に一地点の方言として、まさに消えなんとして残っていることが記されている。方言は大事にしなればならない。けしねのようなきれいな言葉を大事にすることは歴史の尊重につながる。

近世において肥後の慈悲屋と言われた岡村家の様に、捨子を育て難民をすくい宇土に住みついた人達、四国等から一旗挙げようと宇土に来た人、宇土の呉服屋古手屋など球磨・葦北・天草に入入りする人達や、四国を経て宇土に入ったとされる京言葉などにうかがわれるように、宇土に新風をもたらした人達が、熊本県のなかで濃密に定着していた宇土の方言の海に、益城方面より斜めに宇土郡東部に帯状に引かれた一派の方言の分布が観察されていることは興味深い。

宇土に小西のじゃあと言う言葉がある。小西行長の時代の事であつて遠い昔のことを言う。尉左馬(じょうじゃ)どん、竹を一本く

んじゃしゃい、と言う事は、尉左馬さん、竹を一本下さい、と言う意味である。これはそう古いことではない。明治前期石之瀬小路の士族が使っていた言葉である。定府には江戸言葉が残り、上士の居住する門内には武士言葉が残っていた。鞘打喰わするぞい、とは、打つぞ、と威嚇する言葉である。当時の宇土の士族の町人に対する優越的な言葉である。肥後では右手で捨てる事をうしろと言ひ、左手で捨てる事をさですてろと言うが、宇土でもうしろ、さですてろ、と使っている。

ねんがら、またはねんがら打ちと言う言葉があつた。これは城之浦方面では秋の収穫の後、緑川方面は七島刈の後、柳の枝を五十纏位に切り又は棒切で田圃に打込み、これと同じくらの棒で打倒して倒れた方を負けとする遊びである。大抵四、五人で遊んでいた。あおし追いと言う遊びもあつた。やはり秋から冬にかけて、エゴ(塘内の用水路)の先方に網を張り、下手五、六十米位から竹で両側より追い立て、網に追い込み、青い色をした川蟬を捕ったものである。川蟬は上に飛び立てず平行にとぶ習性の鳥である。チッキリコと言う言葉もあつた、おほばこの芯を交叉させ、両方より引合い、切れた方が負けとなる遊びである。以上の伝承遊びは、遠い昔の風物詩でもあつたが、言葉とともに姿を消してゆくことは何といつても淋しい。鳳仙花を熊本県北部ではツマガレと言ひ、宇土ではツマガロ

と言う。ジゴと言う言葉は、熊本県北部は腸・臓腑を言うが、南部では尻又は肛門を言う。宇土ではジゴと言うのである。この例で見られる様に宇土では大体熊本県中部の言葉が使われていることがわかる。

今の青年層にはわかりにくかるうが、ヒカリと言う言葉があった。親睦の飲食の事である。ヒシテと言う言葉は一日中、終日と言う意味の言葉である。ワングと言う言葉は今の離婚のことである。いずれも民俗の研究を通して窺知できる古い言葉の数々である。

方言には共通語が多い。特に天文・住居・年中行事などがそうである。宇土において使われているおもな方言を左に列記して参考に供する。方言に一応訳語をつけたが、必ずしも射たものばかりではない。使い分けは甚だ困難である。肥後の俚語おてもやんに、尻ひつぴやで、と言う文句があるが、これを標準語で適切に言い表し得るものであろうか。

あ

あがる 仕事を終る。 ゲームセット
あせくる 物をさがすために散らかす。 詮索する
あた 君
あーた 君
あっちこつち 反対
あつちやこつちや 〃
あばかん 多過ぎる
あば 新しい
あぶらむし ゴキブリ。 員数外
あめがた 飴

あやす 稲の穂を落すなど
あよわしか 危い。 子供のする不格好なしぐさなど
ありよんな あり態
あんわり 彼奴
あんし 目上の彼
あんしゃん 兄
い い
いがわ 井戸
いかつしゃる 行かれる (叮嚀語)
いがもん 和合せぬ人。 反対する人
いきなり だらしない態。 直接
いだく 抱く
いっちゃん好かん 大嫌い (特に女が使う)
いっばこつば 左右どこにでも
いひゆもん 異風者
いろく 乾く
う う
うゝばんぎや いゝ加減
うすところか 決りが悪い。 間が抜けている
うつくしか 美しい
うつぱめる 塞ぐ
うつぼしゃぐ 打碎く
うつちよく 取残す。 置きざりにする
うつたち 出立の身仕度
うつとだす 露にする
うつばらう 打払う

うむれる
うりよけ
え
えしれぬ
お
おどりや
おき座
おずむ
おそろしか
おどん
おらんだ
か
かか
かゝさん
かさつぱち
かつてふうじゃ
かつる
かたぐる
からん
かちやし、かたし
がんば
き
きたなか
きなはりました
きぶし

醜醉する
雨休み
得不知。よろしからざる
威嚇する言葉
バンコ。涼み台
目を覚す
恐い
主に女の第一人称
マツチ
妻
母
おでき
勝手放題
加える
肩に担う
例えば小坂り(地名)に行つてからん等使う
特に花園、松山
樁の突
頭
汚い
(町噂語)いらつしやいませ
娼妓

きめり。肝入。
ぎりぎす
きんぴら
く
くやく
くわんじん
け
けつどんか
けまつるる
けんどか
こ
こいつぱい
こぎやん
こさぐ
こずむ
ごつか
こつけねずみ
こびる
御免なはりまつせ
ごや
さ
さかしか
さでる
さるしご
さんごろう

村の達しを触れ歩く人
頭毛のうず巻
特に女等気の強いすばしこい人
公役
乞食
けれども
蹟く
取り付きが悪い人。恐い顔付の人
二合半
こんな
かき落す
積上げる
取り付き憎くい堅い人
頭毛の抜けた老ねずみ
御八ツ
御免下さい
祭の前夜
達者、出産、賢しい
掻き集めて浚う
昔の大工用具で三間と四間と五間を結めば直
角三角形になり家の歪み等測るに用ゆ
粟飯のコゲつきを粟飯のさんごろうと言う

し

しかぶる

無意識に出してしまふこと。 寝小便

じだ

田地、土地、地面

じゃすかん

大嫌い（特に女が使う）

しゃまぎる

さし出る

じんべん

よくもまあ。 珍しい

す

すがり

螺、嬴、蟻

すくらかす

膨張させる

すぎる

後退する事

すゞめ貝

蜆貝

すたむる

水気を去る。 一雫まで水を出す。

すつけんぎよ

片足で跳ぶ事。 ケンケン。

すったくろ

禄でなし、悪い者、抜け目のない者。

すびく

底冷えする

ずる

出る

せ

ぜいたん

下水溝、どぶ

せしかう

極めて忙しく働く。横よりはいりこむ。いらぬ事をして邪魔をする。

そ

そうにや

相当多い事

そうよ

残らず。 全部

そるだけん

それで

そるば

それを

た

たぎる

熱い。 わく

だつか

おとなしい

たばく

煙草のなまり

たまがる

びっくりする。 魂消る

たまらん

堪らない

たんなか

田地、田圃

ち

ちなむ

つれだつて歩む。 道連する

ちねる

眠る

ちよづどこる

便所

ちよじよ

重畳、有難う

ちよくらかす

人をからかう

ちようちん

照明器具。 実力のない事（仮にその意）

ちんちくれ

あわてふために逃げる格好等ユーモラスである

つ

つこくる

ころぶ

つるのは

譲り葉

て

てんご

手遊びばくち

でらん

出ない

てんげ、てんげー

タオル・手拭

と

とごゆる

ふざける（巫山戯る）

とつけむにや

途方もない。 飛んでもない。 意外

とつばさき
とくさん
な
なまぐさか
なめる
なんころぶ
なんちゆうたつて
なんてちや
なんこ
に
にがむし
にごはん
ぬ
ぬさん
ぬし
ぬつか
ね
ねえしやん
ねこのピンく
ねつそで
ねまる
ねむし
ねらむ
ねんがら

先端
父
魚臭い
魚の煮付を食べる事。人を軽く見る
横になる
何といても
何か
何
けむつたい人
二合五勺。馬鹿者。
うんざり。つらい。堪らない。耐えが
たい
主人。君
温い
姉
薺(なずな)
昔、商人が着た袖の三角の着物、或は農夫の
作業衣
腐る
ふけ
ねらむ(睨む)
根本

ねんころぶ
の
のさん
は
ばいた
ばかう
はそうどる
はりさし
はりかく
はんざり
ひ
ひつぱぐ
ひようこしがら
ひよくつと
ヒラクチ
びんた
ふ
ふうぞ花
ぶて
ふんかがる
へ
へんぼ
ほ
ほげがんつ

ねころぶ
たまらない
何々よの意(熊本に行ったばいた等)
取り合う
はさんでいる
蟻の一種
腹立てる
ねつそでの反対特に女物半襟、羽織の紐のな
い着物
引剥ぐ
黄麻の殻。麻幹
急に。不意に
嫂
横面。頬
宝蔵花。蓮華の花
処置なし。さじを投げる意
草が繁つていて足を取られる様なものをふん
かがるという
蜻蛉
こぶしに呼気をかけて打つ真似をする事

ほとびる。 長く水に浸ってふやける事

ほのくど ほんのくぼ

ほめく 蒸暑い

ほんなこつ 本当

み 本当

みだれおろしの花盛り 子沢山

よ 休日

よけ 休日

ん 休日

格助詞、のという意。例えば、江部ん四郎など。

資料八

網田神社々額裏書 (浜口俊夫報告)

網田神社は先に(昭和五十四年六月完工)拜殿の改築を行なった際、網田宮の社額をおろし、宮総代上田幸人氏が社額の裏書を写しおいたものである。

網田宮掛榜録

明治九年歳次丙子第一月一日與荒川實治 加悦三郎次及門弟子議造 標榜一隻以掛干神前矣恭按社傳

近衛天皇天養元年歳甲子某月日創祀若宮社於此地

云爾來經歲七百三十二年塊々今尚存矣 余嘗奉命編白川縣管内地誌

明治六年歳癸酉夏來檢此地會謁若宮神社大有感則拜跪久爲 當時朝

旨禁以神名爲社號宜以郵名地名改称之故更若宮號爲網田宮也 初余

産八代城中長街北隅其邸傍外郭之溝壁也 蓋八代城者係元和八年歳壬戌士成加藤右馬允正方之建築距今二百五十五年當時城壁所植之松々今長梢冲天蟠根數百步而在我屋後者三株健益蒼翠真可愛也 况風夕雨朝如絲如竹加清泉激石也清音常干断能洗我耳乃我松雨亭號原是矣時移也

換明治三年歳庚午前知藩事細川公請朝廢熊本城及八代城則所植之老松亦盡爲所剪除溝壁變而作耕地蓋桑田碧海之變自古皆然無奈耳我愛松之爲材也長六丈強絰一尺末曾見忝材之長大如個也 昔者王子猷愛竹隴咏日何可一日無此君余於此松然遺憾無息爲乃此幹端命斧斤爲遺愛之備也 明治七年歳甲戌十月余爲宇土郡網田齋小教員八年歳乙亥一月旋望妻子來居干地閱歲既一周於是荒川加悦三子議以所育之松材造標榜謹掛干神前作銘祝日學事與隆風俗挽回神德普及多出賢才災禍不至盡力根培勉向道爲棟梁材

明治九年一月元始日 磯田正 敬識

戸口齋教員 荒川實 治校

網田齋助教 加悦三郎次書

本匠 橋本嘉平次

漆匠 本田恵 教

后工 國廣榮次郎

宇土八水用水路竣工之碑

宇土町報告

〔宇土町〕 宇土町八水用水路組合創立
昭和九年十一月一日 宇土町八水用水路組合創立

- 宇土町長 甲中 賢
- 綾川村長 北野九郎八
- 網津村長 斎藤 徳彦
- 花園村長 井藤 啓吉
- 不知火村長 佐々木三郎
- 志保村長 田代 勝春
- 守富村長 丸谷 新藏
- 杉倉村長 笠藤 勉七

〔同年 水利組合職員二十五名 各職兼任
昭和二十六年六月一日 土地区域の制定により宇土町八

〔同年 総代員二〇〇名 選挙法により選任
昭和三十三年三月 宇土町外四ヶ村土地区域名称變更

〔昭和三十三年三月 宇土八水土地改良区に變更
昭和二十九年 大塚村及び排永農事事業上

〔昭和二十九年 大塚村及び排永農事事業上
昭和四十八年 大塚村及び排永農事事業上

〔昭和四十八年 大塚村及び排永農事事業上
昭和四十九年 宇土八水土地改良区に變更

〔昭和四十九年 宇土八水土地改良区に變更
昭和五十四年六月吉日

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔昭和五十四年六月吉日
宇土八水土地改良区

〔宇土八水用水路竣工之碑
昭和九年十一月一日 宇土町八水用水路組合創立

〔宇土八水用水路竣工之碑
昭和九年十一月一日 宇土町八水用水路組合創立

〔宇土八水用水路竣工之碑
昭和九年十一月一日 宇土町八水用水路組合創立

〔宇土八水用水路竣工之碑
昭和九年十一月一日 宇土町八水用水路組合創立

〔宇土八水用水路竣工之碑
昭和九年十一月一日 宇土町八水用水路組合創立

〔宇土八水用水路竣工之碑
昭和九年十一月一日 宇土町八水用水路組合創立

〔宇土八水用水路竣工之碑
昭和九年十一月一日 宇土町八水用水路組合創立

〔宇土八水用水路竣工之碑
昭和九年十一月一日 宇土町八水用水路組合創立

〔宇土八水用水路竣工之碑
昭和九年十一月一日 宇土町八水用水路組合創立

編集後記

宇土市史研究第二号、やっと完成することができた。一部の原稿は早くいただいておりますながら、編集の都合で遅れてしまったことを深くお詫び申しあげます。

各会員の奉仕的精神と、旺盛な研究意欲によって支えられている本誌が、創刊号一篇七三頁、第二号一篇八六頁と紙数も増し、着実に歩みはじめたようだ。御協力感謝申しあげます。

しかし、あまり樂觀的にならず、やや気をひきしめて行こうと思う。第三号をいかに乗りきるか、重要なところである。

宇土市史研究は、宇土市の歴史に関する資料収集・研究を主な目的としているが、必ずしも宇土市という枠にとらわれることなく、広い視野に立つことも必要であろう。各方面からの情報提供と、各位の積極的参加を望んでやまない。

なお、校正に吉本恵子さんの協力を得た。記して謝意を表す。

(社会教育課長 久森庸助)

宇土市史研究

第二号

昭和五十六年三月二十五日 印刷

昭和五十六年三月三十一日 発行

発行
宇土市史研究会

宇土市教育委員会

印刷(筒) 下田印刷

